

令和5年3月八峰町議会定例会会議録（第1日）

令和5年3月2日（木曜日）

議事日程第1号

令和5年3月2日（木曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 選挙第1号 「秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」
- 第5 議案第1号 専決処分事項の報告について  
(令和4年度八峰町一般会計補正予算（第11号）)
- 第6 議案第2号 八峰町個人情報保護法施行条例制定について
- 第7 議案第3号 八峰町情報公開・個人情報保護審査会条例制定について
- 第8 議案第4号 八峰町情報公開条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 発議第1号 八峰町議会の個人情報の保護に関する条例制定について
- 第10 議案第5号 八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定  
について
- 第11 議案第6号 八峰町の証明事務等の窓口を農業協同組合に設置する条例を廃止  
する条例制定について
- 第12 議案第7号 定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部  
を改正する条例制定について
- 第13 議案第8号 八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第9号 八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第10号 八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第11号 八峰町障害者基幹相談支援センター設置条例制定について
- 第17 議案第12号 八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を  
改正する条例制定について
- 第18 議案第13号 八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条  
例の一部を改正する条例制定について

- 第 1 9 議案第 1 4 号 八峰町特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 2 0 議案第 1 5 号 八峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 2 1 議案第 1 6 号 八峰町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する郵便局の指定の取り消しについて
- 第 2 2 議案第 1 7 号 令和 4 年度八峰町一般会計補正予算（第 1 2 号）
- 第 2 3 議案第 1 8 号 令和 4 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 4 議案第 1 9 号 令和 4 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 5 議案第 2 0 号 令和 4 年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 6 議案第 2 1 号 令和 4 年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 2 7 議案第 2 2 号 令和 4 年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 第 2 8 議案第 2 3 号 令和 4 年度八峰町下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 第 2 9 発議第 2 号 予算特別委員会の設置について審議
- 第 3 0 予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第 3 1 議案第 2 4 号 令和 5 年度八峰町一般会計予算
- 第 3 2 議案第 2 5 号 令和 5 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第 3 3 議案第 2 6 号 令和 5 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第 3 4 議案第 2 7 号 令和 5 年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 3 5 議案第 2 8 号 令和 5 年度八峰町沢目財産区特別会計予算
- 第 3 6 議案第 2 9 号 令和 5 年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算
- 第 3 7 議案第 3 0 号 令和 5 年度八峰町営診療所特別会計予算
- 第 3 8 議案第 3 1 号 令和 5 年度八峰町簡易水道事業会計予算
- 第 3 9 議案第 3 2 号 令和 5 年度八峰町下水道事業会計予算
- 第 4 0 議案第 3 3 号 八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について
- 第 4 1 議案第 3 4 号 八峰町教育委員会委員の任命について
- 第 4 2 議案第 3 5 号 八峰町沢目財産区管理委員の選任について
- 第 4 3 議案第 3 6 号 八峰町沢目財産区管理委員の選任について
- 第 4 4 陳情第 1 号 「最低賃金の改善求める意見書」の採択を求める陳情について

第45 陳情第 2号 最低賃金の改善にあたり、「中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について

第46 陳情第 3号 消費者被害を防止、救済するための特定商取引法の抜本的法改正を求める陳情書について

---

出席議員（12人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一人	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地 薫
7番 腰山良悦	8番 見上政子	9番 須藤正人
10番 門脇直樹	11番 山本優人	12番 皆川鉄也

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町 長	堀内満也	副町長	日沼一之
教育長	川尻茂樹	総務課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長	和平勇人
税務会計課長	成田拓也	企画財政課長	高杉泰治
福祉保健課長	石上義久	教育次長	山本節雄
学校教育課長	山内 章	産業振興課長	山本 望
農林振興課長	浅田善孝	建設課長	石嶋勝比古
農業委員会事務局長	工藤善美	生涯学習課長	今井利宏
あきた白神体験センター所長	菊地俊平	防災まちづくり室長	内山直光

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木 高	議会事務局庶務係長	須藤 佳奈子
--------	-------	-----------	--------

---

午前10時00分 開 会

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

それでは、これより令和5年3月8日峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、8番見上政子さん、9番須藤正人君、10番門脇直樹君の3名を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。水木議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（水木壽保君） おはようございます。議会運営委員会の委員長の水木でございます。

ご報告いたします。

当委員会では、2月22日、議長立ち会いのもと、議会運営委員会を開催し、2月3日付けで議長から諮問のあった令和5年度3月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から3月17日までの16日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定いたしました。

なお、本議会上程の陳情について、採択となった場合は意見書の提出が必要となることから、議会最終日に意見書の提出の発議を日程に追加することに決定いたしました。

また、一般質問の割り振りにつきましては、明日の締め切り後に議会運営委員会を開催し決定しますので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本日から3月17日までの16日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月17日までの16日間で決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりですので朗読は省略させていただきます。

堀内町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。

本日、令和5年3月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、誠にありがとうございます。

開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

私は、今回の町長選挙において、町民の皆様のご支持により、初めての町政を担わせていただくことになりました。誠に光栄に存じますとともに、町民の皆様の負託と信頼に大きな責任の重さを感じながら、町民の皆様に満足していただけるような結果を残さなければならないと強く決意しているところであります。

議員の皆様におかれましては、格別のご協力とご指導を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。

このたびの定例会は、予算案及び条例等の案件についてご審議をお願いするものでありますが、議案の提出に先立ち、所信の一端を述べさせていただきます。

私たちが生まれ、育ってきた大切なふるさと八峰町は、今、人口減少や少子高齢化がこれまでにない速度で進み、日々の生活に様々な影響を及ぼしております。

八峰町長として、こうした状況に積極果敢に立ち向かい、町の発展と成長への確かな道筋をつけていくことは今を生きる私たちの大きな使命であると捉え、「ふるさと八峰の創生」に果敢にチャレンジしていくことが重要と考えております。

このため、町の基幹産業である農林漁業については、シイタケや生薬栽培の生産拡大に取り組むとともに、漁港を活用したサーモンの養殖事業や磯根資源の育成等の推進に努めてまいります。

また、女性の様々な意見を町政に反映させ、地域や職場で女性が個性と能力を存分に発揮し、活躍できる環境づくりを進めるほか、県や地元商工会等と連携を図りながら、洋上風力発電が地域の活性化や人材の定着に繋がるよう取り組みを進めてまいります。

さらには、コロナ後を見据えた観光振興や高齢者等が住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けることができる社会の実現、活力ある地域コミュニティづくりの支援等を行うとともに、第2次八峰町総合振興計画や第2期八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な進展を図ってまいります。

八峰町は大変厳しい状況に直面しておりますが、さらなる町政発展のため、あきらめない強い心を持ち、町長としてのリーダーシップと責任を果たしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、提出諸議案の説明に先立ち、12月定例会後の町政及び諸般の動きについて、

その大要をご報告申し上げます。

はじめに、1月5日に役場において開催しました、八峰町交通指導隊出隊式についてであります。

昨年の秋田県飲酒運転追放等競争においては、酒気帯び運転違反件数が1件と、一昨年と比較して1件減少していることや、交通死亡事故が発生しなかったことから、県内25市町村中、昨年の9位から7位へと順位が上昇しております。

しかし、酒気帯び運転がゼロではなかったことから、引き続き、家庭や職場、学校や地域における交通安全思想の普及や啓発など、交通安全活動を幅広く展開し、「飲酒運転の撲滅」や「交通死亡事故ゼロ」の継続に向けた取り組みを強化するとともに、交通事故防止に努めてまいります。

次に、1月8日に開催しました、八峰町消防出初め式についてであります。

出初め式は、例年1月5日に行われておりましたが、消防団員が参加しやすいように、今年は第2日曜日に実施したところであります。

式典に先立ち、秋田銀行八森支店前において、消防団員92名とポンプ車など15台による堂々の分列行進が披露され、その後、八峰町文化ホールにおいて式典を行い、長年にわたって消防活動に尽力された団員の方々の表彰を行うとともに、全員で今年の無火災を誓ったところであります。

今後、消防団や消防署など関係機関と連携しながら、火災予防運動を実施してまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業の進捗状況等についてであります。

町のワクチン接種事業は、峰栄館を会場とした集団接種を昨年5月で終了し、その後は、町営診療所での休日、土曜日接種に切り替えて、現在まで月2回程度の頻度で行ってまいりました。

65歳以上における対象者の1月末現在の接種率は、3回目接種が92.6%、4回目接種が82.1%、5回目接種が46.4%となっております。

また、県では、「コロナ後遺症」の診療を行う医療機関を公表したところでありますが、能代山本地域では11の病院・診療所が受け入れることとしており、町営診療所においても呼吸器症状や精神症状に対し、診療を受け入れることとしております。

コロナ後遺症が疑われる場合は、1人で悩まず、まずは、かかりつけ医や身近な医療機関へ相談するよう周知に努めてまいります。

次に、「コロナ禍における原油価格・物価高騰に関連する3つの給付金」の執行状況等についてであります。

1つ目の「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」事業は、物価・賃金・生活総合対策として、国が電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり5万円を給付する事業であります。

給付率は、2月8日現在で98.4%となっております。

2つ目の県の補助事業により実施した「エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成金」事業は、住民税非課税世帯を対象に、1世帯当たり1万5,000円を給付する事業であります。

給付率は、2月8日現在で98.8%となっております。

3つ目の町の独自事業として実施した「電力・ガス・食料品価格高騰対応特別定額給付金」事業については、このたびの光熱費の価格高騰が非課税世帯のみならず町民全体の生活に影響を与えていることから、県の補助事業の対象とならない世帯に対し、1世帯当たり1万5,000円を給付する事業であります。

給付率は、2月8日現在で97.4%となっております。

いずれの給付金についても、物価高騰の影響に対する生活支援として、できるだけ多くの世帯に対して早期の支給に努めたところであります。

次に、令和5年産米の「生産の目安」についてであります。

県では、県産米の価格と需要を安定させていくため、令和5年産米においても県の「生産の目安」を提示することとし、昨年11月25日に開催された秋田県農業再生協議会臨時総会において、県全体の生産の目安を「38万9,700t」とすることを決定し、公表・通知がされております。

この通知を受け、八峰町農業再生協議会では、町として算定した「生産の目安」を今年1月20日に開催された臨時総会で協議し、町全体の生産数量を昨年と同数の5,598t、面積換算では昨年より1ha多い973haとする目安が決定されました。

協議会では、方針作成者ごとの「生産の目安」を算定し、1月31日付けで各方針作成者へ通知したところであります。

今後は、供給過剰による価格の下落を防ぐため、引き続き、販売計画数量及び事前契約数量の把握に努めるとともに、国や県と連携しながら、加工用米等の非主食用米や大

豆、高収益作物などへの作付転換を推進するための取り組みを進めてまいります。

また、農業再生協議会では、農事班長会議を開催し、町の「生産の目安」の算定方法などを説明するとともに、作付確認野帳等の関係資料を各農家に配布したところであります。

次に、サーモン養殖事業についてであります。

八水株式会社が実施するサーモン試験養殖事業については、昨年の2倍となる1,000尾の養殖を実施するため、新たないけすを作製し、準備を進めてまいりました。

昨年12月27日には稚魚をいけすに投入し、4月下旬から5月中旬の水揚げを目指して、第2回目の養殖試験がスタートしております。

しかしながら、1月20日からの寒波で時化が続き、八水株式会社より、1月27日から30日までの間に約300尾のサーモンが衰弱死したとの報告を受け、この原因は、時化による海面の濁りが続き、それを避ける魚の習性から、逃げ場を探すうちに、網に体をぶつけ衰弱死したものと推測しております。

また、2月13日時点では425尾の衰弱死が報告されており、詳しい原因と対策については、県や八水株式会社等とともに調査分析を行い、今後の対応を検討してまいります。

一方、養殖しているサーモンの名称を地元八森小学校全校児童に募集したところ、64点の応募があり、八水株式会社による審査の結果、3年生の吉田萌々羽さんによる「<sup>かがやき</sup>輝サーモン」が採用されました。

今後は、このネーミングで出荷され、パッケージや商品シール等に使用されることになり、町としても、この「輝サーモン」が安定的に生産され、全国へ販売できるよう、引き続き支援してまいります。

次に、ジオパークの再認定審査結果についてであります。

昨年の11月に2名の審査員を迎え、八峰白神ジオパークの再認定審査が実施され、12月16日に、日本ジオパーク委員会から「再認定」が決定したとの報告を受けたところであります。

後日発表された審査の総評では、前回認定時の指摘事項について、「解決済み」か「ほぼ解決に向けて着手されている」ほか、運営体制の見直しやジオガイドの会の設立、各種検討委員会の設置など、新たな体制で積極的なジオパーク活動が行われていることが評価されております。

また、これからは、地球科学分野の専門員の不在、海域を含めた領域の拡大、ネット



ワーク活動への積極的な参加、ジオツーリズムの推進などに取り組むことが重要であることも指摘されております。

これまで、ジオパークの推進にあたり、関係者の皆様から多くのご支援、ご協力をいただいたことに対しまして、改めて感謝申し上げますとともに、今後は、指摘された新たな課題の解決を図りながら、教育や防災を含めたジオパーク活動に取り組んでまいります。

次に、今冬の除排雪状況についてであります。

今年は、記録的な大雪に見舞われた昨年と比べると降雪量は少なく、気温も高めで推移してはいましたが、1月24日から25日にかけて「10年に一度」の強い寒波があり、本町でも最低気温が氷点下9.2度を観測したところであります。

また、2月15日までの降雪量は、最も多い日で14cm、累計では171cmとなっており、最大積雪深は24cmと平年並みに推移している状況であります。

今冬の特徴として、日中に気温が上昇し、解けた雪で夜に路面が凍結する状態を繰り返しているため、凍結防止に力を注いでいるほか、暴風雪による吹き溜まりや、ぬかるんだ轍で道路交通に影響を及ぼす恐れがある場合は、道路パトロールを強化するなど、日中においても適切な除雪作業に取り組んでおります。

こうした、きめ細かな除排雪に取り組んだ結果、1月末には除雪費のうち需用費や委託料の執行率が75%を超えたため、予算不足が見込まれたことから、必要経費を追加する補正予算を2月8日に専決処分いたしました。

次に、図書・読書活動についてであります。

昨年12月8日、「図書室の充実に役立てていただきたい」と、八森の金谷信榮様から150万円のご寄附をいただきました。金谷様のご厚意に対し、心から感謝を申し上げます。

また、八峰町の読書活動は盛んで、昨年度1年間に貸し出された図書は2万1,000冊を超えており、人口1人当たりの貸出冊数や蔵書数、購入費用では、県内でもトップレベルにあります。

町としましては、引き続き、図書室の充実を図りながら読書活動を推進し、町民文化の向上に努めてまいります。

次に、八峰町スポーツ文化栄誉賞についてであります。

先月25日、峰栄館において、今年度のスポーツ文化栄誉賞授与式を行ったところであ

ります。

受賞者数は、町長賞が個人4名、教育委員会賞が17名、小中学生奨励賞が7名及び一団体、合わせて28個人、1団体でありました。

受賞された皆様は、たゆまぬ努力と強い意思を貫かれ、八峰町の名前を全国や東北、県内に広く知らしめ、町民の皆様に誇りと元気を与えてくれた方々であります。正に称賛に値するものであり、心からお祝い申し上げますとともに、今後のさらなるご活躍を期待いたします。

次に、ことぶき大学についてであります。

先月28日に八峰町文化ホールで今年度の閉講式を開催し、修了証書や卒業証書、皆勤賞等を授与いたしました。

また、閉講会式終了後には、大館市にお住いの日本山岳ガイド協会・認定登山ガイドの大川美紀先生をお招きし、記念講演を行い、秋田の山々に関する貴重なお話と、プロジェクターによる美しい映像により、参加された学生の皆様は大変感激された様子でありました。

ことぶき大学では、今後も質の高い学習機会の提供に努め、「心と体の健康づくり」を図ってまいります。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第1号、専決処分の報告については、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第11号）について、議会の承認を求めるものであります。

議案第2号、八峰町個人情報保護法施行条例制定については、個人情報保護法の改正により、法の適用範囲が地方公共団体まで拡大されたことに伴い、従前の条例を廃止し、新たに条例制定しようとするものであります。

議案第3号、八峰町情報公開・個人情報保護審査会条例制定については、個人情報保護法の改正内容に準拠するため、従前の条例等を廃止し、新たに条例制定しようとするものであります。

議案第4号、八峰町情報公開条例の一部を改正する条例制定については、個人情報保護法の改正により、用語の改正に対応するため、条例改正しようとするものであります。

議案第5号、八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、育児休業法の改正により、取得できる職員及び取得回数を緩和するため、条例改正しようとするものであります。

議案第6号、八峰町の証明事務の窓口を農業協同組合に設置する条例を廃止する条例制定については、ワンストップサービスの廃止に伴い、関係条例を廃止しようとするものであります。

議案第7号、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例等の一部を改正する条例制定については、地方公務員法の改正により、職員の定年年齢が65歳に段階的に引き上げられたことについて、条例改正しようとするものであります。

議案第8号、八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定については、道路法施行令の改正により、道路占用料が見直しされたことに伴い、条例改正しようとするものであります。

議案第9号、八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定については、町営住宅の一部を廃止し、地域活性化住宅に編入するため、条例改正しようとするものであります。

議案第10号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、健康保険法施行令の改正により、出産育児一時金の額を改定するため、条例改正しようとするものであります。

議案第11号、八峰町障害者基幹相談支援センター設置条例制定については、障害者基幹相談支援センターについて、町の施設として位置づけるため条例制定しようとするものであります。

議案第12号、八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定については、消防団員の報酬を引き上げるため、条例改正しようとするものであります。

議案第13号、八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、国基準の改正に準拠するため、条例改正しようとするものであります。

議案第14号、八峰町特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、国基準の改正に準拠するため、条例改正しようとするものであります。

議案第15号、八峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、国基準の改正に準拠するため、条例改正しようとするものであります。

議案第16号、八峰町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する郵便局の指定の取り消しについては、ワンストップサービスの廃止に伴い、指定を取り消すことについて、関係法律の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第17号、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第12号）は、9,082万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を69億9,702万5,000円とするもので、主な歳出は、繰越事業の追加のほか、実績見込みに基づく歳入歳出の補正であります。

議案第18号、令和4年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、8,836万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を9億4,875万8,000円とするもので、主な歳出は、保険給付費及び基金積立金の追加などであります。

議案第19号、令和4年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、1,782万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を14億3,802万1,000円とするもので、主な歳出は、保険給付費及び基金積立金の追加であります。

議案第20号、令和4年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第2号）は、54万円を減額して、歳入歳出予算の総額を2,294万7,000円とするもので、内容は、収入額の確定に伴う交付金の精算であります。

議案第21号、令和4年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第4号）は、予防接種収入等の増に伴い、一般会計繰入金を減額する歳入の組替補正であります。

議案第22号、令和4年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第5号）は、収益的収入のうち、給水収益の減免分を一般会計補助金で補填する組替補正であります。

議案第23号、令和4年度八峰町下水道事業会計補正予算（第4号）は、収益的収入のうち、使用料収入の減免分を一般会計補助金で補填する組替補正であります。

議案第24号、令和5年度八峰町一般会計予算は、新年度当初予算案であります。

議案第25号、令和5年度八峰町国民健康事業勘定特別会計予算から議案第30号、令和5年度八峰町営診療所特別会計予算までの6議案は、各特別会計当初予算案であります。

議案第31号、令和5年度八峰町簡易水道事業会計予算及び議案第32号、令和5年度八峰町下水道事業会計予算は、各事業会計当初予算案であります。

議案第33号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入については、一般会計からの繰入について、地方財政法の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第34号、八峰町教育員会委員の任命については、教育委員会委員に田村朋子氏を任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第35号、八峰町沢目財産区管理委員の選任については、沢目財産区管理委員に田村利満氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第36号、八峰町沢目財産区管理委員の選任については、沢目財産区管理委員に鈴木正志氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

報告第1号及び第2号は、単独事故によりリース車両を全損させたことについて、「八峰町長の専決処分の指定に関する条例」の規定に基づき、損害賠償を行うこと及び損害賠償に要する費用を措置した令和4年度八峰町一般会計補正予算（第10号）の専決処分報告であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は36議案で、報告は2件であります。

詳細につきましては各議案の提案の際に説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、令和5年度の予算編成方針とその主な施策について申し上げます。

2022年は、新型コロナウイルスの感染拡大から3年目を迎え、オミクロン株による第6波では「まん延防止等重点措置」が適用され、経済活動が制限されましたが、ワクチン接種率向上に伴う新規感染者数の減少を受け、3月には同措置が解除されたところがあります。

以降、第7波、第8波と感染者数の増減を繰り返しながらも、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」などの行動制限を設けることなく、感染症対策と社会経済活動を共存する「ウィズコロナ」の状態化が続いております。

こうした中、日本経済は、「全国旅行支援」などの施策もあり、全体としては穏やかな持ち直しの動きが続いたものの、実質GDP成長率では、四半期ごとに前期比プラスとマイナスを行き来する動きを繰り返しており、安定成長軌道には至っておらず、世界的な半導体等部品供給不足をはじめ、ウクライナ情勢の長期化に伴う燃料や光熱費、食料品等の物価高騰という重要課題は、新型コロナウイルス同様、抜本的な解決の見通しが立たないまま、2023年に持ち越されております。

一方、県内経済は、3年ぶりに「竿燈まつり」や「大曲花火大会」等の大型イベントが開催されたほか、9月の「あきた芸術劇場ミルハス」のグランドオープンや、10月には新たなブランド米「サキホコレ」が市場デビューするなど明るい話題もあり、生産や個人消費を中心に、一部に弱さを残しながらも全体としては穏やかな持ち直しの動きが続いております。

このような社会情勢の中で、国の令和5年度の予算編成は、「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、「新しい資本主義」の実現に向けた重点投資として、質の高い教育などを目指す「人への投資と分配」、脱炭素に向けた「グリーントランスフォーメーション（GX）」、デジタル社会を目指す「デジタルトランスフォーメーション（DX）」など、官民が協働で重点的・計画的な投資と改革を行い、課題解決と経済成長を同時に実現することを目指しております。

また、地方財政については、「地域のデジタル化推進」、「地域の脱炭素化の推進」、「自治体の施設の光熱費高騰への対応」の3つを課題として掲げております。

地方交付税については、「新経済・財政再生計画」等を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、令和4年度の水準を出口ベースで1,500億円、率にして0.2%増の引き上げを要求するとされております。

八峰町の令和5年度当初予算編成に当たっては、合併以降、施設の統廃合や事務事業の見直し、定員管理などの行財政改革に取り組んできたものの、今後の財政運営については、主たる歳入である普通交付税は厳しい局面が続くことが予想されることから、現在の行政サービス水準の提供が相当困難になると想定され、事務事業の取捨選択をこれまで以上に求められている状況にあることを念頭に置き、編成作業に当たることといたしました。

このため、令和3年3月に策定した「第2次八峰町総合振興計画」後期基本計画に基づき、町の将来像「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」実現のための通年予算を編成したところであります。

中でも、町が令和2年3月に策定した「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく施策については、人口減少の急速な進行を抑制するとともに、若い大人の方々を増やしていくため、引き続き、産業振興や定住・移住対策、少子化対策に向けた取り組みを推進する予算編成としております。

令和5年度一般会計予算については、旧八森小学校解体事業と旧源泉施設の解体撤去等を盛り込んだほか、「町道白神ニッ森線」の災害復旧事業を当初予算に計上したことなどから、総額は前年度より2億1,000万円多い64億5,200万円となっております。

なお、歳入に不足が生じ、やむを得ず財政調整基金から5億円を繰り入れております。それでは、項目ごとに主要施策についてご説明いたします。

岩館地区防災コミュニティセンター建設事業については、令和4年度において予算計

上し、全額を繰越明許費として建設工事に着手する計画としておりましたが、急激な円安を背景に、建設資材、とりわけ木材価格が大幅に上昇しており、起債申請時の事業費を大きく上回る見込みとなっております。

このため、より有利な財源を検討した結果、建設工事は一括発注としますが、コミュニティセンターに併設する第15分団の機械器具置場部分の工事費を令和5年度予算に分割計上することとしております。

なお、工事契約につきましては、予算成立後、速やかに着手し、後日、契約議案を臨時議会に提案させていただく予定としておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、かねてから要望のありました峰浜水沢三ツ森地区にコミュニティセンターを建設し、三ツ森町内会のコミュニティ活動を促進いたします。

次に、定住・移住関連事業については、「定住促進用空き家改修事業」を実施するほか、国の地方創生推進交付金事業により「移住支援金事業」を県と県内全市町村の共同事業として実施いたします。

また、地域おこし協力隊の活動費を計上し、若者等の定住及び地域の活性化を促進いたします。

地域公共交通対策については、「バス乗車券類購入支援事業」を実施し、バス利用者の負担軽減を図るほか、交通弱者にとって真に必要な地域公共交通については、「町内巡回バス及びデマンド型乗合有償運送事業」を実施いたします。

また、少子化対策については、独身の男女が勤務している企業や官公署等が協力した「出会い応援事業」を白神八峰商工会と連携しながら実施してまいります。

次に、福祉保健関係について申し上げます。

成年後見支援センターについては、認知症や知的障がい、精神の障がいがあっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、そしてまた、より多くの皆様に認識していただけるよう、権利擁護事業の強化に努めてまいります。

高齢者福祉については、高齢者の皆様が生きがいを持ち健康で安心して暮らせるよう、「外出や食の自立を支援する事業」、「高齢者の生きがいと健康づくりを推進する事業」等を実施いたします。

また、いわゆる共助の実践の場となる、住民主体での軽い運動やゲーム等により楽しく充実した時間を過ごしていただく、自主的な通いの場づくり「通所型サービスB事業」は、町内全ての地域での実施を目指しております。

障がい者福祉については、障がい者の自立支援に努めるとともに、障がい者が必要とするサービス提供体制の整備を図ってまいります。

また、障がい者本人や保護者等が将来に対する不安解消に向けた支援への取り組みとして、地域生活支援拠点事業所「はっぼう」を、より多くの皆様から認識していただけるよう普及啓発に努めるとともに、事業所との相互連携を強化し、障がい者が安心して暮らせるよう、地域全体で支える活動を推進してまいります。

福祉医療費については、対象となられる方々への適切なサービスを継続するほか、子育て世帯については、高校生までの医療費の無料化や小・中学校への入学時に「育児助成金」を支給するなど、切れ目のない支援により、保護者の経済的な負担軽減を図ってまいります。

健康増進対策については、集団健診を秋田県総合保健事業団へ委託して実施するほか、町民の皆様の健康増進を図るため、健康教室や健康相談、訪問指導等の保健事業を実施してまいります。

併せて、各種がん検診等については、受診者の負担軽減を図るため、節目年齢の方に対する無料クーポンの交付のほか、脳血管疾患の早期発見等を目的に行う、脳ドックの検診費用なども助成してまいります。

予防接種事業については、任意予防接種事業として、乳幼児のおたふくかぜワクチンや妊婦、ゼロ歳から18歳まで及び65歳以上を対象とした季節性インフルエンザワクチンの接種費用に対する助成を行ってまいります。

また、新型コロナウイルスワクチンの接種事業については、国からの最新情報を町民の皆様に適宜提供しながら、交通弱者等への対応を含め、きめ細かに配慮し、接種率の向上に努めるよう、事業を進めてまいります。

母子保健対策については、妊娠・出産・子育ての相談を一元化するために設置した「子育て世代包括支援センター」をより身近に感じていただけるよう、乳幼児を対象とした子育て支援や母子の健康保持・増進を積極的に支援してまいります。

不妊に悩む夫婦の精神的・経済的な負担を軽減するため、一般・特定不妊治療や不育症治療への助成を継続するとともに、赤ちゃん誕生祝い金を一律10万円支給するなど、子育て世代の生活環境の安定に向け、切れ目のない支援を行ってまいります。

自殺予防対策については、生活とこころの無料相談会の開催や地域で自殺予防の活動をしている「陽だまりの会」をはじめ、ふれあいネットワーク会議など福祉関係団体と



連携しながら、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、予防活動を展開してまいります。

次に、農林関係について申し上げます。

生産振興・経営安定対策については、農業者の高齢化や担い手不足が加速する中で、人材の確保や組織体制の強化等を支援する国の「集落営農活性化プロジェクト促進事業」を活用し、効率的な生産体制の確立に繋がる取り組みを支援いたします。

また、米依存農業からの脱却を目指し、複合型生産構造への取り組みを支援する県の「夢ある園芸産地創造事業」や、町の「中心経営体育成支援事業」により、認定農業者等が経営規模の拡大や複合経営に取り組むため、農地を集積し、併せて生産の効率化を図るために必要な機械・施設の導入を支援してまいります。

担い手の育成・支援については、国の「農業次世代人材投資事業」等により、多様な担い手の育成等後継者確保対策に取り組み、若い就農者の確保と地域農業への定着に努めてまいります。

また、令和4年度まで県が実施した「半農半X等人材確保事業」を、令和5年度からは町で取り組むこととし、農林漁業の人材確保と本町への移住・定住の推進に繋げてまいります。

生薬栽培事業については、現在出荷している「カミツレ」について、生産組合主導での生産体制を進め、「キキョウ」についても、調製作業場の整備が完了したことから、カミツレと同様に生産組合主導の体制を構築し、生産者及び栽培面積の拡大に繋がる取り組みを実施してまいります。

また、2品目以外に取り組んでいる生薬については、購入に前向きな企業との交渉を継続して、販路拡大を図ってまいります。

農業農村整備事業については、「農地中間管理機構関連ほ場整備事業」を活用し進めている「田中野田地区」において、令和5年産収穫後の秋頃から面整備工事に入る予定であります。

また、調査3年目の「沼田田中地区」では、令和6年度の事業採択に向け実施計画の策定を行うほか、ほ場整備事業と併せ実施する「かんがい排水事業」においても基本設計に着手することとしております。

林業振興については、森林整備を効率的に進めるため、森林環境譲与税を活用し、令和5年度から3カ年で森林境界の明確化と資源解析データを作成するための航空レーザ

測量等を実施し、森林所有者への整備方針の意向確認調査の迅速化を図ってまいります。

また、松くい虫やナラ枯れの防除対策については、国や県の補助事業を活用しながら取り組むとともに、町単独事業で住宅付近で緊急性の高い箇所等について対処してまいります。

次に、産業振興関係について申し上げます。

町内の経済及び雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響から、いまだ厳しい状況下であり、より一層の就業支援とスキルアップを図るため、「雇用創出活動支援事業」や「資格取得支援事業」等を実施してまいります。

水産業の振興については、磯根資源の再生を図るため、岩盤清掃を用いてギバサ藻場の再生を目指す「藻場再生調査業務」に取り組むほか、資源が減少しているアワビについて、原因の究明と効果的な資源管理方法の確立を目的に「アワビ資源対策調査業務」を行うこととしております。

また、漁業者の所得の向上や漁師の担い手を確保するため、昨年12月に締結した「サーモン養殖事業に関する四者協定書」に基づき、養殖事業の本格実施に向け支援してまいります。

さらに、秋田県漁業協同組合に対し、「漁業経営安定資金」の短期貸付けを行うとともに、漁業共済掛金の一部を助成し、漁業経営を支援してまいります。

八森漁港及び岩館漁港における「水産物供給基盤機能保全事業」については、産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化を図るため、漁業関係者と調整を図りながら進めてまいります。

また、漁獲可能な資源の維持と漁場機能回復を図るため、「海底耕耘」に取り組んでまいります。

人材確保対策業務については、町内事業所において広く人材の確保を図るため、町内の求人情報を全国的なサイトと連携してまいります。

また、ハタハタやシイタケ、梨等の地域資源を活用した商品開発や新分野への参入に必要な設備等に対する補助金により、町内事業者に対し支援してまいります。

観光振興については、白神山地が世界自然遺産に登録されてから今年で30年の節目となることから、関係団体と連携した記念イベント等の実施を検討してまいります。

ハタハタ館及び御所の台ふれあいパーク、ポンポコ山公園については、本町の観光振興に大きく寄与していることから、指定管理者と連携を図りながら、引き続き、施設、

設備等の充実・維持管理に努めてまいります。

特に、ハタハタ館については、建設から30年近くが経過し老朽化していることから、非常用発電機の更新及び防火シャッターの改修工事を実施するほか、ポンポコ山公園パークセンターについては、施設の長寿命化を図るため、屋根及び外壁の塗装工事を実施いたします。

なお、「御所の台エリア再構築構想」については、関係団体と連携しながら、「道の駅はちもり」の移転も含め、町全体の観光や商工業の振興に繋がるような構想となるよう検討を進めてまいります。

次に、建設関係について申し上げます。

道路事業については、町道の安全対策として「町道水沢ダム線」の防護柵設置や「町道石川南二号線」の道路改良を行うほか、前年度からの継続事業となる「町道滝の間繋線」の法面保護工事などを進めてまいります。

除雪事業については、除雪車輛の更新計画に基づき、最も古い9 t級ドーザー1台を更新し、除雪体制の充実を図るとともに、委託業者と連携を強化し、気象状況に応じた適切な除排雪に取り組んでまいります。

また、住宅リフォーム支援として定着した「八峰町住まいづくり応援事業」については、新年度も継続し、町民が快適で安全・安心な居住空間を確保できるように取り組んでまいります。

次に、消防防災関係について申し上げます。

空き家対策関連事業については、空き家対策協議会と具体的な施策を協議して、「空家等対策計画」に基づき適正な空家管理を進めていくほか、危険な空家等の放置を避けるため、「八峰町安全安心なまちづくり推進事業」に取り組んでまいります。

防災・減災対策については、現在使用しているアナログ方式移動系無線の周波数使用期限が終了することから、新しくデジタル方式系移動無線への切り替えを行い、消防・捜索の活動や災害発生時等の伝達対応に利用するなど、迅速な情報伝達に努めてまいります。

次に、学校教育関係について申し上げます。

幼保連携型認定こども園については、職員の確保・育成を図り、幼児保育の充実に努め、保育料については、3歳以上の園児については全額を、3歳未満については半額を免除するほか、副食費の助成についても継続してまいります。

特別支援教育については、発達障害等自立困難な子どもたち一人一人が生活及び学習し、その持てる力を高めて、自立するために必要な指導や支援を行うため、「特別支援教育支援員」を継続して配置してまいります。

また、町の奨学金償還者が町内に住んで就労する場合に、返還金が全額免除となる助成制度を継続してまいります。

給食センターについては、施設の経年劣化に伴い、屋根の全面塗装を行うほか、加熱調理機器を更新し、安心・安全な給食の提供に努めてまいります。

次に、災害復旧関係について申し上げます。

公共土木施設の災害復旧については、昨年8月の豪雨により被災した「町道白神二ッ森線」が路肩決壊により全面通行止めとなっていることから、引き続き、早期復旧に向けて事業を加速してまいります。

続いて、各特別会計の概要について申し上げます。

「八峰町国民健康保険事業勘定特別会計」については、被保険者数の減少から年々国税収が減少している一方、1人当たり給付費が増加していることから、引き続き、被保険者の健康の保持・増進のため、病気の重症化予防や健診の受診率向上に努めてまいります。

「八峰町介護保険事業勘定特別会計」については、令和3年度から令和5年度までとした「老人福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき、介護保険事業を円滑に実施するほか、介護予防と健康づくりの一体的実施や認知症高齢者の支援の推進、地域包括ケアシステムの推進に向け、取り組んでまいります。

「八峰町後期高齢者医療特別会計」については、被保険者から納付された保険料を秋田県後期高齢者医療広域連合に納付するためのもので、広域連合と連携しながら適切に処理してまいります。

「八峰町沢目財産区特別会計」については、ゴルフ場用地、工場用地、資材置き場用地のほか、風力発電関連用地の貸付を行うこととしております。

また、平成30年度「森林環境保全直接支援事業」により植栽を実施した水沢山二番については、下刈りを継続して行うほか、森林農地整備センターと白神森林組合と財産区の三者契約している水沢山十番一の立木については、売払いを行うこととしております。

「八峰町合併処理浄化槽事業特別会計」については、下水道整備区域外の地域において、補助制度を活用した個人設置型の浄化槽整備を促してまいります。

また、町が管理する市町村設置型の合併処理浄化槽は、個々の施設で法定検査を実施するほか、浄化槽を保守点検する中で清掃や汚泥処理などを行い、適切な維持管理に努めてまいります。

「八峰町営診療所特別会計」については、町営内科診療所において、引き続き、週4日間、常勤の医師が診療に当たるとともに、歯科診療所については、週5日間の診療といたします。

町営診療所での内科歯科の医療体制の充実により、町民の皆様の健康維持・確保に繋げてまいります。

次に、各企業会計の概要について申し上げます。

「八峰町簡易水道事業会計」については、中長期的な視点に立った計画的・効率的な水道施設の整備・更新や維持管理・運営により持続可能な経営を実現するため、「水道施設台帳」の整備と「アセットマネジメント（資産管理）」の計画を行い、「水道事業ビジョン」の策定を継続いたします。

施設改良については、各浄水場の監視システムが老朽化していることから、八森・観海・岩館、各浄水場のシステム改修に向けて、簡易水道中央監視装置の更新を行ってまいります。

また、八森地区の老朽管や田中橋及び欄干橋に添架されている水道管の更新を行うとともに、「浄水場施設更新計画」に基づき、八森浄水場の設備更新などを実施してまいります。

今後も、住民生活に不可欠な水道水を安全かつ安定的に供給するため、水質管理と施設の維持管理に努めてまいります。

「八峰町下水道事業会計」については、耐用年数を迎えるマンホールポンプ設備の故障が増加していることから、ストックマネジメントにより計画的な設備更新を進めることとしており、公共下水道施設において不具合が生じている椿・畑谷・沼田の各マンホールポンプ設備を更新いたします。

また、各処理場のメンテナンス計画に基づき、八森浄化センター及び沢目浄化センターの水処理設備点検整備を行うほか、漁業集落排水処理施設の機器更新を実施いたします。

以上、主要施策とその概要について申し上げましたが、予算執行に当たっては、厳しい財政事情を踏まえ、効果的かつ効率的な事務事業の推進を念頭に、町民の生活基盤や

福祉の向上、地場産業の振興、町の経済や雇用の活性化などを促進してまいりたいと考えております。

議員の皆様や町民の皆様からの特段のご協力をお願い申し上げ、令和5年度予算編成方針の説明といたします。

私からは以上であります。

(「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 休憩いたします。

午前10時57分 休憩

.....  
午前10時57分 再開

○議長(皆川鉄也君) 再開いたします。

堀内町長。

○町長(堀内満也君) 先ほど行政報告の中において、議案第17号、令和4年度八峰町一般会計補正予算についてでございますけども、「9,082万1,000円を追加して」と申し上げましたが、「減額」の誤りでした。訂正いたします。申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長(皆川鉄也君) 休憩いたします。11時5分より再開いたします。

午前10時58分 休憩

.....  
午前11時05分 再開

○議長(皆川鉄也君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第4、選挙第1号、「秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を議題とします。

説明させます。佐々木議会事務局長。

○議会事務局長(佐々木高君) ご説明させていただきます。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員については、当該市町村の長又は議員のうちから1人を、地方自治法第118条の例により、投票又は指名推選により選出することとなっております。

森田前町長が逝去されたことにより、現在欠員となっておりますので、本日ご提案するものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、当職より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、指名の方法については、当職より指名することに決定しました。

お諮りします。秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員については、堀内町長を指名し、当選人としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員には、堀内町長がその当選人となることに決定しました。

日程第5、議案第1号、専決処分事項の報告についてを議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第1号、専決処分事項の報告についてをご説明いたします。

議案第1号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第11号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

次のページをお開き願います。

専決処分書でございます。

令和4年度八峰町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,820万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億8,784万6,000円とするものでございます。

このたびの専決処分の補正予算は、除雪費の追加補正でございます。

昨年12月中旬以降、1月末までの稼働状況による除雪オペレーター業務委託料の執行状況は73.6%となっており、2月初旬の降雪により、2月6日時点で同委託料の執行状況が95%に達する見込みでありますことから、今後の除排雪業務状況を勘案し、2月8日付けで専決処分したものでございます。

歳入歳出の補正理由について、事項別明細書6ページ以降をご覧くださいながら、歳入歳出の順にご説明いたします。

6・7ページをお開き願います。

歳入の19款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出補正全体の調整のため、財政調整基金繰入金1,820万円の追加補正でございます。

続きまして歳出をご説明いたします。

8・9ページをお願いいたします。

8款土木費2項道路橋梁費4目除雪費の1,820万円の追加補正でございます。内訳としまして、3節職員手当等につきましては、職員の時間外勤務手当10万円の追加補正でございます。10節需用費の消耗品では、凍結抑制剤の購入費として450万円を、燃料費は、除雪車両の軽油代として50万円を、修繕料は、除雪車両の出動回数の増加により修繕が嵩むことが予想されることから210万円を追加し、合わせて需用費710万円の追加補正でございます。12節委託料につきましては、除排雪車両の借り上げを含めた除雪オペレーター等への除排雪業務委託料1,100万円の追加補正でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただき、何とぞご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第2号、八峰町個人情報保護法施行条例制定についてを議題とします。  
当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） 議案第2号についてご説明いたします。

議案第2号、八峰町個人情報保護法施行条例制定について。

八峰町個人情報保護法施行条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものでございます。

次のページは、条例案の本文でございます。

令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に基づき、個人情報の保護に関する法律、個人情報保護法が改正され、個人情報の定義や匿名加工情報の取り扱いの明確化等、全国的な共通ルールを法律で規定し、独立行政法人を含む、国の機関及び地方自治体まで所管を個人情報保護委員会に一元化されることとなりました。法律が個人情報保護の共通ルールとなったことにより、現行条例の全部について見直しが必要となったため、これを廃止し、新たに条例制定するものでございます。

なお、条例の施行日は、法律の施行日と同日とするよう定められており、令和4年4月1日に遡及して施行されることとなりますが、法律の改正に伴う個人情報の取り扱いルールに抜本的な変更はありませんので、影響はございません。

説明は以上でございます。何とぞご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 伺います。

決定、開示決定を受けてない保有個人情報に係る訂正請求等ってありますけれども、4条、第4条に。この訂正するにも何も、この個人の情報っていうのは、何が個人の情報に入っていて、それを訂正するというにも訂正のしようがないんじゃないかと思うん

ですけれども、情報っていうのは何が個人情報あるんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

個人情報とは、氏名、生年月日、住所など、個人に属する情報を全て個人情報と言っております。

この4条の規定に関しては、自分の情報を使われているというふうに判断される場合に、その情報が間違っているのではないかという場合は訂正を請求できるという意味になっておりまして、例えば自分の名前の書いたものが届いたけれども字が違うとか、こういった場合、個人情報の訂正を求めるということになりまして、これはいわゆる開示請求とは違った形でも自分の情報は訂正できますよという規定でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 個人の名前、生年月日、それは個人情報とは言わないでしょう。あれはもう開示されてるし、選挙人名簿だってちゃんと見れるんだから、それは個人情報じゃなくて、もっともっといっぱいいろんなその個人情報が含まれているんでしょう。生年月日の訂正とか名前の訂正とか、そういうものではないと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） ただいまの質問にお答えいたします。

氏名、生年月日、住所等についても個人情報でございます。

見上議員のご指摘については、例えばそのことについて、家族だとか自分の例えば婚姻に関することや所得に関する事、こういったことも当然個人情報には含まれますけれども、こういったものについては行政目的、特定の行政目的で使われることになっており、そのほかに関しては、たとえ行政間であっても本人の承諾がなければ個人情報としては使用できないということになっておりますので、この場合、そのようにして承諾なく使われた個人情報ではなく、一般的に開示されてる情報であって、いわゆるその個人から、私の情報はどうなってますかというような開示請求しなくても、こういったものに明らかに自分で間違ってるのではないかというふうに思われるものは、自ら訂正ができる。開示請求によらなくてもいいですよというような規定でございますので、そ

ういったものを含めてのお話でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 個人情報、例えば介護保険とか国保とか、それから税の状況がどうなってるのかとか、そういうふうなことではないかと思うんですけども、それに対して全町民にこういうことで開示された場合は資料提供してもいいですかという、そういうふうな了解っていうのは得られるような仕組みになってるんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） 個人の情報が町民一般に広く公開されているというようなことはございません。いわゆる住民基本台帳の閲覧ですとかそういったもので、例えば選挙人名簿含めて見ることができるじゃないかというのは、その関係者がその目的の範囲内で、その選挙であれば公職選挙法の規定に基づいて、選挙人という形で関係者が見ることができるという規定になっていて、これみだりに公開しているわけではございませんので、そういった意味では、個人情報については個人のために使われているものでありまして、全体に公開されているというようなことではございませんので、逆に申し上げますと、今ご質問にありましたような町民全体がこうあまねく町民の情報を見て、これは間違ってるんじゃないかとかそういうような指摘をされるようなことは、想定もされておられませんし、そのような状況ではないと思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対討論をします。

9月1日に執行されたデジタル関連法は、行政機関など保有する個人情報が企業の儲けの対象になるように利活するよう、そういう仕組みになっております。自治体独自の条例がリセットされて、なお一層、国のシステムに組みされてきます。デジタル庁は、職員600人のうち200人が民間人材で兼務できるということになっております。五輪向けのアプリが守られなくて、今問題になってますけれども、地方自治体の福祉が守られるかどうかという危惧がされますので、私は反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第3号、八峰町情報公開・個人情報保護審査会条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） 議案第3号についてご説明いたします。

議案第3号、八峰町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について。

八峰町情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、八峰町情報公開・個人情報保護審査会の設置、組織等について定めるため、条例制定しようとするものでございます。

次ページ以降は、条例案の本文でございます。

情報公開審査会は、町政に関する情報開示請求に対して、当該情報の一部開示又は不開示を決定し、当該情報開示請求書を行った者から審査請求があった場合に、町の諮問に応じて当該町の決定の正当性を審査するため設置される機関で、現在、情報公開条例で規定されています。

また、個人情報保護審査会は、町が保有する個人情報に関する情報開示請求に対して、当該情報の一部開示又は不開示を決定し、当該情報開示請求書を行った者から審査請求があった場合に、町の諮問に応じて当該町の決定の正当性を審査するために設置される機関で、現在、個人情報保護条例で規定されています。

両審議会は、役割や運用が非常に似通っており、近隣市町では既に両審査会を統合しております。このたび、個人情報保護法施行条例が新規制定されることに伴い、現行条

例の用語や字句について条例に準拠した見直しが必要となったことから、これを契機に両審査会を統合して運用するため、新たに条例制定しようとするものでございます。

なお、条例の施行日は、法律の施行日と同時とするよう定められており、令和4年4月1日に遡及して施行されることとなりますが、従前の個人情報保護審査会及び情報公開審査会の運営方法と抜本的な変更はありませんので、影響はございません。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、何とぞご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） この審査会を設けるということですが、この審査会5人のメンバーは、どのような立場の人たちかで選ばれるかは載ってませんが、この審査会のメンバーっていうのをやはりかなり重要視しなければならないと思うんです。で、例えば弁護士を入れるとか、それからそういう行政機関の専門、漏洩できないような、そういう厳しい審査会が必要だと思うんですけれども、どういうメンバーで考えて、だと思われませんか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、この審査会につきましては、開示請求について審査をするということについて決定が妥当であったか、この情報の開示が良かったのか、悪かったのかということについて審査決定をする場所でございますので、当然この個人情報や情報公開に対して高い見識を持った方が委員になっていただく必要があると考えております。例示にもございましたが、例えば弁護士であるとか、こういった行政学や情報公開等、個人の権利にお詳しい学者であるとか、こういった方々も委員に入っていただくような構成にすべきだろうと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 人員も限られてると思うんですけれども、是非町外の、能代市、秋田市でも構いませんので、専門の知識を持った弁護士を必ず入れるっていうことを約束してもらいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

実際、そういった弁護士の方もしくは高い見識をお持ちの学者の方ということになりますと、県内から広く招集しませんと、そういった委員の方、適任者の方、見つからないと思って考えておりますので、是非そのようにさせていただきたいと思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑なしと認めます。

質疑ないようですので、これより討論を行います。討論ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対討論をします。

先ほどの法律と同じようにですね、第8条に、提出資料の写しの送付などというところに、デジタル電子計算機による情報処理の用に供されるものをいうということとか、それから、審査会は閲覧によってその審査会が必要ない時は認めるとか、これはデジタル化に伴う民間の方が審査会に入ったとすれば、今まで漏洩がもうかなり今問題になってますので、これが、情報が漏れるという、この電子計算機による、ああ、処理による情報が流れるということが心配されますので、反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第4号、八峰町情報公開条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） 議案第4号についてご説

明いたします。

議案第4号、八峰町情報公開条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内 満也

提案理由は、八峰町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定により、条例改正しようとするものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

個人情報保護法施行条例が新規制定されることに伴い、現行条例の用語や字句について条例に準拠した見直しが必要になったことに伴う改正内容となっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、何とぞご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） この説明のところで一貫して言われてるのは、「町の機関」を「実施機関」に改めるということが全部のところ載ってますけれども、町の機関は町の機関で分かります。実施機関っていうのはどういうことでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

従前の規定、「町の機関」とは、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会及び、ああ、違うな、町長ですね、町長部局と、それから議会という定義でございました。「実施機関」、これ改められた場合に、水道事業や下水道事業の権限を行う町長、企業管理者ですね、も含まれるというふうになっておりまして、逆に議会が除かれ、並びに財産区ということで財産区が含まれているというふうになりまして、いわゆる町長が町長として行うもの以外も含むということから、「町の機関」ではなく「実施機関」という言葉に改められたものでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第9、発議第1号、八峰町議会の個人情報の保護に関する条例制定についてを議題とします。

事務局長に説明させます。佐々木事務局長。

○議会事務局長（佐々木高君） 発議第1号について説明させていただきます。

発議第1号

令和5年3月2日

八峰町議会議長 皆川鉄也様

提出者	八峰町議会議員	水木壽保
賛成者	同上	見上政子
〃	〃	奈良聡子
〃	〃	芦崎達美
〃	〃	須藤正人

八峰町議会の個人情報の保護に関する条例制定について

八峰町議会の個人情報の保護に関する条例を別紙のように制定する。

提案理由ですが、個人情報保護制度の見直しに伴い、法の規制対象外となった議会の個人情報について、町当局との間で取扱いに差が生じないように条例制定するものでございます。

次のページ以降、制定条例です。

八峰町議会の個人情報の保護に関する条例ですが、制定分の朗読は省略させていただき、別添の資料で要旨を説明させていただきます。

制定の理由ですけれども、これまで議会の所有する個人情報の取り扱いについては、



先ほどの八峰町個人情報保護法施行条例の制定の際、附則で廃止となった前の八峰町個人情報保護条例の中で、先ほど総務課長も説明しましたが、町の機関に含まれておりました。そのため、個別に制定する必要はありませんでしたが、改正後の新個人情報保護法では、町の機関から除かれることになりました。これにつきましては、地方公共団体の議会については、国会や裁判所同様、基本的にその機関から除外となるためです。しかしながら、この個人情報保護条例、議会の個人情報の保護条例を設けなかった場合に議会で保有する個人情報が保護されないこととなりますとともに、町当局との間で個人情報の取り扱いに差が生じることとなるため、条例制定しようとするものです。

規定の内容ですが、この条例は、町の条例同様、町の個人情報を保護するためのものですが、議会の個人情報を取り扱うのは、あくまでも私ども議会事務局の職員ですので、私たちが守らなければならないルールを制定するものでございます。

第3章に個人情報ファイルとありますが、保有する個人情報ファイルの公表の規定がそこに盛り込まれておりますが、対象が1,000件以上の個人情報であるため、現在、議会事務局が保有する情報は、公表には該当はいたしません。また、その他、現在議会が保有している個人情報としては、傍聴人の受付票、遺族年金を含む議員年金の受給者リスト、あと、皆様に提出していただいております議員となる前の履歴等がそれに含まれます。

30条に開示等が規定されておりますが、自分以外の情報は開示の請求、まあ訂正もできませんので、手数料の支払いの対象となるのは、まあ現在傍聴人の受付票に載っている方とか、年金を受給されている方、あと、議員の皆様ご本人ということになります。

第5章で罰則が規定されておりますが、この罰則については、私どもが違反した際の罰則となります。当然、退職後も規定されます。

なお、条例で罰則を設ける場合ですけれども、町の方の場合は法律違反ということで法律で罰せられることとなりますけれども、議会の個人情報が法の対象外ですので、この罰則規定を設ける場合は検察庁との協議が必要となっており、協議は全て終了しております。私ども職員がこの条例に違反して公表した場合、この罰則によって罰せられるということになります。

最後になりますが、附則ですが、この条例については、令和5年4月1日から施行ということになっております。

よろしく申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） これより質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより発議第1号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第5号、八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長(和平勇人君) 議案第5号についてご説明いたします。

議案第5号、八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、地方公務員法の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行を鑑み、条例改正しようとするものでございます。

次ページ以降は、条例の改正文でございます。

令和3年10月に育児休業法等の一部を改正する法律が施行されましたが、この改正は、令和4年10月1日付けで国家公務員に適用されており、職員の利得性がある規定であることから、地方公務員法第24条第4項の均衡の原則に基づき、令和4年10月1日まで遡及して適用されることとなります。

なお、遡及適用であることから、この改正の影響を受ける職員を条例改正作業と並行して調査いたしました。対象者は2名で、1名は育児休業を取得済み、1名は取得予定がないため影響はありませんでした。

それでは、詳細な内容につきまして、別に提出しております議案第5号説明資料を用いてご説明いたします。

この資料は、このたびの法律改正に伴い、関係する町条例及び規則への影響について記載しておりますが、ここでの説明は条例改正に関するものに限らせていただきます。

このたびの条例改正の主な改正点は、3点ございます。

1点目は、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和。

2点目は、非常勤職員の子の1歳以降の育児休業の取得の柔軟化。

3点目は、育児休業の取得回数制限の緩和等でございます。

1点目と2点目は会計年度任用職員に関する規定ですが、1点目は、当該職員が子の生後6カ月から1歳6カ月の間に自ら退職の意思を表明している場合又は任期が更新されないことを任命権者が通知している場合は、育児休業を取得することができませんでしたが、この改正により、子の生後約8カ月から1歳6カ月の間に退職の意思がある又は任期更新されないことが明らかな職員でも、生後8週間以内であれば育児休業を取得できるようになります。

2点目は、子の生後1歳から1歳6カ月の間に育児休業を取得することができる特別な場合として、当該職員又は配偶者が子の生後1歳まで育児休業を取得しており、かつ保育所に入所できない等の事情がある場合とされていましたが、育児休業の取得実績の要件を廃止するものです。

3点目は、再度の育児休業を取得する場合に、当該職員から育児休業等計画書の提出を求めていた規定を廃止するものでございます。

なお、新旧対照表を提出しておりますので、併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、何とぞご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第5号について質疑を行います。質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 今、非常勤職員の勤務実態というのは、会計年度職員ということで一年一年で契約できますよね。

（「マイク入ってますか」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） マイク入ってますか。スイッチ入れてます。

○8番（見上政子さん） うん、はいはい。入りました。すみません。

会計年度職員で非常勤職員を採用してますので、1年以上でないと、この育児休業該当しませんよね。1年以上勤務してる場合にのみ採用されるということで。例えばいろ

んな例が出てくると思うんですけれども、まあ妊娠4カ月くらいで、まあ会計年度で採用されて途中で産休が入って、で、まあそうなった場合、次の年度にはもう新たに契約になりますので、これはもう面接とか仕事の状況とかで、これ排除されますよね。こういうふうに1年、八峰町の場合は1年契約になってます。まあ聞いたところによれば、国土交通省の場合は3年契約とか、秋田市役所の場合は2年だと思っただけなんですけれども、そういう場合は、この育児休業が該当して、まあ産休も取れる、それから育児休業も取れるということになると思うんですけれども、当町の場合は、これ絵に描いた餅で全然該当しないということですよ。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

任期が1年以上の任期を定めて採用される職員については、育児休業の取得が可能ですので、当町の会計年度任用職員でも育児休業の取得は可能でございます。現に取得している職員がいます。

また、採用等につきましても、例えば休業中であることを条件に、勤務中の成績以外に考慮されるようなことがないことになっておりますので、いわゆる育児休業を取得して任期が満了したことをもってこれで任期が終了というようなことは、その休業していることだけを理由に終了することはできませんので、そういったことでは働く職員の権利は擁護されているものと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） この期間の職員の給与体系というのはどういうふうな形になるんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） 育児休業を取得している会計年度任用職員については、休業手当が支給されておまして、給料は無給でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第6号、八峰町の証明事務等の窓口を農業協同組合に設置する条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長(和平勇人君) 議案第6号についてご説明いたします。

議案第6号、八峰町の証明事務等の窓口を農業協同組合に設置する条例を廃止する条例制定について。

八峰町の証明事務等の窓口を農業協同組合に設置する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、2月末日をもってワンストップサービスを廃止したことに伴い、秋田やまもと農業協同組合での証明書等の交付窓口を廃止したため、条例廃止しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、何とぞご承認いただきますようお願いいたします。

○議長(皆川鉄也君) これより議案第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第7号、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長(和平勇人君) 議案第7号についてご説明いたします。

議案第7号、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、職員の定年を段階的に年齢65歳に引き上げるため、条例改正しようとするものでございます。

次のページは、条例の改め文でございます。

内容は、職員の定年年齢が65歳に引き上げられますが、早期退職者募集の対象年齢は引き続き45歳以上とするための改正でございます。

附則は、定年年齢の引き上げが段階的に行われることを考慮し、段階的引き上げが完成するまでの間、定年年齢を60歳と読み替えるための経過措置を定めたものでございます。

なお、この条例改正は、退職手当支給事務を行う秋田県市町村総合事務組合の関係条例が改正されている必要がありましたので、12月定例会への提案を見合わせておりました。当該事務組合より2月13日の定例議会において原案どおり可決され、2月17日付けで公布された旨の報告がありましたので、本定例会の提案となったものです。

なお、新旧対照表を提出しておりますので、併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、何とぞご承認いただきますようお願い

いたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。  
これより議案第7号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定すること  
にご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可  
決されました。  
休憩いたします。1時より再開いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第13、議案第8号、八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定につい  
てを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第8号をご説明いたします。

議案第8号、八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由でございます。道路法施行令で規定される道路占用料が、令和3年度に行わ  
れた固定資産税評価額の評価替え及び地価水準の変動等を反映した額に見直されたこと  
に伴い、本条例の道路占用料の額についてもこれに準じて改正する必要があるため、本  
条例を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

別表を次のように改めるということで、今回の改正は、占用料の単価の増減であり  
ます。電柱、電線及び上下水道の配管などの占用料が増額になる一方で、通路や地下街な  
どの空間利用施設や露店などの移動可能施設については減額となっております。

令和4年度の道路占用料の合計額は129万3,000円ですが、これに対し、令和5年度の  
見込み額は151万6,000円で、22万3,000円の増収となる見込みであります。率にします  
と、17.3%のアップでございます。

附則としまして、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。  
これより議案第8号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定すること  
にご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可  
決されました。

日程第14、議案第9号、八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定について  
を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第9号をご説明いたします。

八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定について。

八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由でございます。町営住宅の一部を用途廃止するとともに地域活性化住宅へ移  
行するため、関係条例を一括改正するものであります。

条例の内容については、説明資料でご説明いたします。



1 ページ目ですけれども、八峰町営住宅設置条例の新旧対照表です。今回は、観海団地の4戸が木造住宅を耐用年数30年を経過しましたので、町営住宅から廃止し、地域活性化住宅へ移行するものであります。したがって、今まで観海団地木造平屋4戸とありますが、全て廃止となりますので、改正後の表では観海団地の項が削除されることとなります。

次のページをお願いいたします。

八峰町地域活性化住宅設置条例の新旧対照表です。こちらは、現在、観海団地3戸となっておりますが、先ほどの町営住宅から移行して4戸増えますので、観海団地は7戸となります。これに伴って、令和5年4月1日以降の管理戸数は、町営住宅70戸、地域活性化住宅23戸、合わせて93戸の管理となります。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 地域活性化住宅、まあ何回か説明受けてるんですけども、確認ですけれども、住宅の費用、修繕とか、それから環境、周りの環境整備とか、そういう、それから家賃とか、そういうのは以前と変わらないんですよ。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

基本的な建物の施設管理は、これまで町営住宅を管理していた形と何ら変わるものではございません。ただ、地域活性化住宅に移行することによって、入居時の家賃、収入条件が緩和されておりますし、入居後も家賃の収入超過になった場合の上限が緩和されておりますので、この辺だけが変わることとなります。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第10号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長(石上義久君) 議案第10号についてご説明いたします。

議案第10号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額が見直されるため、本条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改め文でございます。

改正の内容は、第5条の2第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改め、令和5年4月1日から施行するものでございます。

なお、経過措置として、この条例の施行日の前に出産した被保険者に係る当条例第5条の2に規定する出産育児一時金の額は、従前の例により適用するものでございます。

条例改正の経緯等につきまして、補足説明資料にてご説明いたしますので、説明資料の方をご覧ください。

中段2、改正内容についてでございます。健康保険法施行令等の一部を改正する政令が2月1日に公布され、令和5年4月1日から施行されることになりました。この一部を改正する政令は、令和5年4月1日以降、産科医補償金制度加算分を維持した上で出産育児一時金を48万8,000円に引き上げ、出産育児一時金の支給総額は加算分1万2,000円を合わせて全国一律で50万円とするという内容でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(皆川鉄也君) これより議案第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第11号、八峰町障害者基幹相談支援センター設置条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第11号についてご説明いたします。

議案第11号、八峰町障害者基幹相談支援センター設置条例の制定について。

八峰町障害者基幹相談支援センター設置条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。旧石川子ども園を「八峰町障害者基幹相談支援センター（障害福祉施設）」として利用することになったため、地方自治法第244条の2の規定に基づき、設置条例を制定するものでございます。

次のページをご覧ください。条例文でございます。

第1条の設置については、障がい者等が基本的人権を共有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第77条の2第2項の規定に基づき、八峰町障害者基幹相談支援センターを設置するとしております。

第2条には、名称及び位置。以降、第7条までに職員、事業、利用者、利用料、委任事項についてそれぞれ規定しております。

この条例の施行期日は、公布の日からとしております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第11号について質疑を行います。質疑ありませんか。

8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 説明資料によりますと、まあ使える範囲というか、ホールとか、それから全体、旧子ども園を全体使用できることになってますけれども、ただ、非常にスペースが大きいっていうか、これをどのように活用するのか。それから、これを拡大して、まあ障がい者の今のところグループホームが女性のグループホームしかないんですけれども、今、男性のグループホームも必要になってきてる状況の中で、この相談の施設だけでは機能が非常に弱いのではないかと思うんですけれども、これを拡充するかそういうふうな考え、ちょっと言ってること私もあいまいですけど、非常に中身があいまいっていうか、中身が大雑把すぎるというか、相談員が4人いて、それで石川の方に相談に行くにしても車のない人はどうするのかとか、そういうのがあって全体がもう少し詳しい施設として考えられなかったのかなというところが、これからどのような活動していくつもりなんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

前段のどのように活用するかというご質問ですけども、ご質問のとおり、実際この資料の右側の行政財産として建物自体を大きく利用しまして、求められている基幹相談支援センターの役割を充実させたいという形です。

で、後半部分のご質問、趣旨を若干私なりに読み取ったことで回答させていただきますと、基幹相談支援センターにつきましては、一般相談支援と特定相談支援、総合的な相談を受けるところ、併せて緊急時の受け入れ対応に繋ぐところ、あとは体験の機会、そういった場の提供、そういったことをできるように専門的人材の確保、併せて地域の体制づくりというところを担う基幹相談支援センターとなつてございます。そういった活動をこれから進めるために、この建物の施設を利用拡充できる施設、スペースを使いまして事業を展開したいということで考えてございます。

岩子地区にありますさくら園の中でやっているところにつきましては、一般相談の部分で聞き入れるということですので、社会的にこれから親亡き後、総合的な自分の人生並びに保護者の不安というような柔軟な対応を求められる相談に対して、専門的知識を持った人が相談に受けるという形で、併せてそういったサービス提供事業者との繋ぎ役という仕事も請け負っていただき、なおかつ地域のそういった関係団体を取り込んだ自

立支援協議会の活性化並びに運用の支援というところをお願いしたいと考えております。

グループホームにつきましては、実際にご質問のとおり、今、女性の専用のグループホームしかございませんので、この後、能代山本地域、県北地域全体を含めながら、総合的な判断で有利な財源を活用しながら事業展開を考えていく時期を見据えて、近隣市町村と協議しながら事業の検討に入りたいかと考えております。

回答は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第12号、八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。内山防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君） 議案第12号をご説明させていただきます。

議案第12号、八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由ですが、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第13条に規定する消防団員の処遇の改善を図るために策定された非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき、条例の一部を改正するものであります。

次のページをご覧ください。条例の改正文であります。

第8条、第9条、第10条の年額報酬などについては、附則を説明した後、説明資料で  
ご説明いたします。

次のページをご覧ください。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

この条例の施行日前に従事した公務に係る報酬及び費用弁償の支給については、従前  
の例によることとなります。

改正内容については、別に提出しておりますタブレットの議案第12号説明資料をご覧  
ください。

改正内容について。

第1、非常勤消防団員の報酬の種類は、出勤回数によらず年額により支払われる年額  
報酬と出勤等に応じて支払われる出勤報酬の2種類とします。

第2、年額報酬の額は、「消防団員の階級基準」に定める「団員」階級については、  
年額3万6,500円を標準とします。

第3、出勤報酬の額は、災害等に関する出勤については、1日当たり8,000円を標準  
とします。

第4、出勤に伴い実費が生じることを踏まえ、災害、警戒、訓練、会議等の職務に従  
事する場合は、交通費として費用弁償を支給します。

第3、その他について。

条例には規定されませんが、策定された基準では、報酬及び費用弁償を団員個人に直  
接支給することとしており、団経由で団員個人に支給することではなく、団員個人に直接  
支給することとなります。

新旧対照表については、別に提出しておりますタブレットの議案第12号説明資料をご  
覧ください。

改正後の案をご覧ください。

別表第1、第9条関係。団員には、年額報酬を支給する。

別表第2、第9条関係。出勤報酬を支給するについて。

次のページをご覧ください。

別記1、団員の年額報酬については、現行の団長7万円から基本団員1万9,000円、  
機能別団員7,000円を、改正後（案）、団長8万2,500円から基本団員3万6,500円、機

能別団員 1 万 2,500 円とします。

次のページをご覧ください。

別記 2、改正後（案）の出動報酬の額は、災害の場合 8,000 円から、会議の場合 1,500 円とします。

説明は以上です。ご承認いただきますよう、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第 12 号について質疑を行います。質疑ありませんか。3 番奈良聡子さん。

○3 番（奈良聡子さん） 報酬、新年度から全て個人の口座に直接振り込まれるということになるんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの 3 番議員の質問に対し、答弁を求めます。内山防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君） 4 月から個人の口座に振り込むこととなります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。9 番須藤正人君。

○9 番（須藤正人君） 全国の一部で幽霊団員の問題があります。例えば、幽霊団員に通帳を作らせて、そして別の団員がそのお金を搾取すると。又は、その消防団で使うというような事案がですね、まあ全国の何カ所かで起きているわけです。八峰町ではそういうことは絶対はないというふうに思いますが、そういうことを調査したことはありますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの 9 番議員の質問に対し、答弁を求めます。内山防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君） 議員のご質問にお答えします。

幽霊団員っていうことでご説明ありましたが、八峰町ではないと私は認識しております。ただ、今回個人の口座に振り込むということで団員の活動に関する整理がされると思うので、それで将来的には個人に振り込むということにいたしますので、よろしくお願ひします。

（「調査したことあるか」と呼ぶ者あり）

○防災まちづくり室長（内山直光君） 調査については、私の方では調査はしたことはありませんが、一応まずそういう状況で進んでおりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11 番山本優人君。

○11 番（山本優人君） 今度から個人に振り込むということになるとですね、各団のい

ろんな維持費とか、もちろん交流会費は個人支払いの関係も出てくるとは思いますけども、水道料とかいろんな経費がおそらく出てくると思うわけですが、その辺はどういうふうな形でそれを認識するのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。内山防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君） これまで団の方に振り込んでおりましたので、その維持費とかは団の方で運営費として使われておるのが実情であります。今回から個人に振り込んで、団の運営費については、まあ会計担当とかがいると思いますが、その方が個人からまた徴収して団を運営することとなります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） そうするっていうことは、そうすると各団によって、例えば1万円もらう団もあれば、2,000円しかもらわない団もあるということになるということなんですか。それだと非常にその団の、まあ町全体としてね、やっぱり一つのルールなり、そういうものでやってかないと何かうまくいかないような気がするんですが、まあ消防団員そのものだって地元だけに入ると固定してないですよ。もしかしたら1万円取られる団よりは3,000円しか取られねえ団の方に行くかもしれない。そういうふうな状況が起きないとも限らないわけですね。だからその辺はどういうふうに考えるのか。その辺ちょっと説明してください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。内山防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君） これまでも団の運営については、各団で運営費とかいろいろ決めてましたので、例えば個人に支給して個人から団の運営を取る場合でも、その団のこう運営に関わる必要なので、それはばらつきが出てくるとは思います。で、我々も一応この国の制度、改善のお話をした時に、いろいろやっぱり幹部会でもそういうお話がありまして、何度も説明をして何度もこう団員同士の運営についても団でこう決定していくようにいろいろ話し合いをして、今回この条例制定に結びつきました。ご理解の方、よろしく申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないので、これで質疑を終わります。



これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第13号、八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山内学校教育課長。

○学校教育課長(山内 章君) 議案第13号についてご説明いたします。

議案第13号、八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正を踏まえ、利用乳幼児の安全確保を図るための計画の策定や送迎バス等を運行する場合の利用乳幼児の所在確認等を義務付けるほか、懲戒権の規定の削除に伴う所要の改正を行う必要があるためのものであります。

議案13号についての改正内容の方を説明いたします。

タブレットに掲示している別紙資料の方をご覧願います。よろしいですか。

概要については、法律改正に伴う一部改正をするものであり、先ほど提案理由の内容のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

なお、家庭的保育事業等とは、市町村が認可を行う地域型の小規模保育を指し、ゼロ歳児から2歳児までの保育を行う家庭的保育事業、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業の4事業からなり、これらの事業について当町では実施しておらず、直接影響はありません。また、認定こども園、保育所は、所管が県であるため、県の2月定

例議会の方にかかっており、条例案を提出することとなっております。

次に、主な改正内容についてご説明いたします。

1つ目は、第8条の2、安全計画等の義務化についての新設であります。利用乳幼児の安全確保を図るため、事業所ごとに設備の安全点検や、事業所外での活動等を含めた安全指導に関する計画の策定を義務付けるほか、職員に対する研修や訓練の定期的実施、保護者への取り組み内容の周知を義務付けます。

2つ目は、8条の3、自動車を運行する場合の所在確認の義務化についての新設であります。事業所外での活動等のために自動車を運行する時は、乗車及び降車の際、点呼等の確実な方法による利用乳幼児の所在確認を義務付けます。また、送迎用自動車、通園バス等を日常的に運行する時は、ブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置の設置と、これによる所在確認を義務付けております。

なお、第8条の3の第2項の規定の適用については、附則の第6条に、新旧対照表のページになりますが、附則第6条に示されているとおり、送迎を目的とした自動車にブザー等の装置を備えることなどに困難な事情がある時は、令和6年3月31日までの猶予ができることとなっております。

3つ目は、第14条、懲戒権限の濫用禁止についての削除であります。民法及び関係法令の改正によって懲戒権限が削除されたことに準じ、家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する懲戒権限に関する規定を削除します。

民法の懲戒規定については、長年にわたり児童虐待を正当化する口実に利用されていると指摘があり、そのあり方について検討が求められておりました。よって、今回の削除に至っております。

また、施行日については、条例の公布の日からとなります。

4つ目は、第15条第2項、衛生管理等での感染症及び食中毒の予防措置等を明確化するための改正であります。家庭的保育事業者等において努めなければならないこととされている感染症及び食中毒の予防措置として、職員の研修及び訓練の定期的な実施を規定しております。

5つ目は、その他の修正等で、法令名、公布年、引用先の修正、脱字、基準の緩和、規定の削除、経過措置の追加であります。

施行日は、第14条を除き、令和5年4月1日となります。

なお、新旧対照表をタブレットに提示してありますので、現行改正後のそれぞれに下

線部がある箇所について改正等をしておりますので、併せてご確認ください。

以上で説明の方を終わります。ご審議の上、何とぞ承認してくださるよう、よろしく  
お願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第13号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） ちょっと私の日本語の理解が不足してるのか分かりませんが、  
ちょっとこの改正内容の3について伺います。

これ、これをこのまま読みますと、正しいことを言ってるように見えるんです。懲戒  
権限の濫用禁止。これ自体は、まあそのとおりだと思うんですけど、濫用禁止を規定し  
ているのを削除すると読み取れるんですが、いいんですか、これで。私の理解だと濫用  
規定の削除でいいと思うんですが。この辺ちょっと説明をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。

○3番（奈良聡子さん） すいません、ちょっと間違えました。言い間違えました。

最後の濫用規定じゃなくて懲戒規定ですね。懲戒規定の削除であればなるほどと思う  
んですけども、懲戒濫用禁止規定となるとちょっと理解できません。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本教育次  
長。

○教育次長（山本節雄君） ただいまの奈良議員の質問にお答えいたします。

こちらの説明、若干誤りがございました。正しくは議員のおっしゃるとおり、懲戒権  
に関する規定の削除ということでご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいた  
します。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 説明文のところで、市町村が行う地域型の小規模保育、これは  
分かります。家庭保育、これも分かります。事業所内保育、これも分かります。居宅訪  
問型保育っていうのはどういう保育なんでしょうか。まあ八峰町にはこれは全て該当し  
ないということですがけれども、ただやっぱりいつどんな時が起きるか分かりません。病  
児保育、夜間保育、休日保育、産休明け保育、いろんな保育のそのニーズに応えられな  
い、公が応えられない場合、地域型保育でこれを賄わなければならないということもあ  
り得ますので、このことについてお願いします。

それと、いろんなところで研修をしなければならない。それから、感染予防しなけれ

ばならない。こういうことが義務づけられますけれども、これを行うことによって国からの補助とかそういうふうな、この条例と、改正とともに何か国の方でこういう場合に補助するとかという、そういう項目があるんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

前段の居宅訪問型保育事業につきましては、我々もこれに関しましてはまだ未知のものでございまして、今後こういったものが町内に出てくる場合に考えたいと思っておりますので、ここで答えできるものはございません。

続きまして、衛生管理関係の研修に関しての国等の補助があるかというお話ですが、今時点ではまだそういったお話は出ておりません。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私はですね、こういう答弁が来るかなと思ったんですけども、障がい児の例えば訪問保育とかそういうのがあり得るのかなと思って、まあ生まれて、赤ちゃんが生まれて、それで障がい児でサポートしなければならないとか、それから保育しなければならないとか、そういう場合の居宅訪問なのかなと思ったんですけども、これはまだ全然どういうものかは分からないということですか。よく調べてほしいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 答弁要りますか。

○8番（見上政子さん） 分からなければしょうがないね。調べてください。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第14号、八峰町特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山内学校教育課長。

○学校教育課長（山内 章君） 議案第14号についてご説明いたします。

議案第14号、八峰町特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正を踏まえ、特定教育・保育施設の長の懲戒権限に関する規定を削るほか、所要の改正を行う必要があるためのものであります。

議案第14号について、改正内容をご説明いたします。

別紙資料をご覧ください。タブレットに掲示しています。

概要については、法律改正に伴う一部改正をするものであり、先ほどの提案理由の内容のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

なお、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業とは、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、企業内保育所等を指します。

次に、主な改正内容について説明いたします。

1つ目は、第26条、懲戒権限にかかる権限の濫用禁止規定の削除であります。民法及び内閣府令の改正によって懲戒権限が削除されたことに準じ、施設の長の利用児童に対する懲戒権限に関する規定を削除します。

民法の懲戒権規定については、長年にわたり児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘があったため、そのあり方について先ほどの同様な形で求められておりました。

なお、施行日については、条例の公布の日からとなります。

2つ目は、その他の修正で、題名の「特定保育」を「特定教育」へ修正し、改めてお

ります。また、法改正に伴う引用条項の条ずれや誤字の修正、追記をしております。

施行日は、第26条を除き、令和5年4月1日となります。

なお、新旧対照表を掲示しておりますので、現行改正後のそれぞれの下線部であります。

内容をご確認の上、ご承認くださるよう、何とぞよろしくお願ひいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第14号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。  
これより議案第14号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定すること  
にご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可  
決されました。

日程第20、議案第15号、八峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山内学校教育課長。

○学校教育課長（山内 章君） 議案第15号についてご説明いたします。

議案第15号、八峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条  
例の一部を改正する条例制定について。

八峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改  
正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正を踏まえ、  
利用者の安全確保を図るための計画策定や事業のために自動車を運行する場合の利用者  
の所在確認を義務づけるほか、所要の改正を行う必要があるためのものであります。

議案第15号についての改正内容についてご説明いたします。

タブレットに掲示してある別紙資料の方をご覧願います。

概要については、法律改正に伴う一部改正をするものであり、先ほどの提案理由の内容のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

次に、主な改正内容についてご説明いたします。

1つ目は、第5条の2、安全計画の策定等の義務化についての新設であります。利用者の安全確保を図るため、事業所ごとに、設備の安全点検や事業所外での活動等を含めた安全指導等に関する計画の策定のほか、職員に対する研修や訓練の定期的実施、保護者への取組内容の周知等を義務づけます。先ほどの内容と同じ形であります。

なお、このことに関しましては、努力義務として経過措置を令和6年3月31日まで設けております。

2つ目は、第5条の3、自動車を運行する場合の所在確認の義務化についての新設であります。事業所外での活動のために自動車を運行する時は、乗車及び降車の際、点呼等の確実な方法による利用乳幼児の所在確認を義務づけます。

3つ目は、第11条の2、業務継続計画の策定等の努力義務化についての新設であります。事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、早期の業務再開を図るための計画の策定を義務づけるほか、職員に対する研修や訓練の定期的実施等を義務づけます。

4つ目は、第12条の第2項、衛生管理での感染症及び食中毒の予防措置等の明確化するための改正であります。放課後児童健全育成事業者において努めなければならないこととされている感染症及び食中毒の予防措置として、職員への研修及び訓練の定期的な実施を規定します。

施行日は、令和5年4月1日となります。

なお、新旧対照表をタブレットに提示してありますので、確認の方よろしく願います。

以上で説明を終わります。ご審議の上、よろしく願います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第15号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第16号、八峰町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する郵便局の指定の取り消しについてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長(和平勇人君) 議案第16号についてご説明いたします。

議案第16号、八峰町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する郵便局の指定の取り消しについて。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第5項の規定に基づき、八峰町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すことについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、町の特定の事務を行わせる郵便局を指定しようとする時、又は指定を取り消そうとする時は、法律の規定で議会の議決を要することとされております。2月末日でワンストップサービスを廃止したことに伴い、当該事務に係る郵便局の指定を取り消す必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、何とぞご承認くださいますようお願いいたします。

○議長(皆川鉄也君) これより議案第16号について質疑を行います。質疑ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番(菊地 薫君) この議案そのものに反対するものでもございませんが、実はこのワンストップサービス、午前中も農協の議案もありましたけれども、旧八森町でこのワンストップサービスの取扱い、結構意外と早い方なんですよね。そういうことで、その



際に地域地域の利用者のために、このFAX等の機器を供給しながら、この事業をやるということでした。そして、結果的には非常に費用対効果がかかるということで、私もいろんな議論をした経過がございます。しかしながら、利用者が少なくとも利便性を高めるため、利用者があればこれはこれでいいんだという当局の方針の中でずっと経過してまいりました。今回、まあ社会の流れ、コンビニという存在含めてですね変わっていくわけでありましてけれども、郵便局側とのその今回の対応の議論の場、意見交換、その場はどのような内容の話があったのかどうか、その辺をちょっとお知らせいただきたい。お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） ただいまの菊地議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、行政サービス、証明書交付等につきまして、身近な郵便局や農協の窓口でサービスができるということを目的にワンストップサービス始められたものでございます。これをマイナンバーカード等を利用しましたコンビニ交付等に一本化してサービスを廃止する経緯に至りましたのは、端緒は昨年4月に郵便局側から、このワンストップサービスに関する取扱いの手数料を大幅に値上げしたいという申し出があったことにごございます。従前の手数料から見ますと、件数当たりでいくと倍以上というふうな値上げ内容でございました。また、今年度既に作業は終了しておりますが、ご指摘にありましたファックスやプリンターの機器等につきましても、今年度更新を迎えると。そしてまた通信回線等につきましても、サービスの終了時期が令和6年ということで非常に差し迫ってきたといったことから、継続をするためにはこれらの更新について全て手続きをしていかななくてはならない中で手数料が非常に莫大に増えるといったところから、費用対効果の面もありましたけれども、これに代わるサービスをこれから提供していくといったところで両方で比較をした結果、ワンストップサービスに一本化させたいというような方針が町の方で考えがありましたので、この段階で郵便局の方々とご意見を交わして、まあ手数料高騰のこともあり、こういったことで町の考え方をお伝えしたところ、町から指定というか委託を受けてやっていることなので、町で廃止をしたいということであればそれに関しては決定に従いますということでごございました。また、継続して併用してやる方法はないですかというようなことも問い合わせございましたけれ

ども、それに関しては、コンビニ交付に関してもそれなりの費用がかかるものですので、今、行政財政上ですね両方サービス、非常に莫大にかかるといったところで、どちらかのサービス、両方を併用してやるのはちょっと町としては難しいという姿勢をご説明しましてご納得いただいたと。まあこれ指定に関しては窓口である各1カ所、郵便局のほか、仙台の郵便局ですとか、あるいは日本郵政の本社の方までお話を通していただいて、まあご了解をいただいたという上で正式に手続きを進めてきたところでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 相手があることですので、協議の上、納得してねなったんであればそれはそれでいいんですが、逆に今度非常に不便になった地域があるわけですよ。コンビニ、コンビニ、身近にあるように感じますけども、岩館や観海地区にはないんですよ、早い話が。そういうまあ矛盾というか、わだかまりはやはり感じますので、私、これ否定するわけでもないんですが、ただそういう状況も地域地域によっては生まれるということですね、まず当局として認識しておいてほしい。どうですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） ただいまの質問にお答えをいたします。

この件に関しましては、コンビニ交付の開始とともにワンストップサービスを廃止することについて議会にご説明した際に、まあコンビニは身近にない方々の逆に不利益とかこういったところについてのご案内をただす声もございました。その中で、我々としてはこのコンビニ交付を普及していただいて、まあ時間制限、戸籍というか住民票とかに限れば時間はほぼ営業時間内で取れるというような利便性もあり、病院ですとかそういった普段よく行かれるような場所にもこの交付機がどんどん普及しておりますので、こういった立ち寄り先で交付サービスが受けられるということから、是非そういうのを利用していただきたいという思いでやっておりますけれども、これ、年度が過ぎまして利用状況を踏まえながら、やはり不便なところがあるという場合には、やはりそういった、逆に不便になった方々のサービスを補完することについても考えていく必要がございますので、今回の廃止によって永久にワンストップサービスはやらないということを決めたわけではございませんので、またそういった住民のお声に耳を傾けながら、そういう補完サービスについても考えてまいりたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） 堀内町長。

○町長（堀内満也君） 私の方から補足させていただきます。

正にですね菊地議員がおっしゃるとおり不便になった地域はあるというふうにこちらの方も認識しておりますので、そういったところを頭に入れながら、今後しっかりと行政運営を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私も同じく、菊地議員が全て説明してくれたのであれなんですけれども、ただやっぱり郵便局っていうのは住宅地の真ん中であって、岩館、それから中浜、それから浜田、それから沢目、それから埜の方に、本当に住宅の真ん中であって、非常にやっぱりものを利用するには、車っこ引っ張って行ってでもまず用を足せると、そういう大変郵便局をやっぱりこれから効率的に使っていくべきではないかということで、たまたま私、昨日、国会答弁を聞いてましたら、自民党の議員の方から、郵便局をもうちょっと地域に開かれた、何でも利用できるような、そういう郵便局にしてほしいということで質問がありました。正にそのとおりだと思います。今、高齢化社会の中で、この郵便局というものをもうちょっと利便性を高めて効率的に動かす意味でも、これを利用した方がいいんでないかと思いますが、町長が先ほど答弁されましたので、もし付け加えることがあったらまた一言お願いしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

先ほど菊地議員に答弁したとおりなんですけども、先ほど見上議員の方からも国会でこういった動きがあったというような話をお聞きしましたので、国の動き、あるいは県の動きというところをしっかりと見据えながら、町としてもそういった対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第17号、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第12号）……。

（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。10分から再開いたします。

午後 2時07分 休憩

……………  
午後 2時10分 再開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第22、議案第17号、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第17号について説明いたします。

議案第17号、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第12号）。

令和4年度八峰町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,082万1,000円を減額し、総額を歳入歳出予算それぞれ69億9,702万5,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費の追加で、「第2表 繰越明許費補正」に記載しております。

第3条は債務負担行為の追加及び変更で、「第3表 債務負担行為補正」に記載しております。

第4条では地方債の変更で、「第4表 地方債補正」にそれぞれ記載しております。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正、1、追加の2款総務費1項総務管理費の岩館防災コミュニティセンター等整備事業につきましては、8月の豪雨災害に伴い、各社業者の方々がかなか手が回らないという状況から法面保護工事が入札不調となり、遅れが発生したほか、法面保護工事後に予定していた防災コミセン本体の設計が完了したことから、このたびの補正予算を計上し、併せて事業繰越するものでございます。

3款民生費2項児童福祉費の出産・子育て応援交付金事業につきましては、全ての妊

婦、子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型支援の充実を図るとともに、妊婦の届け出、妊娠の届け出や出生の届け出を行った妊婦・子育て世帯へ、育児関連用品の購入費などを助成する事業であり、妊娠届け出時に5万円、出生届け出時に5万円を出産・子育て応援交付金として交付するものでございます。国の意向によりまして、令和4年度中に事業着手するものでありますが、応援交付金の交付にあたっては、令和5年4月以降になりますので、このたびの補正予算に係る予算を計上し、併せて事業繰越するものでございます。

6款農林水産業費1項あきたの園芸省エネ化支援事業につきましては、複合型生産構造への転換を進めている中で、近年の電力、燃料、肥料等の高騰の影響から生産費が拡大しており、省エネ効果のある機械や資材の導入を支援し、生産費の縮減による農業所得の増加を図る県補助の事業でございます。町でも本事業の活用を希望する方がいることから、このたびの補正予算に係る予算を計上し、併せて事業繰越するものでございます。

同じく3項水産業費、県営漁港負担金につきましては、県が実施している八森漁港の県営漁港事業の一部が繰越事業となったことに伴う町負担金の繰越でございます。

7款商工費1項商工費、御所の台エリア再構築構想事業につきましては、データ収集・分析の期間延長及び構想策定に関する意見収集範囲を拡大させたことに伴い、協議に時間を要したため、同事業の業務委託料を繰越するものでございます。

8款土木費2項道路橋梁費の町道小入川岩館線横断暗渠補修事業につきましては、JR側と協議した結果、横断暗渠についてJR側で撤去等を行うこととなりました。しかしながら、町で既に工事発注している分の工事請負費の精算に時間を要することから、事業繰越するものでございます。

同じく3項河川費の小釜沢川護岸整備事業につきましては、工事の入札を行いましたが無事となりませんでしたので、事業繰越するものでございます。

10款教育費5項社会教育費の図書購入事業につきましては、金谷信榮氏から寄せられた寄附金を活用して、ファガス及び峰栄館の図書の充実を図るものでございます。このたびの補正予算に予算計上し、併せて事業繰越するものでございます。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費の林道池の台線災害復旧事業、同じく2項公共土木施設災害復旧費の町道小入川岩館線道路災害復旧事業及び普通河川小入川河川災害復旧事業につきましては、いずれも相当の時間期間を要し、年度内完成が見込

まれないため、事業繰越するものでございます。

以上、11事業にかかる繰越明許費の総額は、2億3,676万3,000円でございます。

債務負担行為の追加及び変更につきましては、「第3表 債務負担行為補正」に記載しております。

5ページをお開きください。

1の追加のうち、令和5年度当初より業務を開始する必要がある議会広報誌印刷製本業務委託、議会会議録反訳手数料、町広報誌印刷製本業務委託及び小・中学校スクールバス運行業務委託の3業務、合わせて6業務につきましては、事業を円滑に進めるため債務負担行為を設定する必要があるものでございます。

2の変更のうち、定住促進用住宅借上げにつきましては、当初1棟分の借上げ料を設定しておりましたが、実績が2棟となり、住宅借上げ料の将来負担額に変更が生じたため、追加補正するものでございます。中小企業誘致斡旋資料及び小規模事業所経営改善資金につきましては、貸付実績が確定したことにより、当初予算で設定した利子補給金の将来負担額に変更が生じたため、それぞれ減額補正するものでございます。

地方債の変更につきましては、「第4表 地方債補正」に記載しております。

6ページをお開きください。

全ての事業の完了又は事業費の確定により、6,960万円の減額補正でございます。

臨時財政対策債につきましては、額が確定したことによる6,710万円の減額補正でございます。急傾斜地崩壊対策事業負担金につきましては、榎木沢の事業費が国費となったことから、680万円の減額補正でございます。中浜地区避難路新設事業につきましては、事業費の確定に伴い、390万円の減額補正でございます。緊急浚渫推進事業につきましても、同じく事業費の確定に伴い、50万円の減額補正でございます。過疎対策事業につきましては、対象としている事業費確定分の精査に伴い、900万円の追加補正でございます。護岸等補修事業につきましては、事業費の確定に伴う30万円の減額補正でございます。

なお、詳細につきましては、18ページから19ページの22款町債に記載しております。

次に、歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書10ページ以降をご覧くださいながら歳入歳出の順にご説明いたします。

今回の補正予算では、歳入歳出実績見込額と現計予算額の乖離の大きいもの及び事業完了に伴い予算の整理が必要なものを計上しております。事業完了に伴い減額補正して

いる分につきましては、説明を省略させていただき、追加補正等、特徴的なものをご説明させていただきます。

10・11ページをお願いします。

まず歳入ですが、11款地方交付税につきましては、交付見込額の精査に伴い、普通交付税1億5,666万3,000円の追加補正でございます。

13款分担金及び負担金2項負担金1目民生費負担金につきましては、軽度生活援助事業の利用者数の増加が見込まれることから2万3,000円を、また、配食サービスの利用者数の増加が見込まれることから13万1,000円、合わせて15万4,000円の追加補正でございます。

12・13ページをお開きください。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金につきましては、今年度の額が確定したことに伴い、国民健康保険基盤安定負担金121万8,000円、国民健康保険未就学児均等割保険税負担金14万2,000円、合わせて136万円の追加補正でございます。

3目災害復旧事業費国庫負担金1節農林水産施設災害復旧費負担金につきましては、令和3年度の埴苗吉頭首工右岸堤防災害復旧工事の過年度分、農地・農業用施設災害復旧事業費補助金66万7,000円の追加補正でございます。

2項国庫補助金2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金につきましては、先ほど繰越明許費の追加のところでもご説明いたしましたが、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるように、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型支援の充実を図るとともに、妊娠の届け出や出生の届け出を行った妊婦・子育て世帯へ育児の関連用品の購入費等を助成する事業を実施しますので、出産・子育て応援交付金86万6,000円の追加補正でございます。

7目教育費国庫補助金1節教育費補助金につきましては、学校における抗原検査キットの購入費を支援する学校保健特別対象事業費補助金21万9,000円の追加補正でございます。

9目消防費国庫補助金1節消防費補助金につきましては、岩館地区防災コミュニティセンター建設事業に係る社会資本整備総合交付金3,750万円の追加補正でございます。

14・15ページをお願いします。

16款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金につきましては、

今年度の額が確定したことに伴い、国民健康保険基盤安定負担金661万円、低所得者介護保険料軽減負担金14万8,000円、国民健康保険未就学児均等割保険税負担金7万1,000円、合わせて682万9,000円の追加補正でございます。

2項県補助金2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金のうち、介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金及び障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金につきましては、昨年12月補正時に予算計上しました施設運営費価格高騰対策緊急支援助成金に対する県補助金で、介護保険施設等分として121万7,000円、障害者施設等分として18万円の追加補正でございます。

2節児童福祉費補助金につきましては、国庫補助金のところでもご説明いたしましたが、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型支援の充実を図るとともに、妊娠の届け出や出生の届け出を行った妊婦・子育て世帯へ育児関連用品の購入費等を助成する事業を実施いたしますので、出産・子育て応援交付金21万6,000円の追加補正でございます。

4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち、農業委員会交付金につきましては、事業費の精査に伴い、交付金55万4,000円の追加補正でございます。

一番下ですけれども、あきたの園芸省エネ化支援事業費補助金につきましては、繰越明許費のところでもご説明いたしましたが、複合型生産構造への転換を進めている中で、近年の電力、燃料、肥料等の高騰の影響から生産費が拡大しており、省エネ効果のある機械や資材の導入を支援し、生産費の縮減による農業所得の向上を図る県事業でございます。町でも本事業の活用を希望する方がいることから、323万3,000円の追加補正でございます。

2節林業費補助金のうち、林道改良事業費補助金につきましては、林道熊沢線改良事業及び林道橋梁点検事業の事業費の確定に伴う28万6,000円の追加補正でございます。

16・17ページをお願いします。

18款寄附金1項寄附金2目総務費寄附金につきましては、企業版ふるさと納税寄附金へ7企業より寄附が寄せられますので、1,367万9,000円の追加補正でございます。

3項教育費寄附金につきましては、金谷信榮氏より図書購入費として寄せられた寄附金分150万円の追加補正でございます。

19款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1節財政調整基金繰入金のうち、細節の繰入金につきましては、歳入歳出補正全体額の調整を図るため、1億8,834万



2,000円を減額補正するものでございます。

18・19ページをお願いします。

22款町債につきましては、起債対象事業費の確定に伴う補正でございますので、個別の項目の説明は割愛させていただきます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

20・21ページをお願いします。

歳入でも申し上げましたとおり、このたびの補正予算は事業完了に伴うものが主な要因となっておりますので、減額補正につきましては説明を省略させていただき、追加補正の特徴的なものをご説明させていただきます。

1 款議会費につきましては省略させていただきます。

2 款総務費についてご説明いたします。

1 項総務管理費 1 目一般管理費10節需用費につきましては、電気料の高騰に伴い、光熱水費100万円の追加補正でございます。

6 目企画費18節負担金補助及び交付金につきましては、20・21ページの下段から22・23ページの上段に記載しておりますけれども、広域関係の負担金の一部について、事業の精算に伴い追加補正をしております。

22・23ページをお願いします。

9 目自治振興費14節工事請負費につきましては、岩館地区防災コミュニティセンター建築工事1億円の追加補正でございます。

14目諸費25節寄附金につきましては、昨年の夏に続き選抜大会の甲子園大会に出場する、能代松陽高校甲子園出場寄附金80万円の追加補正でございます。

24・25ページをお願いします。

次に、3 款民生費についてご説明いたします。

1 項社会福祉費 2 目老人福祉費12節委託料につきましては、軽度生活援助事業の利用者数の増加が見込まれることから、同委託料28万8,000円を、そしてまた食の自立支援サービス事業の利用者数も増加が見込まれることから、この委託料56万1,000円の合わせて84万9,000円の追加補正でございます。

26・27ページをお願いします。

5 目国民健康保険費につきましては、国民検討保険特別会計への繰出金として1,627万3,000円を追加補正するものでございます。

6目介護保険費につきましては、低所得者保険料軽減分として介護保険事業勘定特別会計への繰出金として59万2,000円の追加補正でございます。

2項児童福祉費2目子育て支援費につきましては、繰越明許費補正及び歳入のところでもご説明いたしましたが、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊婦・子育て世帯へ育児関連用品の購入費等を助成する事業の追加補正でございます。

11節役務費につきましては、通知郵送代として通信運搬費2,000円の追加補正でございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては、妊娠届け出時に5万円、出生届け出時に5万円を交付する出産・子育て応援交付金130万円の追加補正でございます。

28・29ページにつきましては、全て減額補正でございますので省略させていただきます。

30・31ページをお願いします。

次に、4款衛生費についてご説明いたします。

3項水道費1目簡易水道施設費につきましては、簡易水道事業会計への補助金365万8,000円の追加補正でございます。

32・33ページをお願いします。

次に、6款農林水産業費についてご説明いたします。

1項農業費3目農業振興費17節備品購入費につきましては、生薬栽培推進事業で使用する草刈機2台の購入費として20万1,000円を、噴霧機の購入費として9万3,000円を、コンプレッサーの購入費として46万2,000円、それぞれの追加補正でございます。

18節負担金補助及び交付金のうち、一番下段のあきたの園芸省エネ化支援事業費補助金につきましては、繰越明許費補正及び歳入のところでもご説明しましたが、複合型生産構造への転換を進めている中で、省エネ効果のある機械や資材の導入を支援し、生産費の縮減による農業所得の増加を図る県事業でございます。町でも本事業の活用を希望する方がいることから、同補助金323万3,000円の追加補正でございます。

34・35ページにつきましては、全て減額補正でございますので省略させていただきます。

36・37ページをお願いします。

3項水産業費3目漁港建設費につきましては、水産物供給基盤機能保全事業負担金に

つきましては、県予算の区分が機能保全から機能増進へ変更になったことに伴い、18万4,000円を組み替えするものでございます。

次に、7款商工費についてご説明いたします。

1項商工費7目温泉管理費17節委託料につきましては、現在、いさりび新源泉の温泉施設管理業務、これは包括委託を行っておりますけれども、包括委託の中には光熱水費の支払いも含まれておりますので、このたびの電気料の高騰に伴う委託料113万6,000円の追加補正でございます。

38・39ページにつきましては、全て事業完了及び完了見込みに伴う減額補正となっておりますので、説明は省略させていただきます。

40・41ページをお願いします。

次に、8款土木費についてご説明いたします。

4項下水道費1目下水道費につきましては、下水道事業会計補助金24万5,000円の追加補正でございます。

42・43ページをお開きください。

次に、9款消防費についてご説明いたします。

1項消防費4目防災無線施設費10節需用費につきましては、このたびの電気料の高騰に伴う光熱水費20万円の追加補正でございます。

44ページからの10款教育費のご説明につきましては、後ほど教育長から行ってまいります。

8ページほど進みまして、52・53ページをお開き願います。よろしいですか。

次に、12款公債費についてご説明いたします。

1項公債費1目元金につきましては、借入利率の見直しを行い、低利率としております。しかしながら、元金均等払いの償還金につきましては、低利率とすることにより利子分の償還額が小さくなった分、元金の償還額が大きくなったことによる町債返還元金43万円の追加補正でございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議をいただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

それでは、10款教育費を教育長から説明願います。

○教育長（川尻茂樹君） 続きまして教育委員会所管関係分についてご説明申し上げます。

44・45ページの10款教育費1項教育総務費から48・49ページ、5項社会教育費1目社

会教育総務費まで、これ事業完了及び完了見込みに伴う減額補正となっておりますので、説明は省略させていただきます。

48・49ページをお開きください。

2目公民館費についてご説明いたします。

17節備品購入費のうち、図書につきましては、金谷信榮氏から寄せられた寄附金150万円を活用して、ファガス及び峰栄館の図書の充実を図るための図書購入費151万円を追加補正するものでございます。

6目秋田県自然体験活動センター管理費10節需用費につきましては、このたびの電気料の高騰に伴い、光熱水費20万円の追加補正でございます。

50・51ページに記載しております6項保健体育費につきましては、事業完了及び完了見込みに伴う減額補正となっておりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。何とぞご承認、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第17号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 冒頭にありました債務負担行為の補正ということでスクールバスが1億円近く、令和5年度で計上されてますけれども、スクールバス、審議会とかそういう会が開かれて、これをどのようにするのかっていうふうなことで改善されるのかなと思ったらまた同じものが出てきましたので、そのことについてお伺いしたいのと、それからもう一点、収入の方の13款2項1目と、それから支出の方の3款2目老人福祉費の配食サービス利用負担ですけれども、負担する人も利用する人が多くなって、それからまた費用も嵩んでいるということで、これはやはりすごい皆さん利用する人が増えてきてる証だと思います。非常にいいことなんですけれども、ただその配食弁当の中身が非常に悪いということがもう何年も前から私は聞いてました。で、どこどこってちょっと言えませんのであれですけれども、皆さん分かってると思うんですが、とにかくまず見てほしいという、現物を見せられた人もびっくりしてました。何年か前ですけど、こんなの食べられるかって、食べられないっていうことと、それから、最近、つい最近です、直接電話がありました。とにかくもう固くて味がなくて食べられない。まあ場所言えばあれですけども、斉藤食品の時は本当にお品書きがあって、それぞれ口に合ったものだったんですけども、その後がとにかくもうこれじゃ食べれない、何とかしてほしいという電話が直接ありました。それで、これはみんな試食してみないと分からな

いよってということで抜き打ちに、当番制を作って、やはり議員の人たちも試食できるようなシステムを考えませんか。そのことについて伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） それでは、スクールバスについて私の方からお答えしたいと思います。

昨年度っていうか今年度、2回のスクールバス運行検討委員会を開催しました。現状こう説明した上で、議員の人方も含めて委員の人方に内容をこう理解していただき、総じてやっぱり減額する方法はないかっていうことを大変いろんな意見を出していただいて検討しました。さらに保護者に対してのアンケートを取りました。現状でいいか、それから、その方法はないかっていうことで取りましたが、過半数の保護者から現状を維持してほしいというふうな意見が出まして、それを受けたり、あとはそのほかにも、それでもさらに何らかの方法はないかという検討しましたが、本当は一朝一夕で結論出るものではなかったので検討いただいたんですが、来年度は今年度同様の予算計上でやることにしました。で、来年度になってから、今後まあ保護者等にも丁寧に説明するとか、あるいは今後児童生徒数も減りますので、それにとってコースなり、便数なりの減少も考えられますので、そういったことを検討しながら再度また減額できないかっていうことを検討していきますが、繰り返します、とりあえず来年度は現状で予算計上しましたのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 最初の方の2つ目の質問、見上議員のご質問ですけども、配食サービス、現在八森方面はハタハタ館、峰浜方面はレストラン峰の2カ所で、月・水・金の3食ですね850円、こういう中で安否確認を含めてやっていただいております。実際、私方、中身が悪いというのはちょっと伺ってませんでしたので、これからその辺も含めて利用者の声を吸い上げながら、また、皆さんも、我々も試食することはこれやぶさかでないと思いますので、そういうことも踏まえながら今後の食の改善に努めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 私も今日これ言おうかなと思ったら見上議員に先を越されたんですが、配食サービスのことです。実は八森地区の整骨院を営んでる方と話しする機会がありまして、その患者さんの6人も7人も配食サービスの弁当がまずくて食べられない

と。私に何とか町の方に言ってくれないかということでありまして、今日張り切って言おうと思ったら見上さんに先を越されてしまいました。

ちょっとお伺いしたいんですが、担当課の方でもそういう配食サービス受けてる方のそういった意見って来てはいないんでしょうかね。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの笠原議員のご質問にお答えいたします。

実際には、配食サービスの当然ご自分の合わないというようなご意見、苦情その他多数お受けしておるのが実際のところでございます。そうした中で、やはりご本人の嗜好、食のものですので嗜好もございますので、なかなかメニューの、それぞれの人方に合ったメニューの構築というのはなかなか難しいところがあるかと思えます。そうした中、先月になりますが、今現在実施しております2業者さんと併せて施設、社会福祉法人の方でサービスを利用している方々に提供されている配食弁当、併せて能代市内の業者さん呼びまして、4者の試食会を実際にさせていただいたところでございます。試食については、職員3名立ち会いのもと、併せて居宅のサービス事業者提供者のケアマネージャーも含めまして10名程度の方々から、その食事、弁当を全部並べて、それぞれ試食していただいております。そうした中で町としての考え方、いろいろその場においても業者さんの方にご指示しているところです。

実際、先ほど副町長からご説明あったとおり、本人負担は200円でございますが、実際に1食850円、この価格高騰等々の中で1食850円というのがどのような形で業者さんに負担を考えているのかということもございますので、業者さんと併せてほかの業者さんを入れながら、町の財政負担がどこまで耐え得るのかということを考えながら、この事業の全体を今後見直しも含めて業者さんと詰めていきたいと考えております。

回答は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） その利用者から見上議員のところにも私のところにもこういった苦情が来てるということは、個人の嗜好というよりもやっぱりまずいんだと思います。200円といえ、お金払っておりますし、やっぱり食は命に繋がることですので、是非これから適切な指導をしていただいて、利用者さんから不満の声が出ないように指導していただきたいと思います。答弁は要りません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 1点お伺いたします。温泉管理費とありましたんで、ちょっとその関連にしてこの場ですから確認しておきたいと思います。

今、全国で皆さんマスコミ等々で存じ上げていると思いますが、温泉の源泉の枯渇、あるいは湯量の低下、そういうのが盛んに出ていますんで大変気になって仕方がないんですよ。当町の源泉どうですか、現状。お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） ただいまのご質問にお答えいたします。

八峰町の温泉は、まあ民間は別として、いさりび温泉、御所の台に新しく掘った温泉が今現在動いてるところです。ほか2つは止まっていますのであれですけども。

まず、現在の新しい温泉については、温泉の汲み上げた当時から湯量、温度は変わっておりません。以前の湯っこランドへ配湯していた旧八森いさりび温泉ですか、これについては、新しい温泉を掘る前に、湯量はそんなに変わらなかったんですけども、温度が低下して湧かさないと利用できないということがありました。ただし、湯量については、逆にその冷えた原因というのが途中の配管に亀裂、亀裂というか損傷があって、そこから湧水が入って温度が下がったという原因がありましたので、湯量についてはむしろそれまでと同じぐらい出ていたということです。この湯量が減るという原因はそれぞれあるんでしょうけども、特定な明確なことは指摘されておりません。ただし、枯渇するということは周りに温泉の掘削が増えてくるということは、そちらに引っ張られて減るということもあります。あるいは地下水が足りなくなってきたというようないろんな要因があると思いますけども、現在の利用している八森いさりび温泉新源泉の方は、当初より変わった状況ではありません。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第18号、令和4年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長(石上義久君) 議案第18号についてご説明いたします。

議案第18号、令和4年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)。

令和4年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,836万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,875万8,000円とする。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

詳細につきましては、事項別明細書6ページ以降をご覧くださいながら順にご説明いたします。

6・7ページをお願いいたします。

歳入、1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税239万7,000円は、主な要因としまして、被保険者数の減少、併せて米の価格低迷並びに物価高騰による資機材料、燃料等の価格高騰による農業経営の悪化などの影響によって減額補正するものでございます。

4款県支出金1項1目保険給付費等交付金5,289万3,000円は、保険給付費の実績見込みにより追加補正するものでございます。

6款1項1目一般会計繰入金1,627万3,000円は、保険税軽減、保険者支援、未就学児均等割保険税、財政安定基金等、各事業の実績見込みにより追加補正するものでございます。ちなみに、各事業収入とも法定内繰入額となります。

7款1項1目前年度繰越金2,160万円は、前年度実績による追加補正でございます。

なお、内訳につきましては充当財源となる歳出にて説明させていただきますので、次



の10ページ以降をお願いいたします。

歳出、2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費4,199万4,000円、同じく3目一般被保険者療養費41万7,000円及び2項1目一般被保険者高額療養費1,048万2,000円は、療養給付費及び療養費の実績見込みにより追加補正するものでございます。これは、昨年度後半から新型コロナに関する受診控えが徐々に緩和傾向となり、従前の受診状況に戻りつつあることや、手術等による入院患者などが増えていることから予算不足が想定されるため追加補正するものでございます。

6款基金積立金1項1目国民健康保険事業基金積立金3,500万円は、今年度の実績見込みにより基金積立金に追加補正するものでございます。

また、8款諸支出金1項5目その他償還金3万7,000円は、東日本大震災関連給付費の令和3年度実績の額の確定による県交付金の返還のために追加補正するものでございます。

9款1項1目予備費43万9,000円は、歳入歳出総額調整のための追加補正でございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第18号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第19号、令和4年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第19号についてご説明いたします。

議案第19号、令和4年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,782万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,802万1,000円とする。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

詳細につきましては、事項別明細書6ページ以降をお願いいたします。

歳入、3款1項1目介護給付費負担金は、令和2年度事業の再確定による精算により国から追加で交付される過年度分3万3,000円を、7款1項5目低所得者保険料軽減繰入金は、介護保険料軽減者数の確定に伴い、現年度分に59万2,000円を、8款1項1目繰越金は、事業実績見込みにより1,720万2,000円を、それぞれ追加補正するものでございます。

なお、内訳につきましては、充当財源となる歳出にて改めて詳細をご説明させていただきますので、8ページ以降をお願いいたします。

歳出、2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費は、実施事業に関連し、59万2,000円を保険料軽減繰入金により財源組み替えするものでございます。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、今年度の実績見込みにより1,699万9,000円を基金積立金に追加補正するものでございます。

5款地域支援事業費3項2目任意事業費の扶助費、介護用品支給費25万6,000円は、被保険者のおむつ等介護用品支給費の実績が増えており、予算不足が懸念されることから追加補正するものでございます。

次に、6款1項3目償還金22節の国庫支出金等過年度分返還金3万4,000円は、令和2年度事業の再確定による精算にてその過年度分を県に対し返還が生じることから追加補正するものでございます。これにつきましては、介護保険給付費の令和2年度事業再確定による精算にかかる返還金という形になります。

8款2項1目予備費53万8,000円は、歳入歳出総額調整のための追加補正でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第19号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第20号、令和4年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） 議案第20号についてご説明いたします。

議案第20号、令和4年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度八峰町の沢目財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,294万7,000円とする。

歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月2日提出

沢目財産区管理者

八峰町長 堀内満也

内容につきましては、事項別明細書でご説明をさせていただきます。

6ページ・7ページをお開きください。

1款1項1目財産貸付収入1節土地貸付収入に関しましては、年度中の短期貸付の増加により259万9,000円の追加補正でございます。2項1目物件売払収入の1節立木売払収入につきましては、森林整備センターに委託しております立木の売払いが来年度に延期になりましたことから、当該分予定額の313万9,000円を減額するものでございます。

8・9ページをご覧ください。

1款1項2目財産管理費の18節負担金補助及び交付金は、先ほど歳入でご説明申し上げました土地貸付収入及び立木売払収入の増減の見合いの交付金をそれぞれ増減になるもので、合わせて45万3,000円の減額でございます。

2款予備費につきましては、歳入歳出調整のため、予備費において8万7,000円の減額補正となります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第20号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。3時10分から再開いたします。

午後 3時05分 休憩

.....  
午後 3時10分 再開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第26、議案第21号、令和4年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第21号についてご説明いたします。

議案第21号、令和4年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第4号）。

令和4年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,751万9,000円とする。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

詳細につきましては、事項別明細書3・4ページをご覧ください。

歳入、1款診療収入1項1目医科診療報酬収入280万円は、医科診療報酬の収入実績に伴う追加補正でございます。主な要因としましては、総合病院などからの紹介患者、イメージとしては、いわゆる症状が安定していらっしゃる新規の患者様の増加による見込みでございます。同じく2項1目医科諸検査等収入1,217万円は、予防接種、特定健診及び風しん対策事業の収入実績に伴う追加補正でございます。こちらにつきましては、新型コロナワクチンの平日と土曜日・休日の接種ですとか、特定健診受診者の増加並びに風しん抗体検査や同予防接種など、それぞれの実績増加によるものでございます。

3款1項1目繰入金1,954万7,000円は、診療所事業収入実績見込みに伴う一般会計繰入金の減額補正でございます。

6款県支出金1項1目新型コロナウイルスワクチン個別接種支援事業費補助金457万7,000円は、新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業並びに同ワクチン接種医療従事者派遣事業の事業を行った実績に伴う追加補正でございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第21号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第22号、令和4年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第5号）を議

題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第22号についてご説明いたします。

令和4年度八峰町営簡易水道事業会計補正予算（第5号）。

第1条、令和4年度八峰町簡易水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。第1款水道事業収益、第1項営業収益を365万8,000円減額し、第2項営業外収益を365万8,000円追加補正するものです。

この内容は、町内の2つの温泉施設について、コロナ禍における経営難に伴い、令和4年4月から8月までの5カ月間、水道料金の減免措置を行ったことによる減収分を一般会計から補助金として補正するものでございます。

支出はありません。

他会計からの補助金の補正。

第3条、予算第10条中「1億452万1,000円」を「1億817万9,000円」に改める。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第22号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第23号、令和4年度八峰町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第23号をご説明いたします。

議案第23号、令和4年度八峰町下水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条、令和4年度八峰町下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款特定環境保全公共下水道事業収益、第1項営業収益を24万5,000円減額し、第2項営業外収益を24万5,000円追加するものであります。

この内容は、町内の温泉利用施設1件に対して、コロナ禍における経営難に伴い、令和4年4月から8月までの5カ月間、下水道料金の減免措置を行った減収分を一般会計から補助金として追加補正するものであります。

支出はございません。

次のページをお願いいたします。

議会の議決を経なければ流用できない経費の補正。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（1）職員給与費を3万1,000円追加します。

他会計からの補助金の補正。

第4条、予算第9条中「2億4,799万6,000円」を「2億4,824万1,000円」に改める。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第23号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第29、発議第2号、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。佐々木議会事務局長。

○議会事務局長(佐々木高君)

発議第2号

令和5年3月2日

八峰町議会議長 皆川鉄也様

提出者	八峰町議会議員	水木壽保
賛成者	同上	見上政子
〃	〃	奈良聡子
〃	〃	芦崎達美
〃	〃	須藤正人

#### 予算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由です。令和5年度八峰町一般会計及び各特別会計予算、各公営企業会計予算、特別会計への繰入を集中的に審査するためであります。

予算特別委員会の設置について。

予算特別委員会を次のとおり設置するものとする。

1、名称 予算特別委員会

2、設置の根拠 地方自治法第109条及び八峰町議会委員会条例第5条の規定により  
ます。

3、目的 次の議案について審査することを目的とする。

議案第24号 令和5年度八峰町一般会計予算

議案第25号 令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算

議案第26号 令和5年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算



- 議案第27号 令和5年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第28号 令和5年度八峰町沢目財産区特別会計予算  
議案第29号 令和5年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算  
議案第30号 令和5年度八峰町営診療所特別会計予算  
議案第31号 令和5年度八峰町簡易水道事業会計予算  
議案第32号 令和5年度八峰町下水道事業会計予算  
議案第33号 八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について

4、設置の期間 令和5年3月2日から令和5年3月17日まで

5、委員の定数 11名

6、予算審査に関する特別委員会分科会所管事項は別紙のとおりとし、総務民生分科会の所管事項として、1、令和5年度八峰町一般会計予算のうち、総務課、企画財政課、税務会計課、福祉保健課、町営診療所、議会事務局、選挙管理委員会及び監査委員の所管に関する事項並びに他の分科会の所管に属さない事項。2、次の令和5年度八峰町特別会計予算に関する事項として、①沢目財産区特別会計予算、②国民健康保険事業勘定特別会計予算、③介護保険事業勘定特別会計予算、④後期高齢者医療特別会計予算、⑤町営診療所特別会計予算。教育産業建設分科会の所管事項として、1、令和5年度八峰町一般会計予算のうち、農業委員会、建設課、産業振興課、農林振興課及び教育委員会の所管に関する事項。2、次の令和5年度八峰町特別会計予算に関する事項として、①合併処理浄化槽事業特別会計予算。3、次の令和5年度八峰町公営企業会計予算に関する事項として、①簡易水道事業会計予算、②下水道事業会計予算。4、特別会計への繰入に関する事項として、①八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について。

以上となります。

○議長（皆川鉄也君） ただいま朗読のとおり、予算特別委員会を設置することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会は設置されることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第5条第4項の規定により議長より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認め、当席から指名いたします。

1番笠原吉範君、2番伊藤一八君、3番奈良聡子さん、4番芦崎達美君、5番水木壽保君、6番菊地 薫君、7番腰山良悦君、8番見上政子さん、9番須藤正人君、10番門脇直樹君、11番山本優人君、以上11名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間休憩します。ご協議いただきたいと思います。休憩いたします。

午後 3時26分 休 憩

午後 3時27分 再 開

○議長(皆川鉄也君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第30、予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選の結果について本席に通知がありましたので、ご報告します。

予算特別委員長には6番菊地 薫君、副委員長には3番奈良聡さんが互選されました。

日程第31、議案第24号、令和5年度八峰町一般会計予算を議題とします。

ただいま議題となっています議案第24号については、予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第24号、令和5年度八峰町一般会計予算は、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第32、議案第25号、令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、日程第33、議案第26号、令和5年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、日程第34、議案第27号、令和5年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、日程第35、議案第28号、令和5年度八峰町沢目財産区特別会計予算、日程第36、議案第29号、令和5年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、日程第37、議案第30号、令和5年度八峰町営診療所特別会計予算、日程第38、議案第31号、令和5年度八峰町簡易水道事業会計予算、日程第39、議案第32号、令和5年度八峰町下水道事業会計予算については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第25号から議案第32号は、一括して予算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第40、議案第33号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入についてを議題とします。

ただいま議題となっています議案第33号については、予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第33号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入については、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第41、議案第34号、八峰町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長(堀内満也君) 議案第34号、八峰町教育委員会委員の任命についてであります。

八峰町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 八峰町峰浜水沢字三ツ森カッチキ台13番地5

氏 名 田 村 朋 子

職 業 歯科医療事務

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、現委員の山本朋子氏が5月16日で任期満了となることから、新たに八峰町教育委員会委員に田村氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(皆川鉄也君) これより議案第34号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

この採決は無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、本案は無記名投票で行うことに決定しました。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(皆川鉄也君) ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名します。

立会人は、八峰町議会会議規則第32条第2項の規定により、11番山本優人君、1番笠原吉範君、2番伊藤一八君の3名を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(皆川鉄也君) 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(皆川鉄也君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(皆川鉄也君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

先ほど立会人に指名した3名の方は、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長（皆川鉄也君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち賛成11票。賛成多数であります。したがって、議案第34号は原案のとおり同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（皆川鉄也君） 日程第42、議案第35号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議案第35号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてであります。

八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任したいので、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求める。

住 所 八峰町峰浜水沢字大久保岱1番地

氏 名 田 村 利 満

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由につきましては、現委員の田村利満氏が令和5年5月22日で任期を迎えるため、関係地区に推薦を求めたところ引き続き田村利満氏の推薦があったことから、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第30号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第43、議案第36号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長(堀内満也君) 議案第36号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてであります。

八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任したいので、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求める。

住 所 八峰町峰浜田名瀉字杉沢35番地1

氏 名 鈴木正志

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

提案の理由につきましては、現委員の芹田正嗣氏が令和5年3月31日で辞任することから、関係地区に推薦を求めたところ鈴木正志氏の推薦があり、管理委員として選任いたしたく、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(皆川鉄也君) これより議案第36号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第44、陳情第1号「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は委員会への付託を省略することに決定しました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番(山本優人君) この陳情に対して反対を申し上げます。

この陳情は今まで何度となく来ているわけですが、相変わらず内容については同じ文面であります。今まで反対をしてくれておりますし、なおかつ、これはですね国も県も、労働者、雇用側、双方テーブルの上で話し合いながら妥結した最低賃金でありましてですね、それをさらに上回るような賃上げを要望するというのは、地方にとっても都会並みの賃金を要求するというのは納得いかないというふうに私は思います。都会と同じ賃金になればですね、都会から地方の方へ、何だ、誘致を、誘致というか移動する企業がなくなるわけで、同じ給料であれば別に地方に来る必要もないわけです。そういうふうなことからですね、やはり都会から地方に来る理由っていうのは、少しぐらい給料が安くても生活できるという、まあ安心感というか、そういうふうなものがあってですね来るんだろうと思うわけです。

そういうことからですね、過度にこの最低賃金を上げれというふうな要求には反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 賛成の立場から討論します。

陳情書にあるとおり、長引くコロナ禍に加え、ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー価格の高騰、物価高で中小・零細企業、非正規雇用者やフリーランス等、低所得で不安定な働き方をしている人々に大きなしわ寄せが来ており、生活は困窮を極めております。これ以上可処分所得が減ることは、生存そのものが脅かされることとなります。また、最低賃金に地域間格差があることも地方の人口減少の大きな要因であると考えます。

今年の春闘は政労使こぞって賃上げを訴え、トヨタ、ホンダは賃上げやボーナスの要求に満額回答しており、業界全体や他の産業への波及が期待されております。このような動きは今までになかったものであります。陳情提出者は、この陳情と併せて、中小企業、零細企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書も提出しており、極めて妥当で合理的な陳情であると考えます。

以上のことから、この陳情に賛成します。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私は、今の現状、八峰町の現状について考えてみる場合に、この陳情は賛成するという立場から発言します。

ある大工さんが言っていました。うちの息子、八峰町の町内に勤めてるんだけど、勤めたんだけど、とてもじゃないが家族を養えない。養えないので能代に行くことになったっていうことを言っていました。とてもじゃないが、やはり女性だったら最低賃金で働いてる場合でも何とか生活は維持していけるでしょうけれども、町内でさえもやはり家族を養える賃金ではない。最低賃金では暮らしていけないということです。それと、最低賃金をこのまま続けていく場合にですね、ある、今80前後の人は、高校卒業してずっと最低賃金で働いてきて、で、最後に縫製工場でも最低賃金で働いてきて、そして今もらってる年金が8万弱です。とてもじゃないが、この最低賃金だけでは生活できなかったっていうことをやはり証明してると思います。

この八峰町の場合も含めてやはり最低賃金を上げていかなければ、もうここから出ていく若者が増える。都会だけではなくて、秋田とか能代の方に、もう、から行ってしま



えば、この地から離れると同様です。人口は減ります。交付税が減ります。そういうことを抑えるためにも、この中にも書かれてるように、中小企業の中小・零細企業にこの最低賃金を引き上げるために、国で十分なその保障してほしいということも一緒に陳情を出してますので、八峰町を活性化させるためにも最低賃金は上げるべきであるということ陳情賛成します。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、討論を終わります。

これより陳情第1号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第1号、「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立少数であります。したがって、陳情第1号は不採択とすることに決定しました。

日程第45、陳情第2号、最低賃金の改善にあたり、「中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は委員会への付託を省略することに決定しました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより陳情第2号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第2号、最低賃金の改善にあたり、「中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立少数です。したがって、陳情第2号は不採択とすることに決

定しました。

日程第46、陳情第3号、消費者被害を防止、救済するための特定商取引法の抜本的法改正を求める陳情書についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により教育産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は教育産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、14日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会いたします。ご苦労様です。

---

午後 3時53分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 8 番 見 上 政 子

同 署名議員 9 番 須 藤 正 人

同 署名議員 10 番 門 脇 直 樹



令和5年3月8峰町議会定例会会議録（第2日）

令和5年3月14日（火曜日）

議事日程第2号

令和5年3月14日（火曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（12人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一八	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地 薫
7番 腰山良悦	8番 見上政子	9番 須藤正人
10番 門脇直樹	11番 山本優人	12番 皆川鉄也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 堀内満也	副町長 日沼一之
教育長 川尻茂樹	総務課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長 和平勇人
税務会計課長 成田拓也	企画財政課長 高杉泰治
福祉保健課長 石上義久	教育次長 山本節雄
学校教育課長 山内章	産業振興課長 山本 望
農林振興課長 浅田善孝	建設課長 石嶋勝比古
農業委員会事務局長 工藤善美	生涯学習課長 今井利宏
あきた白神体験センター所長 菊地俊平	防災まちづくり室長 内山直光

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高	議会事務局庶務係長 須藤 佳奈子
--------------	------------------

午前10時00分 開 議

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の皆さんには、朝早くからご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、3番奈良聡子さん、4番芦崎達美君、5番水木壽保君の3名を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） おはようございます。傍聴の皆様には、朝早くからご苦勞様でございます。

議席番号1番笠原吉範。通告に従いまして一般質問をいたします。

本日は2問であります。

1問目は、人口減少対策について伺います。

町の人口は、平成28年の合併時3月末時点で9,277人でした。町では歴代町長のもと、子育て支援などの様々な対策をとってきましたが、人口減少に歯止めがかからず、本年2月28日で6,461人となりました。合併以来17年で2,816人減少し、1年で平均165.6人が減少したことになり、この1年間では210人が減少しています。年間出生者は令和3年で13人であり、このままでは1桁になりかねない状況であります。これ以上人口減が進むと、税収の減少、公共交通の廃止、店舗撤退、空家増加など、時間が経過するほど状況は悪化します。人口減少は八峰町だけの問題ではなく、日本全体の問題であり、岸田総理が年頭記者会見で「異次元の少子化対策、子ども予算倍増」を掲げましたが、その支援策や財源は未だに示されておられません。以上のように、人口減少対策が八峰町にとって最重要課題であり、待ったなしの状況にあることは疑いようがありません。

そこで町長に伺います。

町長選出馬に当たり、「人口減少対策」を最大の課題であると訴えました。しかし、前町長の急死に伴う選挙であり、出馬表明から告示まで2週間あまりと短く、しかも年末年始を挟んでいたこと、また、無投票当選であったことから、町民に向け、その具体策を語るができなかったのではないのでしょうか。人口減少対策の具体策をお聞かせ

ください。

2 問目、続いてはマイナンバーカード取得の促進についてについてであります。

2013年5月から運用が始まったマイナンバーカードの申請状況は、令和5年2月12日には全国で68.8%、2万円のマイナポイントが受け取れるキャンペーンが終了した3月5日では75.1%となっています。町でもキャンペーンによる駆け込み申請で申請率が上がったことと思いますが、1月末現在で49.8%であり、県内25市町村の最下位であります。町長はその要因をどのように捉えているのか。また、取得向上のための施策を伺います。

以上、2問であります。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。笠原議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「人口減少対策」についてであります。

八峰町が現在抱えている大きな課題は、議員同様に急激な人口減少であると考えており、こうした状況に積極果敢に立ち向かい、「ふるさと八峰の創生」にチャレンジしていくため、次の3つを施策の柱に据えたいと考えております。

1つ目は、「農林漁業の振興」であります。

農業分野においては、本町が重点的に実施している菌床しいたけやネギ、大豆等の生産拡大を図るとともに、しいたけのブランド化を目指すほか、カミツレやキキョウなどの生薬栽培では、生産組合主導による生産者及び栽培面積の拡大に繋がる取り組みを推進してまいります。

また、漁業分野においては、漁業者の所得向上と担い手の確保を目指し、「サーモン養殖事業に関する四者協定書」に基づく事業支援を行うほか、ギバサ藻場の再生を目指す「藻場再生調査」やアワビの資源減少の原因究明と効果的な資源管理方法の確立を目指す「アワビ資源対策調査」等を実施してまいります。

2つ目は、「女性が活躍できる環境づくり」であります。

女性の様々な意見を町政に反映させ、地域や職場で女性が個性と能力を存分に発揮するため、女性自身の意識改革や経営者の理解促進に努めるとともに、役場における女性職員の管理職への登用についても検討してまいりたいと考えております。

なお、具体的な事業につきましては、今後検討を加速させ、経費が必要となる場合は

関係予算を議会に提案してまいりたいと考えております。

3つ目は、「洋上風力発電の推進」であります。

地域の活性化や人材の定着に繋がるよう、県や地元商工会等と連携を図りながら、関係産業の育成支援や人材の受け皿となる企業立地の促進に努めてまいりたいと考えております。

このほかにも、「コロナ後を見据えた観光振興や高齢者等が住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けることができる社会の実現」に向けた取り組みなどを進めてまいります。

いずれいたしましても、「人口減少」という大きな課題の克服は、一朝一夕で成し得るものではなく、多くの時間を要するものと考えておりますが、八峰町の発展と成長、そして、何よりもふるさと八峰を愛する全ての町民のため、諦めない強い心を持って、粘り強く全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「マイナンバーカード取得促進」についてであります。

県内市町村で交付率が最下位にとどまっている要因としましては、現在実施している「休日受付窓口」など、町民の利便を図る取り組みの実施が他の市町村に比べて遅れたことや、大型商業施設や新型コロナワクチン接種会場等での「出張受付窓口の開設」や「商品券等の交付」等の積極的な取り組みも行わなかったことなどが影響したのではないかと考えております。

国の「マイナポイント事業」は終了しましたが、国において2024年秋にマイナンバーカードと保険証の一体化を図る方針が決定されたことから、今後、カードの必要性が高まり、カード取得の希望が増えることが予想されます。

このため、令和5年度において、タブレット専用端末による「出張受付窓口」事業を実施するための予算を今議会に計上しているほか、引き続き「休日受付窓口」の設置や広報等で周知を行うなど、取得を希望する町民への利便を図り、交付率の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、再質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 今、町長から答弁いただきました。農林水産業、女性が活躍できる、風力発電、もっともでございます。これを是非促進していただきたいんですが、でも、この施策だけではですね人口減少のスピードを抑えることができても、人口を増やすということはできないのではないかと私は思うわけです。毎年、さっき私言ったよう



に165.6人の人口減少が平均であるわけです。これを上回る人口増を目指さなければ、人口は減っていく一方なんですよ。

で、じゃあどうやってその人口を増やすか。多分これを議場にいる皆さんが、この200人もの人口増できるわけないと多分心の中で思っているでしょうけども、実際これを行った事例があるんです。まず1つ目、これは平成27年、私が議員になった年ですが、視察で長野県下條村というところに行ってきました。平成9年から平成18年にかけて、若者定住促進住宅、マンションタイプ124世帯分、一戸建て住宅54戸、計178世帯分の若者定住促進住宅を造って、そこに近隣の飯田市から移住者が多く駆けつけて、もうベッドタウンになってるんですね、この飯田市の。で、この入居者の7割が村外から、主にこの飯田市からの移住であります。で、令和4年、去年ですが、長野県南箕輪村というところに行ってきました。ここはですね母親に大変な支援をしております、南箕輪村ネウボラ、これは平成29年から妊娠から18歳まで途切れのない支援。再就職サポートセンター、子育てが終わった、手がかからなくなって再就職したいという時に、それをこう斡旋してくれる制度ですね。で、役場内に子育て支援課というのがある。人口1万6,000人ですけど、今、77.3%が移住者なんです。近隣の伊那市、箕輪町、駒ヶ根市から移住してきて、やはりベッドタウンとして人口を増やしています。これは総務民生常任委員会で去年訪れた岡山県奈義町です。これ、皆さんも報道で知ってると思いますが、2月には岸田総理も視察に訪れております。なぎチャイルドホーム、奈義しごとえん、手厚い住宅支援などで、近隣の津山市、美作市から移住、やはりベッドタウンとなっています。こういうですね、ほかから視察に、総理まで視察に来るようなことをやってる町が実際あるんです。前に森田町長の時には、この11月の視察の話は森田町長とする前に残念ながらお亡くなりになってたんですが、長野県の下條村に関しては、我々議員から何度もこう議会の場で名前が出てくるもんですから、コロナが収まったら是非下條村を訪れて、向こうの村長さんの話を聞いてみたいということをおっしゃっていただきました。残念ながらかなわなかったんですが。

町長はあれでしょうか、この私が今例を挙げた3町に視察に行ったらいかがかなと。聞くと見るとでは大違いだと思しますので、その辺はどうでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 笠原議員のご質問にお答えいたします。

その3町の視察につきましては、当然ながら八峰町も相当勉強になる部分があると思

いますので、私も新年度になってなるべく早い段階です、そういったところの先進地の視察を行ってまいりたいというふうに考えております。

そしてまた、議員の方からもお話のありました岸田総理の異次元の少子化対策、これについても町としてどういったことができるのか、議員の話にもありました住宅支援、あるいは子育て支援、八峰町でもやってるわけでありまして、おそらく足りない部分があるというふうに私も考えておりますので、そういったところについてもしっかりと対策を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） この人口減少が進んでいる秋田県、しかもこの山本郡内で若者を奪い合ってもしょうがないというそういう考えもあるのは確かなんですが、私は奪い合わなければいけないと思っております。能代のベッドタウンを目指すべきだと思っております。手厚い住宅支援、子育て支援で近隣市町よりも手厚い支援で若者を呼び込む。異次元の子育て対策といえますか、少子化対策、国のそれ待っていたら町なくなりますよ。いつになるか分かりません。この間、新聞報道にもありましたけど、財源もどこから求めるのかも決まっていない。で、子どもを生んだら奨学金免除なんていう馬鹿な案も出てるという、そういう国の対策待っていたら八峰町なくなりますので、能代から若者をどんどん移住する、能代のベッドタウンになる、そういった気構えはありませんか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） ご質問の能代のベッドタウンということに関しましては、私もそのとおりで思っておりますし、それを目指したいというふうにも考えております。

一方で、町の財源的には、ご承知のとおり相当厳しいものがございますので、そういったところも全て勘案してですね、できるところ、できないところ、あると思っておりますけども、いずれにしましても人口減少対策として居住対策、そしてまた能代市のベッドタウンになるようにしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） そもそも子どもが生まれるには結婚しなきゃいけないわけです。私の周りにもこう指折って数えてみると、子育て世代、30代、40代で未婚の方が結構いらっしゃいます。皆さんの周りにもいるんじゃないかなと思います。そうした方々、まあこれは非常にプライベートな問題で踏み込みづらいことだとは思いますが、町の施策で出会い創出の事業80万円の予算がついています。これまでもついていたと思っておりますが、

これまでどういうことをやってきたのか、そして今年度はどういう事業をやるつもりなのか。町長あれでしたら担当課長で結構ですので、お願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの笠原議員のご質問にお答えいたします。

町の方ではこれまで、結婚サポーター等を活用しながら出会い関係のイベントを行っております。また、平成の時代ですけれども、商工会さんとか、あと会場をハタハタ館で、ある一定の独身の職場に勤めるような方々を集めまして交流会といいますか、出会いの場を設けております。で、今年につきましても、コロナ禍の方がかなりこう落ち着いてきましたので、また結婚サポーターの方の意見を聞きましても、出会いをした時に単発だけではなくて、同じ人と2回、3回行き会う機会があった方がいいという意見もいただいておりますので、今年につきましてもまた商工会と関係団体、そのハタハタ館を利用したりしながらそういった交流の場の方を設けていきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 今課長がおっしゃった、正にそのとおりだと思います。1回で終わったら何の意味もないです。かなり私議員になるまでのかなり前ですが、私の店でもそういった創出のやったことありますけど、それで当時はガラケーの時代でしたけれども、来た男女がメール交換したり、コンサートもやって、コンサートを聞いてメール交換してお酒飲んで、ああ、いい雰囲気だなと思いましたが、それっきりなんですね。だからそれをね何回か繰り返すことによって、私はそういうカップルも生まれる可能性があるのかなと思いますので、是非頑張ってくださいと思います。

それと、これで最後にしたいと思いますが、何回も言ってますけども、簡単なことではありません、人口減対策は。町長も先進地に行って研修を積まれて、八峰町版の異次元の人口減少対策、少子化対策を打っていただきたいと思います。待ったなしでございませぬ。国の施策は待ってられません。そういう暇はありません。時間はありません、八峰町に。どうでしょう、最後に決意をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 正に議員おっしゃるとおりだというふうに思っております。しかしながらですね、先ほど答弁でもお話ししましたけども、八峰町も相当財源が厳しいと

いった状況もございますので、いずれそういったところもしっかりと勘案しながら、人口減少対策にしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 2問目についての再質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） マイナンバーカードについての質問ですが、私はですね、やっぱり町民が漠然と、このマイナンバーカードについて不安を持ってるんじゃないかと思うんですよ。個人情報漏洩するとかですね、そういう誤解といいますか、そういうものがマイナンバーカード取得を鈍らせてるんじゃないかなと思っております。それで、そもそも今、マイナンバーカード持っていても住民票とかがコンビニで取れるぐらいで、今そんなに必要ないという考え方もあります。で、やっぱり今一番多いのは、私の知人ではもう絶対取らないという人も中にはいるぐらいで、それはやっぱり紛失したら全ての情報がばあっと拡散されるんじゃないかとかということ、要は免許証を紐付ける、保険証を紐付ける、銀行口座の紐付けるといったことは、漠然とした自分は国に管理されるんじゃないかみたいなそんな不安があると思うんです。これは本当は町がやるべきじゃなくて国がやるべきだと思うんですが、こうした不安をですね取り除かないと、そういった人はなかなか申請に来ないと思っております。丁寧な説明を広報とかでやる、そういった考えはないでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 笠原議員のご質問にお答えいたします。

正にですね、町としましてもこの周知に努めていかなきゃいけないというふうな考えがありますので、広報はもちろんですね、その休日受付窓口の設置など、引き続き対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 質問といいますか、多分こういうこともあるんじゃないかなと思うんです。私だけじゃないと思いますが、この「紐付ける」という言葉なんですよ。これがね非常に、私、最初聞いた時から「うん？」っていう何か違和感があるなと思っております。で、多分総務省の役人か何かが「紐付ける」というふうな言葉を使ったからそうなんだと思います。で、ちょっと「紐付ける」ということをね、ちょっと調べてみたんですよ。したら、今の若い人が使う「紐付ける」というのはコンピューター用語、バインドという言葉があって、特定のデータと別のデータを相互に関連付けるというふ

うに使われる、それを日本語にして「紐付ける」にしたので、多分総務省でもこれを「紐付ける」にしたと思うんですが、ただ我々高齢者にとってはね何か違和感があるなと思って、ちょっと「紐付ける」という意味もちょっと、ほかの意味もあるんじゃないかと思って調べてみました。したらこういうことが出てくるんですよ。娼婦の行動を縛って働かせ、それで暮らしている男。さらに、広く背後から操って、その利益を吸い上げるような存在とあって、「紐付け」は、行動が縛られる、背後関係があることとあって、例として社長の紐付けの社員、あの女は紐付きだとか、そういう言葉がある。こういうことはね悪いイメージが私の中にあってですね、どうもこの保険証と紐付ける、免許証と紐付けるっていう言葉がどうもピンと来ない。そういうこともこの取得を鈍らせている要因の一つになるのではないかなという気がして、まあこれは答弁求めませんが、そういうことであります。

それで、あとマイナンバーカードの市町村別の交付、これ今年の2月末時点で男女別、年齢別というのがあるんです。で、まあこれは全国ですから八峰町には当てはまるかどうか分からないですが、中高年、若者とか中年といいますかね、40歳、30歳から50歳ぐらいまではですね女性の方が取得率高いんですよ。で、65歳を過ぎた高齢者になるとこれが逆転して、男性の方が高くて女性が低くなるんです。この要因をどう捉えるかとなると、私は八峰町に当てはめて考えると、そもそも役場に来る手段がない。免許がない。車がない。誰かに乗せてきてもらわないとマイナンバーカードを作れない。そういった高齢女性が多いのではないかなという気がしておりますが、町長はその辺の見解はいかがですか。

- 議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。
- 町長（堀内満也君） 高齢者は男性の取得率が高い、そしてまた逆に若い方々は女性の取得率が高いということで、まあなかなか、今、八峰町が置かれた現状がそのまま反映されてるのかなというふうに議員同様に私も考えております。いずれそういった足の確保なんかにしてもですね、今、デマンド有償のタクシー、あるいはバスなんかもやっておりますので、そういったところも含めた広報、そしてまた住民への周知をしっかりと行っていきたいというふうに思っております。
- 議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。1番笠原吉範君。
- 1番（笠原吉範君） これで最後にしたいと思いますが、やはり私は足の確保と町民の不安を取り除くことが一番の取得率向上に繋がると思っております。マイナンバーカー

ドは行政の効率化の目的にしている、利用の範囲は社会保障・税、災害対策の分野に限られるんだと。紛失しても暗証番号が知られない限りは情報は漏洩しない。情報は国が一元管理でなく分散管理であって、一気に情報を拡散することはない等々ですね、こういうことを町民に知らしめる必要があると思います。その辺をもう一度答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） そうした不安を取り除くことにつきましても、先ほど言った広報等でですね、しっかり周知して、さらなる取得率向上に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。

○1番（笠原吉範君） ありません。

○議長（皆川鉄也君） これで1番議員の一般質問を終わります。

次に、11番議員の一般質問を許します。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） おはようございます。

議席番号11番山本です。通告に基づき、質問いたします。

最初に、ワンストップサービス（総合窓口）の推進ということであります。

新型コロナウイルス感染症の流行は、私たちの日常を様々な分野において感染リスクの低減が求められました。感染症対策をとりながらの経済活動や地域活動を継続する上で、行政サービス同様にオンラインやリモート化の遅れが顕在化し、デジタル化の必要性は強く認識されたところです。町でもデジタル化によって効率化を進め、職員がその時間、空いた時間を町民にどういうふうに還元していくか、町民が何度も役場に来なくてもいいような時間利益の分配を図ることが必要です。昨年からは町で発信し始めたLINEによる通知は、直接町民の携帯に届くもので、情報も町民に行き届きます。スマホで登録しておけば必ずリアルタイム、なおかつ個人に必ず届き、今後デジタル等で地域振興券などを発行すれば、継続的にも使えます。また、オンライン会議では役場担当と自宅で座りながらパソコン、スマホで相手とすぐに会話ができるほか、かつ1対1ではなく大勢の方とも話ができます。このように使い方により大きく先が開けるものです。

この先、横断的に組織の再編、統合、機構の改革によるデジタル推進など、いろいろな面でデジタル化を進めると行政事務も効率化し、行政内の人材や予算にも余裕が生まれると考えます。特にワンストップサービスと言われる窓口で行っている事務手続きを

原則1カ所の窓口で済むようにすべきです。もちろん一つの窓口で全ての行政サービスを行うということではなく、転入・転出や結婚、出生、家族の死亡など生活の変化に関わる出来事、いわゆるライフイベントと呼ばれるものですが、こうした一連の手続きについて総合的に受け付ける総合窓口を設置する必要があると考えます。

現在、転入・転出等の場合、町民係、福祉保健係、税務会計係、下水道上下係や、子どもがいると教育委員会など複数の係を回って手続きをしなければなりません。死亡時には死亡届、火葬・埋葬許可、保険証返納・返還、世帯主変更、軽自動車の所有者変更、国保、介護保険、年金、税金、固定資産税等々の届け出など、町民は役場内を回って諸手続きしなければなりません。その手続きによって申請の様式が異なっており、その都度、住所、氏名、生年月日など何度も書かなければなりません。町民の利便性を考えれば、一度に手続きが済むように申請書の様式の統一を図れば済むことなんです。高齢者や障がい者であればなおさら大変であります。行政サービスを利用しにくいと感じる町民は少なくありません。その利用しにくい行政を変える手段の一つがワンストップサービスであると考えます。町民サービス向上のための書かないワンストップサービスの推進の考えはあるのでしょうか。

次に、女性が住みやすいまちづくりであります。

人口減少対策については、移住・定住や企業誘致など考えられますが、今日はその鍵を握る、特に女性というキーワードを念頭に絞って質問したいと思います。

秋田県の人口減少は全国都道府県の中で最も最悪に進んでおります。特に20代女性の県外への流出が他の年代より多くなっており、その結果、急速な少子化が進行しています。高校を卒業する若い女性の転出も増えています。これからのまちづくりには、女性が安心して住むことができるということが必須条件となってきます。このことは、女性が子どもを生み育てることだけを言うのではなく、いかに女性が元気で楽しく安心して暮らしていけるまちづくりをするかという難しい課題です。

この八峰町で若い女性の世代がどうして暮らしていくのか。いろいろ方法はあると思いますが、私は何より若い女性のデジタル人材育成による就労機会の向上であると考えています。デジタル等の成長分野への女性の雇用のシフトは、女性のスキルアップが伴えばコロナ禍で始まった住宅就労が可能となり、育児や介護などフルタイムでの就業が難しい立場の方の収入を押し上げることができます。国の地方創生事業では、地産地消をモデルとしてDX、デジタルトランスフォーメーションの推進を図り、地域における女

性の雇用創出、地域企業の生産性向上の実現を目指している先進自治体も増えてきています。調べてみますと、長野県塩尻市では、市の外郭団体である塩尻市振興公社と塩尻市が一体となった公設クラウドソーシング、テレワークなどを組み合わせた官民連携による女性のIT人材育成やITのスキルを持った人材を生かした、塩尻オリジナルの地域就労支援モデル、KADOという事業名ですが、それを展開しています。これは、ひとり親家庭の在宅就労支援事業としてスタートし、各省庁の補助金や国のプロジェクトを受けながら、対象を子育て中の女性、障がい者、介護者の時短就労労働者に順次拡大され、就労に時間的な制約のある人が好きな時に好きなだけ安心して働ける仕組みとなっております。

当町でも、Uターン・Iターンをはじめ、移住・定住、少子化対策等をはじめ、多くの施策を講じていますが、今後は、出産を希望する女性が安心して子どもを産み育てられる環境整備のさらなる充実のために、女性の経済的自立、正規雇用で働くための就労支援、女性のUターン・Iターンをはじめ、女性が移住・定住したくなるような仕組み、住まいづくりが必要と考えます。

以上、2点について町長の見解を求めます。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
堀内町長。

○町長（堀内満也君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「ワンストップサービスの推進」についてであります。

行政サービスのデジタル化については、国の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」で示されているとおり、効率的で持続可能な行政運営を進めていく上で不可欠であると認識しております。このため、本町を含む県内の12町村において、電算システムを共同利用し、行政事務の効率化を図ってきたところであります。

また、国では「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、「自治体の行政手続きのオンライン化」や「セキュリティ対策の徹底」など、自治体におけるDXの推進を求めています。

デジタル化の推進については、行政事務における業務の効率化など行政改革も含むことから、今後は、国や県の動向を注視しながら、自治体DX計画の策定に努めてまいりたいと考えております。

「ライフイベントに係る手続きのワンストップサービスでの対応」については、今後、



デジタル化が進むことにより加速するものと考えておりますが、国が進める新たなクラウドの整備やマイナンバーカードの一層の普及が必要であることから、まずは役場入り口付近に総合案内を新たに配置し、住民サービスの向上に努めてまいります。

次に、「女性が住みやすいまちづくり」についてであります。

本町の最大の課題は人口減少であると捉え、この課題を少しずつでも克服していくためには、議員ご指摘のとおり「女性が住みやすいまちづくり」が重要であると考えております。このため、私も今般の町長選挙において、「女性が活躍できる環境づくり」を人口減少対策の柱の一つとして公約に掲げたほか、秋田県においても、新年度の主要施策に「若年女性の県内定着・回帰に向けた取り組み」を位置付けしているところであります。

町としましても、女性の様々な意見を町政に反映させ、地域や職場で女性が個性と能力を存分に発揮できる環境づくりを目指し、県や関係機関等と連携を図りながら、女性活躍の一層の推進に努めてまいります。

個別具体のご質問でありました、「安心して子どもを産み育てられる環境整備のさらなる充実」につきましては、時間外勤務の縮減や男性の育児休業の取得を推進するとともに、町の子育て世代包括支援センターの周知等に取り組んでまいります。

また、「女性の経済的自立、正規雇用で働くための就労支援」につきましては、県や地元企業と連携し、女性と企業のマッチングの支援を検討するほか、女性の意識改革や経営者の理解促進のため、講演会の実施や町内若手女性による企業訪問等を行ってまいりたいと考えております。

「Uターン等を含めた移住・定住」につきましては、今年度までに実施してきた移住・定住対策に加え、これまで以上に八峰町の魅力をPRしていくとともに、洋上風力発電や再エネ工業団地等の状況を注視しながら、新たな仕組みづくりを検討してまいりたいと考えております。

このほかにも、役場内において女性職員の管理職への登用について検討を進め、誰もが働きがいを実感しながら、意欲的に仕事に取り組むことができる組織づくりに努めてまいります。

私からは以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、再質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 丁寧な質問というか、あまり楽しくない回答であります。もっ

とですね具体的に、まあ実現はかなり難しいと思うんですがね、まあこれはいろいろ国の制度、県の制度等も照らし合いながらですね、補助金をとりながら制度を改革していくということなるわけですから難しいとは思いますが、それにしても、もうちょっと具体的に、夢であっても語ってほしい部分があった。

ということはどうですか、例えばですね、佳奈ちゃん、ほかの例のパンフレットを出してけれ。

例えば一つの例、北見市、まあ市ですから規模が大きいんで比較にならないかもしれませんが、用紙さえ変えれば、一つの用紙で様々な申請を受け付けることがもうできてるわけですね。例えば一つの用紙の中に住民異動届とか健康保険の申請とかって全部入ってるんですよ。単に様式を変えればいいだけだ。これがワンストップのサービスということなんですね。それと、そのシステムを変えなくてもいいわけですよ、パソコンとか今の。ですから、こういうふうなやり方だって方法的にはあるわけですね。だからこういうふうなことをどんどん進めていけばいい。それともう一つはですね、今、まあ最近秋田市が注目されているんですけども、スマホで住民票とか、まあいろんな申請できてるんです、もう。だから別に国の手続きとか、まあクラウドとかシステム待たなくてもですね、もう既に動いてるところは動いてるんですね。ですから、そういうふうに先進的な取り組みをやることによって、八峰町は進んでる町だなというこういうイメージが高まるわけですよ。そういうことを私は期待したいと。ですからですね、まあ答弁はすごい優秀な答弁で落ちないんですけども、楽しくなかったと、そういうことだわけですね。まあその辺について、ひとつまたもうちょっと踏み込んで町長の答弁ください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 再質問をお答えいたします。

なかなか楽しくなかった答弁で大変失礼いたしました。今後ですね、もっと前向きになるというか、楽しくなるような、希望を持てるような答弁の作成に努めてまいりたいと考えております。

また、そのワンストップサービスにつきまして、私、今回北見市の例、初めて見させて今いただきました。このぐらいであれば少ない予算でできるというふうに考えておりますし、これ以外にもおそらくいろんな事例あると思いますので、そういった先進的なところを参考にしながら、八峰町で何ができるのか、そしてまた町民サービスの向上に

向けてどういったことがあるのかというところをしっかりと検討して進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに再質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） まあここ見て分かってもらえたと思いますけどもね、様式を変えるだけでも便利になる、そういうことだわけですね。まあ当然、まあその分、職員はその受け付けたものをこう持って歩かないと、自分の職場でね、まあそういうことになるわけですけども、まあそういうふうにちょっと変えるだけですよ便利になるということを、そういう例もあるのですから、是非検討してすぐにでも進めてほしいと思います。

それからですね、昨日来、議員の中でもいろいろ問題なってるんですが、まあ財政的にもなかなか厳しくなっているということで、財政基金を取り崩していくということについての意見書なんかも出るということになってるわけですけども、私はこういうふうなデジタル化をすることによってですね、いつまでも職員が150、まあ今106人ぐらいか、100人程度を維持してきてるわけですけども、どんどんやっぱり町民が少ねぐなっていくのに職員数は変わらないということでは、これは維持できていけないんじゃないかと。とすればやはり、まあその人数に合った職員数というふうなものもやっぱり必然的に減らざるを得ないと。そうした場合にどこでカバーしていくかという、まあデジタル化によっていくらかでも人を減らす、もしくは外注するというふうなことで人数制限をしていくべきではないのかなというふうに思うわけですよ。ですから可能な限り、多少それを変更する時にはいろんな経費が、ソフトの経費等がかかりますけども、一旦やってしまうと、その人件費の数百万、まあ役場職員平均いくら、今400万ぐらいかな、そのぐらい毎年かかるわけですよ。1人雇えば40年抱えることになるわけですね。そういうふうなことからデジタル化というのはその財政的な問題にも関わってくるということで、それを進めてみてほしいというふうに思っておるわけですよ。ですから、まあ慎重にやれということではなくて、むしろ先進的にデジタル化によって財政の支出をなるべく抑えるというふうな考え方について答弁を求めます。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） まずデジタル化によって職員数を減らすべきじゃないかということでもありますけども、将来的にはこのデジタル化によってですね、だいぶその業務が効率化されるとですね、そういったことも考えられるというところでもあります。ただ一方

です、今、この百数人という人数が決して私自身、今、多いなというふうには感じていないところであります。当然ながら人口減少が進んでおりまして、人口の比率に対する職員数というのはどんどんどんどん大きくなっていくんですけども、人口減少が進んでもですね、なかなかその行政の事務が変わらないといったところも実はありますので、そうはいつでも先ほど来議員がおっしゃっております、デジタル化によってその職員数は減るんじゃないかと、まあ効率化できるんじゃないかということもありますので、現状をご理解していただきながらですね、将来的にはそういったところも考えていくといったところでご理解いただければと思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 今現在なかなか高齢者が多い状況で、即デジタル化というのは無理だと思いますけども、いずれ高齢者はどんどんお亡くなりになってですね、後からパソコンなりスマホなりを使える人間の方の数が多くなってくるわけですね。とすると今からですね、例えばいろんな、農業であればいろんな補助金の申請とか、子育て世帯であれば児童手当の申請とか、こういうふうなものをね未だに紙で受け付けてるというふうな状況。これをスマホとかメール、メールっていうかエクセル、ワード等でデジタルで受け付けをするようにしていくとですね、職員がいちいち申請書来たのをまたそれ紙で書いてきたのを自分で打ってるわけでしょ。こんな無駄なことはないんですよ。人がせっかく書いてきた紙を打つ。無駄、二度手間と、これは二度手間っていうことなんですね。ですからそういうふうなところを変えていけば、そんなに職員の負担はなくなっていくなど。そういうふうなことを早くに取り組んでいくべきではないのかなと私は思うわけですね。

で、最もデジタル化進めたのは議会ですよ。このタブレット。秋田県で何番目だっけ、3番目だか4番目にタブレットにしました。で、紙が膨大に、私の記録によると1年間に段ボール一つ分の書類が届きます。それが一切なくなって、これたった一つになりました。まあそういうふうな効果があるわけですね。役場内のキャビネットの中、書類だらけです。まああれはしょうがないってばしょうがないにしても、あれだってマイクロソフトに入れてデータに残しておけばそれで済むんですね。キャビネットあんなに必要ありません。まあそういうことですね、この町の仕事の受け付けの書類もですね、やっぱりメール、データ化して受けるように仕向けていかないと駄目ですよ。

まあちょっと担当に聞きますけど、農業振興課、農業者の例えば補助金の申請でどの

ぐらい手書きの部分ってあるもんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。浅田農林振興課長。

○11番（山本優人君） 手書きの比率。

○農林振興課長（浅田善孝君） 町の交付申請ということですか。まずほぼ100%です。

○11番（山本優人君） 全部。

○農林振興課長（浅田善孝君） そうです。国のeMAFFを使ってれば、徐々にですがデジタルでは申請できるようになりますけども、eMAFF使える人がほとんど農家さんでいないという状況なので、まずほぼほぼ100%紙ベースの申請で受け付けてる状況です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 今聞いてびっくりしますけども、逆に、そうだとすれば、その打ち込むソフトを今もうスマホに入れることできるんですね。その何ていう、ソフト。ですから、その入力するソフトを作ってますよ、作って、それを持って人に出して提供してやれば済む話なんですよ、逆に。そういうふうなことをやらしてもらえばデジタル化できるわけですよ。まあ全部、農家でやらしてもらって、70の農家の人でも携帯っていかスマホ持っていますから、それに対してそのソフトを入れてやると全部デジタルで数字ぐらいは打てるんですから、携帯でね。そういうふうにシステム化を図ることができます。ですから、まあそういうふうなことをいろいろまず検討して、それをどうすれば進めることができるか、こう立ち上げるような、庁内に検討会なり、そういうふうなセッションを検討することは考えていませんか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 現時点ではそういったところを立ち上げるといった構想はありませんけども、議員の意見を踏まえてですね、庁内でどういった業務がそのデジタル化と  
いうか、業務の効率に繋がるのかというところを踏まえてですね、そういったところを  
検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） いずれそういうことで、是非これはね、お願いしたいと思いま  
すよ。ていうのは、どこの市町村のホームページ見ても、いろんな申請を出すのはその  
様式が全部ダウンロードできるような体制なってる。八峰町は全然なってないです。そ

ういう点からもですね、八峰町は遅れているなど。まあ何か話、この前ちらっと聞いたら、そういうふうに役場のホームページも今改修中であるというふうな話を聞いてますけど、あれからずっと、私が議員になってからですから10年以上経ってもまだ変わっていないという、さっぱり使い勝手の悪い役場のデジタル状況だということです。積極的に進めさせていただきたいと思います。ということで1問目終わりたいと思います。

2問目に入りたいと思いますが、まあ今、まあデジタルのことで話したことですけども、それこそ町の情報発信力があまりにも不足ということですね、町の魅力が全然表せてないというふうなことだわけですね。まあ各地やっぱり進んでる市町村のホームページというのはやっぱりそれなりの魅力があるわけです。八峰町の場合は、情報を得るにもどこさ行けばどういうふうな情報があるのかっていうのがさっぱりたどり着けないというふうな不可解なホームページであって、そういう状況ですからですね、女性の方も八峰町のホームページ見ても何もおもしろくねえし、ただ行く気さねえというふうな批判受けてるわけですよ。ですから、私は女性目線でホームページがこういうふうなイメージで、まあこうやってやればこう自分が必要とする情報に行けるというふうな女性目線のホームページで立ち上げるべきではないかというふうに思ってるわけですね。それが女性に評価されると、好印象を持ってもらえる意識改革だと思いますが、どうですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議員ご指摘の本町のホームページにつきましては、正に今整備をしていると、開始をしているといった状況であります。で、具体的にはですね、4月の上旬には新たなホームページということで今作業を進めておりますので、それを見ていただいてから評価いただければということでございます。いずれにしましても、前回よりはかなりこうバージョンアップしたものとなっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 4月ぐらい出すということですが、多分まあ今月中に審査するんでしょう。その審査するの役場職員でやるんだろうと思いますけども、それでは私は不十分だと思います。まあ誰が審査するか分かりませんが、やはりですね民間、まあ民間でなくてもいいけども、とにかく女性の目線で、本当にこれ使い勝手がいいのかどうかということ判断してもらった方がいいと思いますよ。まあそれ、そういうこと

でまず、そのホームページの件についてはそういうふうにしてもらいたいと思います。

で、ちょっと話変わりますが、私のデータによると、新聞通信調査会のデータでよりまずとですね、新聞購読率が女性の60代では8割に対して30代では3割しか新聞を取ってない。逆にインターネットではですね、10代が90台、20代では96%の女性がインターネットで利用して情報を得ているということだわけですね。まあこのように新聞も見ない、町の広報も見ない、子育てに追われて見る暇もないというふうな状況のいわゆる30代、20代の女性をターゲットに、苦手なパンフレットとかですね、何ていうか、そういうふうなものを全戸配布してますよね、町の広報。そういうふうなことを、プッシュ型、まあ先ほど1問目の時にも言いましたけども、今、役場でやっているLINEアプリを使ってですねプッシュ型、まあ通知をするような方法をやったらいいのではないかなあというふうなことが先ほどの私の説明資料の2項目目にある、まああれはどこだっけか、千葉市、千葉市がそういうことをやってるんですね。例えば乳児一般健診とかですね、特定健康診査とかですね、登録しておく自分のスマホにそのいついっか、そういう健診がありますよというふうな案内があるわけですね。まあそういうふうな便利な今ツールがあるわけで、そういうふうなことを是非取り入れてほしいというふうなことです。これは、まあスマホを今現在もう既に動いてるので、今やろうと思えば福祉保健課の監修なるのかな、これできるはずなんです。まあただその登録のやりとりの問題ありますけどもね。まあその辺は少し勉強してもらってですね、そういうふうなことを始めてもらうことで、女性が不得意な、チラシでいついっかで、どこの何を健診とかってそういうふうに見れないというふうな感覚をですね、何ていう、パソコン、あ、携帯に入ってくるLINEでそれを確認できるっていうのはすごい、いつでも24時間どこでも見れるという便利があるわけですね。まあこれは多分女性には受けると思うんです。まあその辺について、まず町長の考えどうですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議員からご提案のありました、このプッシュ型につきましては、私も大変便利な機能だなと思ってますし、ちょっと無料でこれをできるということであれば積極的に取り入れてまいりたいというふうに考えております。もしかすると今のあるLINEの中でですね、もしかすると有料部分になるっていうところがあれば、また新たな予算が発生するということとなりますので、そういったところを含めてしっかりと前向きに検討したいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） それからですね、まあ先ほどの冒頭の質問の中でですね、私は女性のスキルを上げるべきだなということを言ったんですが、最近の、まあ最近の女性というか、まあ全てですけども、やっぱり学力向上してることもあって、都会にやっぱり大学に行ったり、専門学校に行くわけですけども、なかなか職に、手につけないとですね、その高額な収入はなかなか得られないわけですね。で、まあ単に大学出て卒業しても、まあ東京の良い、かなりいいとこの会社でないと給料っていうのはそんなに高くないですが、これからはですね、やはりパソコンでエクセルや、せめてワード、これぐらいのソフトを動かせないと民間にどこへ行っても通用できないわけですね。ですから、最低限そのぐらいをやれる、で、そのぐらいやれるのであればリモートワークの仕事もできるんですよ、外注で。いろんな、まあ単に文章打ち込みとか数字の入力とかですね、そういうふうなことさえできれば、町の外注も受けるし、民間のまあ都会からのリモートワークの仕事もバイト的に、時給いくらになるか分かりませんが、こういうバイトっていうのは結構高いんですけども、そういうふうなことで足りない収入補填をするとか、若しくは常時働けないのをリモートワークでやることによって子育ても家でやれるというふうなことになるわけですね。ですから、私はそういうふうな、まあ技術を持った女性を、何だっけ、何探検隊だっけ。

（「協力隊」と呼ぶ者あり）

○11番（山本優人君） あ、協力隊。ああいうふうな女性でもらってですね、抱えて、それをこう町内に広めて行って、まあ農家の奥さんでもそういうふうなこともできればですね、家でリモートワークしながらできるし、農家でも、さっき言ったようにですね申請書、奥さんがパソコンできれば申請書だって、何だ、デジタルで申請できるわけですね。ですから、私は女性の能力、そういうふうなものを向上してけばおのずと賃金も得ることができる。で、どこへ行ってもそのぐらいであれば事務所どこでも通用できるんですよ。ですから、そういうことによって女性の地位向上を図るということがやはり必要なんではないかなというふうに私は思いますが、その辺についての考えについてどうでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 正に議員おっしゃるとおり、女性の地位向上を目指すということであれば、そういった技術も必要だというふうに考えております。



で、ちょっと私の記憶違いかもしれないですけど、大学に行けば当然ながらもパソコンは必須であります。そしてまた、県内の公立高校でもですねパソコンを貸し出しして授業で取り入れているというふうに認識しておりますので、そういった高校教育の段階で既にそのパソコンに接して打ち込みや何やらってところの作業はできるというふうに考えておりますので、もしかすると配布されていないという学校があるとすれば、そういったところをですね県教育庁の方に私の方からもしっかりと伝えていきたいというふうに考えます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 是非調べてみてもらいたいと思います。まあ意外に高校生なくてもパソコンを使えるような、使いこなしているような子どもははいないです。携帯はこう速いですが、パソコンになると意外と分からないと。エクセルなんかっていうのは関数の頭も必要なんで、いろいろやっぱり経験してないと関数使い分がんないんですよ。

まあそれとちょっとまた話が変わりますが、私はですね異次元な女性の八峰町に連れてくるっていうこと、これは女性が安心して飲める店が欲しいなと。あればやってねえがなと。まあなかなか人目を気にしてですね夜遅くまでの、まあ夜遅くまで何時が遅いのか分がんないけども、ゆっくり飲める店がないんじゃないかなと。まあ飲まなくてもですね、ちょこっと、まあカフェ、しらかみカフェあるけども、なかなかそういう店が、安心して飲める店がないのではないかな。まあできれば町で造るとするのは難しいかもしれないけども、そういうふうなものがあってほしいなというふうなことがあります。

それともう一点はですね、女性用の独身アパート。まあ先ほど笠原議員もしゃべってあったけども、アパートはなければならぬですよ、実を言うと。住むところがないのに定住してけれったって無理な話だ。最初にやっぱり住むところありきで呼ばるべきだなと思います。で、まあもし一軒家がもし空いてるとすれば、それは女性用のシェアハウスとかですね、そういうふうな別な形での提供というふうなもつで、まあ例えば1年ぐらいはただにするとかですね、そういうふうな大盤振る舞いでこう引っ張るような考えで進めてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 1つ目の安心して飲める店というか、そういったところに関しては、町内にそもそもの飲食店がかなり少ないなというような印象もありますので、商工

会等関係団体にそういった話があるということを伝えていきたいなというふうに思っております。

そしてまたアパート、これにつきましてもですね、やはり同意見、私も同じ認識がございまして、八峰町内ほとんどアパートがないといった状況で、じゃ、どこに住むんだってなると、その空家しかない。そういった状況であれば、当然ながら来たくても来れないというような状況になろうかと思えます。こうしたことを踏まえまして、実はですね、ほかの町村で一部やってるんですけど、町有地を無償で提供して、そこに民間にアパートを建ててもらおうといったような取り組みをしてるところもあります。そういったところを参考にしながら、八峰町内でもそういったことができないかどうか、新年度以降にしっかりとそういったところを検討していきたいというふうに思っています。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） まあ最後の民間によるアパートの建設、まあそれは是非お願いしたいと思えますね。前町長の時もこれは出したんですけど、なかなか石橋叩いて進まなかったというふうな思いがありましてですね、是非私はそれはやるべきではないのかなと思っております。是非進めていただいてもraitたいというふうなことで私は終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで11番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。22分から再開いたします。

午前11時16分 休 憩

.....  
午前11時22分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番議員の一般質問を許します。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 3番奈良聡子であります。

笠原議員、山本議員と女性に関する話題が続きまして、少子高齢化、子育て支援、若い女性の確保など、こういう話題が続きますと、独身であります私にとって非常に居心地が悪いわけで、何かこう疎外感を覚えるような気もしますが、独身女性に対する偏見を取り除き、独身女性の地位向上に努めてまいりたいと思えます。ということで気を取り直して一般質問いたします。

通告に基づいて、大きく3つの事項について質問いたします。

最初に、職員再任用制度の運用状況についてであります。

再任用制度は、年金支給開始年齢の引き上げに伴い、無収入期間が生じないよう救済措置として実施されているものであります。60歳の定年退職から年金支給開始年齢まで、もしも再任用の希望がかなわなければ、自力で就職先を探すか、退職金を崩して生活しなければならず、再任用の希望者には不利益が生じることになります。基本的には制度の趣旨を正しく理解した上で適切な運用がなされているものと思いますが、念のため、次の3点について伺います。

1、これまで再任用の希望があったものについては全て受け入れてきましたか。また、拒否した事例はありますか。もしあるとすれば、それはどのような理由からだったのでしょうか。

2、再任用を希望する当該者の意思確認や、希望の勤務条件に添えない場合及び再任用が困難な場合、当該者に対して説明は行っていますか。

3、平成25年3月29日付総務省自治行政局第2号総務副大臣通知「地方公務員の雇用と年金の接続について」では、「定年退職する職員が再任用を希望する場合、当該職員の任命権者は、退職日の翌日、地方公務員法第28条の4の規定に基づき、当該職員が年金支給開始年齢に達するまで、常時勤務を要する職に当該職員を再任用するものとする。ただし、当該任命権者は、職員の年齢別構成の適正化を図る観点から再任用を希望する職員をフルタイム職に再任用することが困難であると認められる場合又は当該職員の個別の事情を踏まえて必要があると認められる場合には、当該職員が年金支給開始年齢に達するまで、地方公務員法第28条の5の規定に基づき、短時間勤務の職に当該職員を再任用することができること。」という通知が出されているほか、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第15条第1項で、再就職援助措置に努力するよう規定されています。これらの通知及び法律に鑑みての対応をしているのでしょうか。

次に、文化部活動の地域移行についてです。

これについては、教員の働き方改革を推進する中で議論が始まり、能代山本地区においては、野球やバスケットボールなど運動部の地域移行が一部先行しております。文化部活動の地域移行に関しては、文化庁に設置された検討会議において協議が重ねられ、昨年8月に提言が取りまとめられました。実際に地域に移行するに当たっては、地域の受け皿となる組織、場所、指導者の確保、財政支援等様々な課題が考えられ、単に部活動の場を学校から地域に移せばいいというものではありません。教職員の負担軽減を図

るとともに、子どもたちの文化活動の場や文化芸術触れる機会をどう担保するのか。学校と地域の連携の可能性やそのあり方等含め、移行ありきではない冷静で包括的な議論が求められます。長年教育現場で生徒たちの指導に当たってこられた教職員の意見も尊重されなければなりません。

そこで、八峰町の文化部活動の現状と地域移行の実現可能性、行程等について教育長に見解を伺います。

最後に、町の記録写真や映像等の活用及び展示施設についてであります。

昔の町や村の様子を記録した写真や映像は、後世に受け継がれるべき貴重な歴史資料であり、遺産であります。そのほとんどは個人によって保有されているかと思いますが、町に常設の展示施設がないため、それらの資料が一般の目に触れる機会はほとんどありません。また、旧八森町で撮影され、当時の八森小学校の児童や多数の町民が出演し、2003年に公開された記録映画「白神の夢」は、完成当時は町と東京での完成記念上映会が行われたり、その後、各地で自主上映会が行われたり、また、短縮版が愛知万博で上映されたりしましたが、町が制作した映画ではなかったこともあってか、その後、作品を教育や観光等に活用しようという積極的な動きはありませんでした。それからさらに遡りますと、1974年にNHKが放送した「夢の島少女」というドラマがありますが、数多くの映画監督に影響を与えた佐々木昭一郎という優れたドラマディレクターが演出した作品で、こちらも旧八森町でロケが行われ、当時の風景や町の人々が映像に収められており、非常に高く評価されている前衛的な芸術作品です。私はこの作品を2014年に佐々木昭一郎の特集番組で初めて見て衝撃を受けました。そこには黒い砂浜や精錬所、椿集落、八森駅のホームと階段、木造だった頃の八森中学校、セーラー服の女子中学生、白い割烹着姿のお母さんたち等々、私の原風景とも言える昭和の残像が映し出されており、胸が締めつけるような懐かしさを覚えました。能代市出身の脚本家の加藤正人さんは、この作品中の葬列のシーンについて、ギリシャの巨匠映画監督アングロ・プロスの映画のようだと言っています。ちなみに、この作品には旧八竜町出身でマニアックな人気を誇る歌手、友川カズキさんも出演しています。しかし、残念ながらこちらの作品もあまり知られておらず、非常にもったいないことでもあります。現在はユーチューブで視聴可能ですので、皆様には是非一度ご覧いただきたいと思います。

このような貴重な写真や映像は、ふるさとへの愛着や誇りを育むことにも繋がり、町の歴史を知る資料として活用し、保管や展示施設についても検討すべきではないかと思

いますが、いかがでしょうか。町長と教育長の考えを伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
堀内町長。

○町長（堀内満也君） 奈良議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「職員再任用制度の運用状況」についてであります。

当該制度は、平成25年度から公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に65歳へと引き上げられたことに伴い、雇用と年金の接続を確保するため、定年により退職した職員等を当該職員の希望に応じて再度任用する制度であり、平成26年度から運用されております。

1点目の「これまでの再任用実績」についてであります。令和3年度までの実績では、再任用の希望がある全ての職員を再任用しております。

2点目の「希望者への意思確認及び希望に添えない場合の説明」につきましては、「職員の再任用に関する事務取扱要綱」に基づき、対象者に対し、再任用意向調書の提出を求め、再任用の希望の有無、希望する勤務形態及び職務について確認しております。

また、再任用の可否や勤務条件について、対象者の希望に添えない結果となった場合には、本人の求めに応じて説明を行うこととしております。

3点目の「総務副大臣通知や関連法律を鑑みた対応」につきましては、町としましても内容を把握しており、当該通知を踏まえた運用になっております。

次に、「町の記録写真や映像等の活用及び展示施設について」であります。

過去の町や村の様子を記録した写真や映像は、貴重な歴史資料の一部であり、その地域の生い立ちをはじめ、住民の風習や文化、特徴を知ることができる財産であるほか、「まちづくり」の観点においても非常に重要なものと考えております。

このため、峰栄館やファガス図書室には郷土の歴史コーナーを設け、合併前の旧町村時代に制作した八森町誌や峰浜村誌をはじめ、これまで刊行した町の歴史や文化財関係の冊子等を収集し、閲覧や一般貸出しをできるようにしております。

議員ご指摘の「白神の夢」や「夢の島少女」につきましては、現在、町においては所有していませんが、NHKや町芸術文化協会等の関係団体と協議し、まずは収集に努めるとともに、こうした資料の活用の方法や展示施設については、峰栄館やファガスなどの町有施設を有効に利用するなど、様々な方策を検討してまいります。

私からは以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 奈良議員の2問目については、私の方から回答させていただきます。

令和2年9月、スポーツ庁から示された「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」では、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととされています。

また、令和4年6月の運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言では、まず休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とし、令和5年度の開始から3年後を目処として示されました。

文化部活動の地域移行については、令和4年8月、文化庁から「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」が示され、運動部活動と並行して地域移行を推進することとしています。

八峰町では、八峰中学校に現在、運動部は野球・陸上競技・ソフトテニス・バスケットボール・卓球が、文化部は吹奏楽部・文芸部が活動しています。令和5年度は、これらの部活動を中心に休日の地域移行について検討会議を開催したいと考えています。

昨年、県教委主催の研修会では、部活動の地域移行についての大きな課題は、実施主体をどこにするか、指導者をどう確保するか、経費をどうするかであると言われていました。それらの課題をクリアして部活動の地域移行を実施するのは大変だと思いますが、学校や保護者、地域の協力を得て取り組みたいと考えております。

奈良議員質問の八峰町の文化部活動の現状と地域移行についてですが、八峰中学校の文化部活動は吹奏楽部と文芸部があります。今年度の部員数は、吹奏楽部が10名、文芸部が14名となっています。文芸部は、作文コンクール、絵画コンクールなどへの出品を目指して活動していますが、平日のみの活動であることから、今のところ休日の部活動地域移行については想定していません。吹奏楽部については、八峰町に吹奏楽に関わる団体を把握していないため、実施主体をどうするか、指導者をどう確保するかは、運動部よりも難しいと考えています。さらに、運動部は外のグラウンドや一般開放している体育館での活動が可能ですが、学校の音楽室を活用するとすると、学校の玄関の施錠の問題もあり、管理上教員が勤務しなければならないこととなり難しく、他の練習会場を確保するという問題もあります。

いずれ、令和5年度から運動部活動と文化部活動の地域移行を並行して検討していき

ながら、休日における地域部活動が実施できるように取り組んでいきたいと考えています。

○議長（皆川鉄也君） 3番議員、再質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） ではまず1番について再質問いたします。

町長の答弁では、令和3年度までは全て再任用受け入れてきたという話でしたが、今年度についてはどうですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えをいたします。

今年度再任用を希望している方は、定年退職3名のうち2名でありまして、うち2名の方については再任用する方向で検討しております。

○3番（奈良聡子さん） すいません、もう一度。3名中2名。

（「課長、今年度って今だよ。4年度だよ。今、新年度のでしょ。」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 休憩します。

午前11時41分 休 憩

.....

午前11時41分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 会議を再開いたします。

黒塗り部分は3月17日の本会議で本人から取り消しを求める申し出があり、認められた。

[Redacted content]

じゃあ続きますして、2番……

(「2問目、3問目の再質問は午後からにしてください」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 3番議員よろしいですか。

○3番(奈良聡子さん) はい。

○議長(皆川鉄也君) 休憩します。午後1時より再開いたします。

午後 0時01分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長(皆川鉄也君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番議員、2問目の文化部活動の地域移行について、再質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番(奈良聡子さん) 先ほど教育長の方から、令和5年度にその文化部活動の地域移行について検討会議を開催したいというお話がありましたけども、この会議の設置期間と、あとメンバーはどのようなメンバーを集めたいとお考えでしょうか。

○議長(皆川鉄也君) ただいまの3番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長(川尻茂樹君) お答えします。

令和5年度早い段階で行いたいと思っております。メンバーとしては、学校、まあ校長、中学校校長、PTAと体育後援会、まあ体育文化後援会、あと保護者の、その他保護者代表、あとスポーツ協会、それからあとスポーツ少年団、あと、それこそ今奈良議員が心配してると思うんですけど、文化部のことについては、吹奏楽部については誰にお願いすればいいかという、まだちょっと見えませんので、それについてまたこれから検討したいと思っております。できれば5年度中に会を開いて、まあ何回か開いて、試行段階でも1回でもいいので、まあ土曜日の地域部活動を実施できればなというふうに思っています。

○3番(奈良聡子さん) あと期間、会議の設置期間。

○教育長(川尻茂樹君) この会議の設置期間ですか。来年度まずとりあえず1回、2回



開く予定ですが、いつからいつまでというのはまだ考えておりません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 吹奏楽部を誰にお願いすればいいかわからないとおっしゃいましたが、これは会議のメンバーの話ですか。それとも実施主体として誰にお願いすべきかというそういうお話なんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 先ほどの答弁でもお話したとおり、吹奏楽部について、町の方で団体等をこちらとしては把握してませんので、誰にお願いするか、どういう団体にお願いするか、まだ考えておりませんが、そういったことについてこれから調べてみたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） まず吹奏楽部は現在10名で、文芸部は14名というお話、先ほどありましたけども、文芸部については町に俳句の指導者がたくさんいたり、おそらくこれは地域の中で担える人材がおそらくたくさんいるであろうと思うんですが、吹奏楽部ですね、確かに団体は今現在ないんですけど、この吹奏楽部のOB・OGっていうのは結構いるんですよ。ただ、この人たちを束ねてる機関というのは今現在ないので、もしその地域移行の話がこれから本格的に進んでいって周知を進めば、ああ、じゃあちょっとOB・OG集まって団体作ってみたいなど、そういう動きが出てくると思うんですよ。ですからその辺もう少し、まあこの検討会議の方で一、二回集まって少し何か方針のよなものができたらそれを町民に周知して、今こういうふうに動いてますということとその都度周知してもらって、今こういう吹奏楽部の実施主体がないけども、もしそのような団体があれば地域移行したいんだということを言っていたきたい、そう思うんですけども、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） そのような形で進められれば良いと思います。ただ、できれば町の方で誰かが手を挙げて愛好会とかそういった同志の会を作っていたら、そこをお願いできるかなと。で、例えばその吹奏楽部とその団体が土曜日に1回一緒に練習しませんかというふうな形の地域移行の形ができればなということをおも頭では考えています。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） おそらくね黙ってれば団体はできません。愛好者がいっぱいいても、団結して何か会を作るとなるとやっぱり呼びかける人がいないとなかなかそういう動きにならないので、できればそういう愛好会なり同好会を作るきっかけとして、その検討会議の方の動きを町民に知らせてほしいと思うんですけど、どうでしょうか。考え方がちょっと、目指す方向は同じかもしれませんが、ちょっとプロセスが違うようなので、その辺ちょっとお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） おっしゃるとおり順番というか、そのプロセスについて私もまだ吹奏楽部については未知だなと思っていましたけども、議員おっしゃるとおり検討会を行った状態で、その吹奏楽部についての周知を図る。あるいはその吹奏楽部についてのグループを呼びかけた上で、その中に方から検討の委員に入ってもらおう。いろんな形あると思いますので、これから検討したいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 今、非常にいい答弁いただきましたので、是非検討をお願いいたします。

それから、先ほどのお話で、土日に音楽室を借りるとかということになると、やはり管理上、先生方に出てきてもらわないと駄目だという話ありましたが、でもやっぱり土日の部活動は地域に移行するってということが目的ですので、そこを変えないと何ともならないと思うんですよ。先生方が出なくても地域の人たちが例えばですよ、音楽室を借りて練習の指導をすると、そういうことができないと、なかなかこれ地域移行進んでいかないと思うんですよね。学校の先生でないと管理できないということもないわけで、そこら辺は何とか改善に向けてもう一押しできると思うんですけども、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 学校の文化部でなくて運動部の場合は、例えばグラウンドとか、校舎と体育館を隔ててる状況で体育館の利用ってできるんですが、校舎の内部を使うとなると、どうしても玄関を開ける必要があるということで、なかなかこれは難しいなと思ってました。で、まあ代替案としては、例えば峰栄館を活用して、峰栄館に土曜日の午前中の練習会場とするということもこれ考えられるんじゃないかなということで、今検討はしております。ただ、そうなるともた楽器の運搬がどうするか。また別の問題が出てきますので、そういったことも含めて、これから吹奏楽部の担当、それから地域の

方と相談しながらやっていきたいと思います。何らか難しい課題はあると思いますが、できるだけクリアしていきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 現状がこうだからではなくて、将来こうしたいからという方向で前向きに検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、3番目いいですか。

○議長（皆川鉄也君） はい、どうぞ。

○3番（奈良聡子さん） 3番目の地域の写真や映像、保管及び展示施設についてですけども、郷土史とか昔の資料の一部はファガスとか峰栄館にも展示はしてあるということですけども、それを見にいく利用者というのはどのくらいいるものなんですか。活用されてるんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。今井生涯学習課長。

○生涯学習課長（今井利宏君） 利用者の件ですけども、年間、ここの部分だけじゃないんですけども、年間2万冊以上借りられています。本の書籍の、ということでもよろしいでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 常設してある資料というのがあるんですよね。峰栄館なりファガスに。そこに、今、貸出し図書のお話だと思うんですけど、そうじゃなくて、その資料を見に足を運ぶ人がどれくらいいるかという質問です。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。今井生涯学習課長。

○生涯学習課長（今井利宏君） このコーナーには歴史の冊子、写真集、それから町並みの様子、そういうのが触れられるような資料を置いています。で、この本一冊一冊についての詳しい貸出しの実績、これは今手元にありませんので、後で利用者数、借りられた冊数等報告したいと思います。

なお、図書室のこの郷土コーナーで、峰栄館では大体450冊ほどあります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） いや、私が聞いているのは、どれくらいの人が本借りて読んでるかっていうのじゃなくて、どれくらいの人がその施設に資料を見に、そこで見るために

足を運んでるかっていう、要は見せ方が大事なんです。本であれ映像であれ。で、この施設が魅力的になるためには、やはり見せ方が上手でないとなかなか足を運びません。で、先ほど最初私申し上げたように、「白神の夢」、おそらく教育委員会にDVDぐらいあると思うんですけども、そういうものをそこに行けば見られる、いつでも見られる。まあNHKのドラマはこれ交渉もありますし、著作権の問題もあるし、常に見るといふ難しいかもしれないけども、そこに行けばこういう映像必ず見られるというそういう施設、こういうものが必要だと思うんです、これから。で、それを見ることによって、子どもたちもね、ああ、今昔の姿を知り、歴史を知り、ふるさとに愛着を持ち、町の将来のことを考えるようになると思うんですよね。まあこれ財源の問題もあり、非常に八峰町台所事情が苦しいので施設を造るっていうのは難しいと思いますけども、この常設のコーナー、どっかの一角にそういうコーナーを作るとか、例えばですけども、今度、御所の台に道の駅移転する構想が上がってますね。持ち上がってます。その一角に、例えば壁にこう埋め込んだモニターから昔の映像が流れてくるとかそういう見せ方を工夫することによって、施設の付加価値も上がります。そういうことを考えたらどうかなと私は思うんです。その辺、町長いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） その「白神の夢」、あるいは先ほどの「夢の島少女」につきましては、確認したんですけど、町ではまずは所有してないといった状況でありまして、まずはその収集にNHK等々と協議しながら進めたいというふうに考えております。

また、その見せ方につきましては、峰栄館、あるいはファガス等の町有施設の空きスペース、そういったところを活用してうまくできるんじゃないかというところを今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） これで最後にしますが、やっぱり見せ方は大事です。まあ町にね、こういう美術館とか郷土資料館というのがないんですけども、そういう施設には必ず学芸員であるとか、美術館であればキュレーターみたいな人がいて、常に展示を変えたりして魅力を高めてるわけですよ。ですから、まあ我が町も非常にね小さい町ですけども、小さくともセンスの良い、きらりと光るようなそういう、足を何度でも運びたくなるようなそういう施設、施設でも展示コーナーでもいいので、まあ峰栄館でもいいですけども、やっぱり専門的な知識を持った方、例えばこれを地域おこし協力隊で募集

かけてもいいわけですね。だからもう少しそこ知恵絞って、質の高いものを見せる努力、これは是非検討していただきたいと思います。一言だけでいいのでお願いします。

○議長（皆川鉄也君） 答弁。

○3番（奈良聡子さん） あ、あ、一言でいいです。メッセージお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

（「時間です」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） すみません。時間ですので、これで3番議員の一般質問を終了いたします。

次に、8番議員の一般質問を許します。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 通告に従いまして、一般質問を行います。

皆さん午後からお疲れのところ、どうか私の一般質問にお付き合いのほど、よろしくお願いたします。

私はまずはじめに、安心して子育てのできる環境をとということで一般質問を行います。子どもを産み育てる環境が整っていないと、未来社会へのバトンが繋がらず、今後、町が維持できるか社会問題になります。去年、子育て支援先進地へ行政視察してまいりました。南箕輪村は、人口増について考察して分析した資料が私たちに配付されました。幾つか点はありますけれども、やはり一番に挙げているのは18年前から子育て支援による波があったことです。それが口コミになっていったと分析しています。波の始めは保育料を何度も引き下げていったことでした。国基準の高額な保育料を何度も引き下げて、働きながら子育てするには南箕輪村だったのです。子育て支援応援の政策を次々と打ち出し、人口増加の相乗効果を生みました。大きな土台となる事業は、町民の所得が高いが、土地評価が安いということでした。八峰町と条件は違いますが、参考になるところがいろいろあると思いました。

そこで、通告に従い、提案したことを述べたいと思います。

保育料の無償化で、12人の保育園児の保育料は100万円あまりの投入で全園児が無料にできます。これを考えないでしょうか。

2項目目は、学校給食の無料化は再三取り上げてまいりました。現在半額負担になっていますが、兄弟の多い世帯では負担が重くなります。学校給食は食育であり、地元の農産物を学び、地産地消の大切さを学ぶことは、現在自給率38%になっている外国の農産物に依存しなくとも食料事情についてこういうことを学んでほしい、そして当町には

100%地元で供給できるということを目標にして畑作農家を推奨し、農地を生かす、これも農業政策に勉強が及びます。教育の一環として考えるならば、無料を考えられるのではないのでしょうか。最近、三種町長が公約どおり完全無償化を宣言しました。子育て支援が重要な施策だと考えております。

以上、子育て支援は、まず役場職員が子育て真っ盛り、また、今後結婚する予定のある人たちで子育てプロジェクトを立ち上げてみませんか。というのは、南箕輪村は14人中の管理職のうち9人が女性の管理職で、子育てをしながら我が町の子育て環境を変えてきたのだというこういうことがお話を聞いてうかがわれました。まず自分たちが一番安心して働くには八峰町はどうあるべきかの集団討議をしてもらいたいと思います。

最後に、今話題になっているフィンランドの子育て応援ネウボラもその一つです。妊娠から18歳まで一人一人に保健師が担当する制度は、成長著しいこの年代に精神、身体とも健全に成長することを社会で見守っていく、行政がそれに寄り添っていく、こういう役割を果たしています。

子育て全般について述べましたが、能代に住みたい要件には、高校が近くにあるということも条件だと思います。奨学金の制度を活用して地元で働いたら返還しなくともいいようにするとか、通学に対する補助を手厚く支援して、通学定期代を含めた通学費の補助を支援する、こういう体制を整えることは、これから先の地元への還元につながると思います。

以上、少子化は経済に大きなダメージを与えます。子育て、経済、社会が疲弊して関係人口がほとんどなくなると、財政危機に陥ります。抜本的な対策が必要と思いますが、町長の考えを伺います。

2点目の巡回バスの無料は障がい者と難病者にもということで質問します。

巡回バスは、試行運転期間の間、交通問題を考える会や利用者の声を聞いて修正して、時間帯や停留所の改善など大変細やかな作業で苦慮されたことと思いますが、本運行ができました。料金設定で無料にする区間に差がつかしました。交通弱者でも一番配慮すべき点は障がい者ではないのでしょうか。身体障がい者、精神障がい者、療育手帳を持っている方々に安心して利用してもらおうことではないのでしょうか。また、難病手帳を持っている人は全身に及ぶ病いがあり、かかりつ医が多く、通院のため交通費が大変であるという話を聞きます。まずこの人たちを無料にすることを考えないか、お聞かせください。

岩館地区の利便性を考えてルートが変更されたことは大変いいことですが、時

間が多くかかります。乗ってる人からは、試運転から一度も利用したことのない地区は国道から県道から離れており、時間短縮を望む声があります。このことは何度も話し合ってきましたが、自治会とも相談して期間限定で利用者が出てきた時に運行がとれるという形にならないでしょうか。役場の土曜運行も同じです。今まで秋北バスの路線でしたので変更はできないとされていましたが、町の循環バスですので融通をきかせて利用者主体の運行を考えないでしょうか。

町内を行ったり来たりできるような運送は、巡回型バスとデマンド有償運送を融合した形にして、乗り継ぎを生かして町内一巡、1回回れば格安料金になるということを考えませんか。能代市では乗り合いの乗降、降りる時ですね、降りる時に切符を取り出すと乗り継ぎの券が出ます。これを50円で済みます。今までは目的地に行くまでに八峰町の乗り継ぎが必要でしたけれども、しかし待ち時間が大変長く、気の遠くなるような話です。どうしても間に合わない場合はデマンド型を使えば大変便利ですけれども、予約を取らなければなりません。こういう点をいろいろ改善して、巡回バスとデマンド型を融合して利便性を図ることを考えないでしょうか。デマンドだけで町内を走ると600円から800円かかります。予約制で使いづらいこともありますので、企画課がこの皆さんで英知をまた絞ってもらって、町内格安で走る運送を考えないか伺います。

3番目に自衛隊の高校の名簿提出について伺います。

高校生の名簿提供は、いつ頃からこのようなことが行われたのでしょうか。保護者や本人の承諾なしに行われていたのでしょうか。これらのことは住民に周知する必要があるのではないのでしょうか。

2009年11月号の広報はっぼうには、「住民基本台帳の閲覧状況をお知らせします」と大見出しで、「住民基本台帳法に定められている閲覧状況をお知らせします。閲覧できる内容は、氏名、生年月日、住所、性別です。」等々書かれています。閲覧状況を表に表しています。閲覧者は、防衛、防衛省、自衛隊、秋田地方協力本部の地域事務所、まあ能代ですね、自衛官募集のためとあります。ほかに県の傘下にある団体5つくらいが載っています。結婚相談に関するものもありました。町民に基本台帳を見せましたよとお知らせするのが、これが自然の流れだと思います。閲覧から名簿提供は、この後始まったのかと思われます。

国は2015年、安保法制を強行採決して防衛費がどんどん増えてきました。その前の年には特定秘密保護法が成立しました。今や空前の防衛費で、GDP 2%、5年間で43兆

円という世界第3位の軍事大国を目指しています。自衛隊の募集も強化する閣議決定が出されました。法が整備されました。しかし、個人情報保護法は、地方自治体に個人の情報の提供を押しつけています。防衛省と総務省の各担当課が連名で、情報提供は自衛隊法と同法施行に基づく可能と通知をしましたが、通知はあくまで技術的助言、つまり事務的処理としており、対応は市町村に委ねられています。提供を求めるのは地方の分権に違反しているのではないのでしょうか。

本人が情報を希望していない場合は除外申請を設けることを考えませんか。住民審査会が提唱してこれを行っているところがあります。最近、札幌市はホームページで除外申請を受け付けました。また、インターネットで見えますと、多くの自治体が除外申請の受け付けをホームページで行っております。横浜市は一人一人にはがきを出して、シールを貼って、了解できる人はこれを貼って市に届けてほしい。それを自衛隊に提供して、職員立ち会いでこれを提供する、こういうやり方を考えています。今の町のやり方を考える必要があるのではないのでしょうか。町長の考えを伺います。

以上です。どうかよろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「安心して産み育てる環境」についてであります。これまでにない速度で人口減少と少子高齢化が進む本町において、「若い大人を増やす」取り組みは不可欠であることから、出産育児の環境を改善する施策は、大変重要であると認識しております。

こうした認識を踏まえ、3点目の「八峰町版ネウボラの創設」についてであります。人口減少や少子化が急速に進む本町においては、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めることが重要であることから、町では、子育て支援策として、福祉医療費や保育料の補助等を実施しているところであります。

また、令和2年度には、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援を行うため、包括的な窓口となる「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊産婦や乳幼児等の実態を把握するとともに、必要な情報提供や助言、保健指導等を行っております。

こうした現在の町の支援策に満足することなく、国や県の動向を注視しながら、引き続き、この町で子どもを産み育てたいと思えるような施策を研究してまいりたいと考え



ております。

次に、「巡回バスの障がい者等に対する無料化」についてであります。

高齢化が著しく進む本町において、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けることができる社会の実現を図ることは重要であると認識しております。

このため、町では、高齢者や障がい者を対象とした移動支援事業を実施しているほか、低額負担の巡回バスやデマンド型有償運送を行っており、利用者からは好評をいただいているところであります。

こうしたことから、現時点においては障がい者等を対象とした巡回バスの無料化は考えておりませんが、引き続き、利用者の声を聞きながら、適切な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

2点目の「運行の見直しを考えないか」についてであります。巡回バスについては、公共交通として一般の路線バスと同じ扱いとなっており、東北運輸局秋田陸運支局に認められた路線を定刻どおりに運行しなければならないこととなっております。

また、巡回バスは、公共交通空白地の解消も担っていることから、現在は、利用者が少ない場合であっても、特定の地域を運行ルートから外すことは、公平性が保たれないものと考えております。

このため、しばらくは現行の運行体系を継続してまいりたいと考えておりますが、今後、利用者や公共交通会議等の意見を聞きながら、運行の改善について検討してまいります。

3点目の「巡回バスとデマンド型乗合有償運送を乗り継いで、町内を自由かつ格安で往来できるシステム」についてであります。

巡回バスは、能代市まで行くということを想定した運行体系としている一方で、デマンド型乗合有償運送は、町内を自由に移動できるということに主眼を置いております。

また、現在の運行体系であっても、ある程度は自由に移動できるものと考えているほか、料金面においても相当に低額であると認識しております。

さらに、本格運行が始まってから5カ月と間もないことから、当面は、現行の運行体制を継続してまいりたいと考えております。

次に、「自衛隊への高校生の名簿提供」についてであります。

自衛隊への高校生の住民基本台帳に記載された情報の提供は、防衛大臣の権限として自衛隊法及び同法施行令で規定された、「市町村長に対する自衛官又は自衛官候補生の

募集に関し必要な資料の提出の求め」に応じて行われる事務であり、地方自治法における第1号法定受託事務に当たるものと認識しております。

また、住民基本台帳法には、国の機関の請求による住民基本台帳の一部の閲覧について規定されておりますが、当該規定が本人や保護者の同意を要件としていないことや、住基法は自衛隊法等を根拠とする情報提供を否定してないことが国から示されていることから、名簿の提供については問題はないものと考えております。

なお、名簿による情報提供を開始した時期につきましては、現存する資料により、平成26年度から実施していることを確認しております。

私からは以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 見上議員の1問目の1点目、2点目については私の方から説明させていただきます。

1点目の少子化対策での保育園児ゼロ歳児から2歳児の「保育料の無料化」についてお答えいたします。

令和元年度、国は消費税増税による財源を基に、3歳以上の保育料を無償としました。八峰町では、それ以前から、「第1期及び第2期八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の子育て世帯負担軽減事業の一環として、平成27年度から3歳以上児の保育料を無償に、ゼロ歳児から2歳児までの保育料を半額に減免とすることとしております。

議員ご指摘のとおり、次の子を産み育てたいと思えるような環境を整えることが少子化対策に繋がっていると思っております。

国・県も出生数を増やすために、環境の整備、育児休業の取得要件を緩和するなど、子育て支援に向けた取り組みに重点を置いた施策が増えてきております。

今後は、国や県の動向、県内の取り組みを注視し、八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員の意見等を取り入れ、出生数や財政状況を検討しながら、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの政策について取り組んでいきたいと考えております。

2点目の「学校給食費の無償化」についてお答えいたします。

学校給食費も保育料と同様に、「第1期及び第2期八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の子育て世帯負担軽減事業の一環として、学校給食費を半額減免することとしており、平成27年度から進めてきております。

学校給食は、食育の一環として重要であることは認識しております。食育推進の基本

となる食育基本法第3条には、「食育の推進に当たっては、国民の食生活が自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。」とあります。私は、食に関わる様々な人々に親も含まれていて、それに対する感謝の気持ちを深めることも食育には大事なことだと考えています。給食費を全額町が負担することにより経済的な負担が軽減されることは確かではありますが、給食費を負担してくれる親に対する感謝の心を阻害するのではないかという懸念があります。

今後も物価高騰などによる賄材料費が増えることが危惧されますが、影響した増額分を町の財源で補い、現時点では単価は据え置きとして継続していきたいと考えており、また、できる限り地場産を取り入れながら、栄養やバランス・質・量を落とさず提供維持できるようにしたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、「安心して産み育てる環境」についての再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） あまり少子化に、子どもが生まれにくいことに危機感を持っておられないようですので、これは本当に子どもを安心して産む環境をつくっていききたいのかどうなのか。ちょっとその辺のところはちょっと疑われます。今のままでは、本当に子どもたちは少なくなってしまう。八峰町ならではの、この先ほどから皆さんが質問してますけれども、能代のベッドタウンとして八峰町が最適である、これは本当にそう思います。海も山も自然もあって。で、ここで本当に育てていきたいという、そのためには、私たちが南箕輪村に行ってきましたように、本当に親がまずここに住んで、ここだったら安心してまず子どもを預けられる、そういう意気込みというか、そういう子育て応援がちょっと見当たりません。

保育園の無料化は、これは国が示したものであります。ゼロ歳から2歳まで、これも国の方で国民の皆さんの要望のもとで、保育料が高いということでこれが3歳から幼児保育料は無料になりました。未満児は半額補助になりました。ところが未満児の保育料の方がぐんと高いんです、保育料は。だから国はここに手をつけませんで、半額だけ補助してます。だから町としても、あと100万円、12人ですので、段階別に調べてみましたけれども、やはり1万いくらかかかります。これを無償にして、そして目玉商品を打ち出していく、ここがやっぱり魅力ではないかと思えます。ここにお母さんたちから身を引いてもらって、ここだと安心だというそういうところにしていかなければならな

いと思います。ほんのわずかの100万円のできる、こういうことができないのでしょうか。まずこのことについて町長の考えを伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） まず、先ほど三種町の方で給食費の無料というところの話もありました。で、加えて能代市のベッドタウンとして目指すとすれば、そういった対応も必要だろうということだと思います。

岸田総理ですけれども、異次元の少子化対策ということで様々な子どもに関わる予算の倍増ということを掲げているところでもあります。そういった中で、やはり自治体同士がですね独自にその保育料、あるいは医療費、そしてまた給食費の助成というところをこうばらつきがあるというところは、ちょっと私もどうかなという考えがありまして、やはりこういったところは国の責任において是非対策を進めていただきたいというふうに考えております。町としても非常に厳しい財源状況でもありますので、こういった取り組みを全国一律の制度の創設について、国に対して要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） まあ国の助成が必要だという言葉、まあそれはもったもです。しかし、国の政策というのは、このところ保育料は無料になりました。ですけどね、この前まで保育料未満児8万円だったんですよ。で、国の基準っていうのは、今、保育で4歳児、5歳児、30人に1人ですよ、担当が。そして3・4歳児、20人に1人。そしてゼロ歳児は、この前までは6人に1人。こういう国の基準を尊重して、それで国がやってくれるからということのを待ってたら、子育て支援はできません。私たちが南箕輪村に行って見てきたものは、全て村独自の支援策です。この村独自の支援策で人口が増えていってるんです。これを国のやり方を待って、国が保育料を同じにするとかそういうふうな問題ではないんです。そこら辺はちょっと改めてもらいたいと思います。

そして、保育園がやはり親の一番の魅力。ここにどうメスを入れるかということですけども、まず八峰町で一番手をつけやすいのは、先ほどから言ってる保育園園児全員無料、これはもう国の方の施策で町がほとんど手つけてません。100万円出せばできることです。それから給食費、保育園の給食、これも完全食にすることができます。電気釜であと一升も炊かなくとも全員にご飯を食べさせられます。これは保育園に携わった人が皆さんよく分かってるんですけども、今、弁当ご飯持って行ってます。こういう

ことを先駆けて、うちの方だったらやれることはこのくらいのことがやれるんだという  
こういうものを打ち出していかないと、ちょっと今の子育て支援状況では、この町は危  
うくなってしまいます。

そして、まあ学校給食は再三にわたって同じ答弁です。親が感謝しなければならない。  
これは何を言っても、まず親が感謝するというのは必ず出てくる答弁です。親が感謝し  
て、子どもが感謝して、この感謝ではないんです。食育としてどう育てるのか。そして  
子育て支援をどのようにするのか。そこら辺がね、どういう取り組みをするのか。そし  
て、この八峰町においては足りない部分、何が足りないのか。本当に人口、学校に上が  
る子どもも少なくなって、この環境を整えるためには、やはり役場職員の中での子育て  
支援チーム、この人たちが、自分たちが八峰町の役場職員であるからには、子育て支援  
を応援するには本当に模範的な子育て支援はどうあるべきかというのを私は役場職員、  
若い人たち全員で考えてもらいたいと思うんです。これがなければ進みません。やはり  
女性の管理職も少ないです。この女性の管理職を含めて子育て支援をしている人たちが、  
ここでベッドタウンとして住んでもらう。そして高額な人たちが八峰町に住んでもらっ  
て、それで土地も安く手に入る。こういうのを打ち出していかなければならないと思  
いますが、今一度、町長の答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

いずれ保育料、あるいは給食費を全て無料にすれば、当然、親、子育て世代は大変喜  
ぶかと思えますけども、今現在も八峰町、給食費の半額助成、あるいは保育料も医療費  
の無料化等々いろいろと対策は進めているところであります。まあ先ほども申しまし  
たように町の厳しい財政状況もありますので、そういったところを含めて今後改めて検討  
していきたいというふうに思っております。

それとまた、女性管理職の登用につきましては、先ほどの答弁でも申しましたとおり、  
その登用について今後検討していくというふうにしておりますので、その辺ご理解い  
ただければと思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 町長の言葉の中から、朝からずっと厳しい財源であるって  
ことが言われております。なかなかこれは今までは聞かれませんでした。厳しい財源は  
当然のことです、地方自治体は。けども、それを口にしてしまえば何もできません。

厳しい、口にしないで、そしてこれをやっていくんだという、中でもこのことについてはこれに力を入れてここにお金を注がなければならないんだという、こういう意気込みがなければなりません。

ネウボラについては、ゼロ歳から、まあ妊娠から18歳まで、これを完全に本当に子どもたちに寄り添っていけば、健全な子どもが生まれます。いろんなまあ18歳、17歳までにいろんな問題が引き起こしたり、まあ統合失調症になるのも18歳前後からですけれども、これを寄り添って見守ってあげるんだということは、やはり高校生にもっと手厚い支援をしていく、これにも繋がると思います。その点、高校生のその18歳、高校生についての支援について何か町長考えおありですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 現時点において、その高校生の支援というところは考えておりませんが、今後ですね、いろんな方のご意見をいただきながら、こういった支援策があるとか、そういったところを研究してまいりたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） まあ子育て支援をどこからどう手をつければいいのか。そして何をやれば子どもたち、ここの学校でもですね、各小学校20人、せめて1学年20人くらいは欲しいですね。となると1年に40人ぐらい子どもたちは産んでほしいなという、こういう気持ちがあります。しかし、今の現状では程遠い話です。そのためにですね、やはり子育て応援プロジェクトみたいなのを作って、それで職員と一体になって、まあそこに働くお母さんたちも含めて保護者も含めて考えられるような、そういう体制をとっていただきたいと思います。答弁は要りません。

これで1番の質問を終わります。

○議長（皆川鉄也君） 続いて2問目の「巡回バスの無料は障がい者と難病患者にも」について再質問ありますか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 2番目について質問を行います。

やはり福祉に対する考え方とか、交通弱者に対する考え方とか、なかなか一致しませんけれども、利用者、まあ地域的な無料はあります、水沢方面、目名湯の手前まで。この人たちは今、無料の区間になってます。まあこのことを言いますとちょっとこう対立してしまいますので、このことについてはあまり深くは言いませんけれども、ただやっぱり乗ってる人たちから、何でおめえ方払わなくてもいいのよ、俺の分も払ってけれと

かって、こういう会話がこう出てくるようなこういうことになっているらしいです。そして、まあそれよりもやはり無料にするべきところは、例えば障がい者の場合、精神障がい者の場合は、コスモスに通ってます、向能代市の橋の手前の障害者支援センター。それから、精神障がい者のデイケア、厚生医療センターのデイケアに月水金と通っている障がい者もいます。そういう人たちは、ほとんど生活保護同然の生活してる人たちです。そういう人たちでもやっぱり外に出たい、のんき会もそうですけれども、バスを乗ってきます、八森から100円出して。で、そういう人たちがほとんどお金を持っていない状況の中で100円を、往復200円ということもこれやはり大きいお金なんです。そういう人たちを優遇してやる。また、難病者については述べましたけれども、難病の指定をされますと、これは1カ所だけの病気じゃないんです。やっぱり全体的に病気が出てきますので。で、何回も病院に通わなければならない。運転手さんからは、おめえ何でもそんなに毎日出て歩くんだと言われて、ちょっと心を痛めたそうですけれども、そういう状況なんです。その人には私、難病者だとは言えませんので。で、そういう人たちが本当頻繁に利用する。まあ経済的な理由に関係なく地域的な差で料金が差がついてしまってますけれども、まず優遇されるのはその人たちが先ではないか。このことについては町長どのように思われますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議員おっしゃるとおりですね、障がい者、あるいは高齢者も含めてですけども、こういった住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくことは非常に重要であるというふうには認識しております。

ただ一方です、かなり低額の巡回バス、あるいはデマンド型のタクシー運送等実施しておりますので、まずはですね、この事業始めてまず5カ月ぐらいということですから、そういったところをですね、まず状況を見ながら、今後の対応について検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 是非この点は引き続き考慮していただきたいと思っております。

それからですね、ルート変更、まあ土日のルート変更とか、ルート変更は地域公共流通の会議の中で話を聞きながらということでしたけれども、話を聞くんじゃなくて訴えていかなければならないと思うんです、地域公共交通の中で。こういう声がある。そして土日は秋田のバスもそうですけれども、土曜日走ってませんよね。土曜日・日曜日は

運行してないバス路線があつて、ここを除かれたりとか時間の変更は各地域でいろいろあります。それを変更するのに地域公共交通を聞きながらではなくて、自分たちはこういう公共交通を目指してるんだということを一生懸命訴えていてもらいたいと思います。

また南箕輪村のこと言つて申し訳ないんですけれども、そこでもやっぱり地域公共交通会議の中で自分たちは訴えて訴えて、それから町外から隣の箕輪町まで行くまで、これを巡回バスを通してるっていう話がありました。やはり地域公共交通会議の中ではなかなか認められないんでしょうけれども、これを自分たちはこうしていきたいんだということを聞くだけではなくて、訴える作業を是非やってほしいと思います。そして、今はデマンド型と巡回バスがそれぞれ走ってますけれども、まあできましたら能代のように巡回できるように、そして能代は今200円ですか、150円かな、で、1回乗って、それで降りる時に乗り継ぎの切符を取ると、その切符を持って次の時50円だけ払えばいいという、そういうのを私、病院に行って資料見てびっくりしました。で、これだとやはり引き継いで引き継いで、2カ所くらい引き継いで帰りも引き継いでっていけば、大体300円、400円くらいで自分の家まで戻ってくる状況です。しかし、この狭いこの八峰町の中で一巡したにしても300円、往復すればもう600円、乗り継げばもっともつとかかるという、こういうふうなやり方ではなくて、町内一巡したら、まあ500円高いんですけれども、私は500円以内にして、能代、町内を一巡できるようなこういう交通体系を考えてもらいたいと思います。今まで考えてくるのに本当に企画の人たちも大変ご苦労されたと思うんですけれども、またもう一つ課題が私の方から投げつけますが、これも是非町内を一回りしたら400円、一回りで500円とか、こういう体制をつくってもらえれば、もっともついろんなところに交通弱者が利用できるのではないかと思います。この点について一言もしありましたらお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 若干繰り返しになるところもあるかと思いますが、いずれですぬ利用者の声をしっかりと聞いて、まあ運行の改善等検討できればなというふうに考えておりますので、ご理解の方よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。

○8番（見上政子さん） いいです。

○議長（皆川鉄也君） 3問目の「自衛隊の高校生の名簿提供」について再質問ございま



せんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 3番目について伺います。

まあ国の方からいろんな自衛隊法とか総務省、それから防衛省の方からいろんな文章が来てるというのも私も分かってます。ただですね、これはあくまでも通知ですので、通達ではなくて通知で、事務的な処理として対応はあと市町村に委ねられるとあります。私はそのように解釈してます。いろんな文献を見てみました。朝日新聞の記事もそのように書かれております。そういう意味でですね、必ずしもこれを強制的に提供しなくともいいという、こういうことだと思うんですね。

で、まあ2014年からこれが始められっていうことは、これは国の2015年、安保法制が通る前の機密法が成立された時だと思うんですけども、この時からやはり市町村の方にじわじわとこういうことが提言されてると思います。ただですね、このことはやはり八峰町の個人情報保護条例の中でも、本人の収集の制限ということで、個人情報を収集する時はあらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にして、当該取り扱いの目的の達成のために必要な範囲内で適切かつ公正な手段により収集しなければならない。それで、本人の同意を得なければ、本人の同意に基づき収集。本人から、本人が求めたり、それから本人の同意を求めてこれで提供しますよという、こういうことがないといけないというふうになってることについて、全国の地方自治体では今いろんな問題が起きてるわけですよ。で、適用除外、この名簿から除い、自衛隊に名簿を提供しないでほしいという、こういうところが今いっぱい出てきてます。このことについてですね、町では本人の了解しなければならない。そして、私たちが町民税の減免申請する時には、金融機関に調べますよという同意の署名をして印鑑を押して、それで初めて情報が町の方に金融機関から来るといって、これが基本だと思うんです、全て。で、本人が知らないままにその自衛隊に情報を提供される。これはやはり同意なくして求められることに対する全国からのいろんな記事が載ってますけれども、もう秋田県はあまり皆さん穏やかな人たちばかりですので、あまりこう疑問を感じてないようですけども、これをよくよく見ると、これはやはり自治体の文献、文献を無視したものであると言わざるを得ません。この情報を公開するにあたって除外申請するとか、同意を求めなければならないということについて、町長どのように思われますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） ただいまのご質問にお答

えをいたします。

議員ご指摘のとおり、ホームページなどで名簿提供に関しまして本人からの除外申請を受け付けているという自治体多数あることは承知をしております。本町に関しましては、ホームページで情報掲示などはしておりませんが、当然除外申請があれば名簿から除外しなければならないということで取り扱うこととなります。今後につきましては、こういった制度を知らない方もいらっしゃるかと思いますので、除外申請ができますよということにつきましてはホームページなどで周知をしてみたいと考えております。

ただ、ここまでこういった取り扱いしておりませんでしたのは、住民基本台帳法上で閲覧を求められた場合、この除外申請は適用外でございますので、逆に名簿提供の形でやってるうちは除外申請効くけれども、例えば閲覧に来れば全ての情報が閲覧できることとなりますので、こういったところから実効性などから疑問がございましたので、これまで取り扱ってこなかったものでございます。

今後につきましては、その辺は、除外申請の件の情報提供につきましては、周知をしてみたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 是非除外申請の名簿、インターネットで見ますと、もう名簿が全部揃ってるところがあります。申請用紙が。それを周知していただきたいなと思います。それで閲覧につきましては、やはり今までどおり、どういう目的でだれが行うのか、そして2009年度でこれ終わってるんですか、これもう。この時だけなんでしょうか。2009、これインターネットで調べたら2009年の住民基本台帳をお知らせしますという、1回だけなんですか、これ出たのは。住民基本台帳に掲載してます。こういうものを掲載してます。自衛隊からも来てますので皆さん閲覧を了承してくださいという、こういうのをもし縦覧したとしても、こういうお知らせ、こういうことをしましたというのをお知らせするのは当然だと思うんです。例えば、これ誰がって書いてません。誰がっていうか、18歳の子どもをこっから選んだんでしょうけれども、18歳、それから今、管理職を求める、自衛官の管理職を求めるっていうことで、22歳まで、大学生までということの名簿を求めているようなんですけれども、八峰町の場合18歳の高校生を提供してるんでしょうか。こういう点について、2つ言ってしまったね。まず18歳の高校生を提供してるんですよね。22歳までですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

名簿提供をしておりますのは、年齢18歳の高校生に関する情報でございます。

住民基本台帳の閲覧に関するホームページの掲示につきましては、閲覧があったことを周知しなければならないという規定がありまして、それが今議員ご指摘の内容になってございます。で、先ほど答弁でお話しましたとおり、少なくとも平成26年度からは名簿提供の形になっておりまして、現在までずっと名簿提供の形で提供していると、閲覧は行われていないということでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） この前の全協ですか説明の中では、まず審議会を設ける。あるんだけど、審議会は開いてない。1回も開いてないということですけども、やはりこれは審議会は開かなくちゃいけないと思うんですね、名簿を提供しているからには。で、審議会の中からこれはおかしいということで、提供するのはおかしいということで除外申請を作らなければいけないということが九州の方で何かあったようで、かなりの高校生、22歳までの人たちが除外申請に登録したという、こういう例もあります。当然これは民主主義を徹底していけばこういうことに繋がっていきますので、まあこれを改めてもらって審議会を設けてもらうとか、それから公開するとか、それから除外申請をやるかということをごこれから考えてもらいたいと思います。

まあこういう状況のもとで、国は自衛隊員を少しでも多く欲しいという、こういう今状況になってきてます。大変きな臭い状況になってますけれども、ひとつちょっと伺いたいのは、中学生の名簿は提供してないということが分かりましたけれども、中学生の自衛隊に入った人もいて、ちょっと体を壊して辞めてきた人もいますけれども、中学生について、自衛官の勧めとかはやってますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

自衛隊等に対して、中学生の名簿等情報の提供をしたことはございません。

○8番（見上政子さん） 学校で勧めてないですか。

○議長（皆川鉄也君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 自衛隊については、募集で学校訪問はしています。ただ、その

情報については提供しておりません。

○議長（皆川鉄也君） 答弁できませんがよろしいですか。時間に……

○8番（見上政子さん） いいです、はい。

○議長（皆川鉄也君） 8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 自衛隊が中学生に対して学校訪問しているようですけれども、学校の方では厳しくこれをチェックしてですね、中学生がああいう本当に集団の中で訓練をして、まあ資格が取れるから、この資格が取れるから、高校に行く、高校にも入れるからということで行くと思うんですけれども、これは断固としてそれ以上の提供はしないということを約束してもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで8番議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回本会議は、3月16日午前10時より開会し、一般質問及び陳情の審議等を行います。

これにて散会します。ご苦勞様でした。

---

午後 2時12分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 \_\_\_\_\_ 皆 川 鉄 也 \_\_\_\_\_

同 署名議員 3 番 \_\_\_\_\_ 奈 良 聡 子 \_\_\_\_\_

同 署名議員 4 番 \_\_\_\_\_ 芦 崎 達 美 \_\_\_\_\_

同 署名議員 5 番 \_\_\_\_\_ 水 木 壽 保 \_\_\_\_\_

令和5年3月8峰町議会定例会会議録（第3日）

令和5年3月16日（木曜日）

議事日程第3号

令和5年3月16日（木曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 一般質問
- 第3 陳情第7号 学校部活動の地域移行に関する陳情書について
- 第4 陳情第8号 再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情について
- 第5 陳情第9号 米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稻収穫量調査の基準見直しを求める陳情について
- 第6 陳情第3号 消費者被害を防止、救済するための特定商取引法の抜本的法改正を求める陳情書について

出席議員（12人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一八	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地薫
7番 腰山良悦	8番 見上政子	9番 須藤正人
10番 門脇直樹	11番 山本優人	12番 皆川鉄也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	堀内満也	副町長	日沼一之
教育長	川尻茂樹	総務課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長	和平勇人
税務会計課長	成田拓也	企画財政課長	高杉泰治
福祉保健課長	石上義久	教育次長	山本節雄
学校教育課長	山内章	産業振興課長	山本望
農林振興課長	浅田善孝	建設課長	石嶋勝比古

農業委員会事務局長	工藤善美	生涯学習課長	今井利宏
あきた白神体験センター所長	菊地俊平	防災まちづくり室長	内山直光

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木高	議会事務局庶務係長	須藤佳奈子
--------	------	-----------	-------

---

午前10時00分開議

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の方には、朝早くからご苦勞様でございます。よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、6番菊地 薫君、7番腰山良悦君、8番見上政子さんの3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） おはようございます。傍聴者の皆様には、朝早くからご苦勞様でございます。

議席番号2番伊藤一八です。通告に従いまして、一般質問をいたします。

近年、テレワークという新たなワークスタイルが確立されてきています。フルリモート勤務に移行したり、兼業・副業を可能とする企業も増えています。

移住・定住を促進するために、県や町のホームページにも載っていますが、移住者を対象とした移住支援金制度もあり、移住先で就業したい方や起業したい方以外にも、転職せずにテレワークで移住元の業務を行う方も対象となっています。対象は、東京23区内在住、または東京圏、埼玉、千葉、神奈川からの対象地域の23区内に通勤している方、条件不利地域といって八峰町の規模のような地域からの通勤者は制度利用の対象外と条件はありますが、移住のために職を辞めなくてもよい環境もできております。

また、自由度の高い働き方のフリーランスの人口は、年々増加傾向にあります。通信環境さえ整っていれば、どこにいても仕事ができる職種も多くあります。移住者を今以上に増やすためにも、去年行った旧沢目子ども園をテレワーク施設として貸し出すとい

うような事業を通年で利用できる施設として貸し出すことで、移住を考えているが転職したくない方や、田舎暮らしにあこがれているフリーランスの方々の移住に繋がると考えます。また、旧沢目子ども園以外にも旧八森中や旧塙川小などの空き教室をリノベーションし活用することで、使われてない施設の一部の有効活用に繋がったり、転職しない移住により自由度の高い働き方で半農半Xの人材確保にも繋がると考えます。

今以上に移住・定住推進のために通年で利用できるテレワーク施設やシェアオフィスの充実を図り、転職をしなくても移住できる環境づくりも大切と思いますが、町長の考えを伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。伊藤議員のご質問にお答えいたします。

テレワークについては、新型コロナウイルスの感染拡大により注目を集めるようになりましたが、ウイズコロナが常態化した現在においても、一つの働き方として定着しております。

こうした中、国ではICTを活用した柔軟な働き方を支援する働き方改革を掲げ、通勤にかかる時間がなくなることで家族と過ごす時間や趣味に充てる時間を増やすなど、公私共に充実するワーク・ライフ・バランスの向上を推進しております。

また、町では、テレワークを実施している町民から、自宅以外のワーキングスペースによりテレワークを行える施設整備の要望を受け、昨年6月から旧沢目子ども園を活用し、テレワークモニター事業を実施したところであり、これまでに3名の方が利用しております。

さらに、移住・定住の観点からも、テレワークは非常に重要な要素であると捉えており、今後は、モニター事業の施設利用者から寄せられた意見や、令和5年度に実施予定の半農半X事業に参加する方々の意見等を参考にしながら、施設の充実を含めたテレワーク事業の可能性を検討してまいります。

私からは以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 2番議員、再質問ございませんか。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） 町長の答弁ありがとうございます。私から再質問させていただきます。



まず、使用されていない旧八森中や塙川小の空き教室などあると思うんですが、そこをリノベーションなどして今後活用するという考えはありませんか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの2番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） もちろん旧八森中、あるいは塙川小学校等ですね空きスペースにつきましては、空きスペースがあるというふうにはこちらも認識しているところがあります。しかし、今年度ですね実施しましたモニター事業等の方々の意見等をこういろいろと聞きますとですね、いろいろとその要望がちょっと我々とイメージしているところがずれているといったようなところもありましたので、そういったところも含めてですね、そういった空きスペースの活用については検討していきたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） 2番議員、ほかに質問ございませんか。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） 利用者が3名ということで、なかなか活用しづらいという点はあると思うんですが、今年度新たにまた道の駅の移転などもありますので、その併設した施設にテレワーク施設を開設するなどいろいろな方法はあると思うんですが、その辺、町長の考えをお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの2番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 再構築に関しましては、まだ事業中でございますし、そういった議員の意見もですね踏まえた検討を進めたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） まず事業が進んでる途中ということで、今後期待していきたいと思えます。

それですね、今その地方テレワーク推進ということでいろいろ、ほかの自治体もいろいろな事業を進めたりしているんですが、例えば和歌山県の白浜町という町なんですけれども、サテライトオフィスを整備して企業を誘致して、で、そこでテレワークを行いながらワーケーションを推進すると、そういうようなこともやっている自治体もあります。今、去年はまず3名ということでしたが、こういうような事業を進めていってSNSで発信すると、そうするとやはり転職をしなくても移住できる方々が八峰町に来やすいというような環境もできてくると思うんですが、サテライトオフィスの設置の予定などは今後ありますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） ちょっと繰り返しになるところもあるかもしれませんが、いずれ今年度実施した3名の方々の意見、あるいは能代市にあるマルヒコビルのですね、あそこもシェアオフィスやってるんですけども、そういった方々からの意見、こういったところもですね参考にしながら、八峰町としてこういったところができるのか、メリットが何で、デメリットは何なのか、そういったところをしっかりと把握した上で進めたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 2番議員、ほかに質問ございませんか。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） ありがとうございます。今年の2023年版の宝島社で出版している「田舎暮らしの本」という雑誌で、「住みたい田舎ベストランキング」というのがありまして、20万以上のまちで秋田市が総合で1位になってます。やはり秋田市1位になってる理由としても、移動が便利、テレワーク施設も充実している、そういう点から多分1位になってると思うんですが、子育て世代が住みたいまちは4位、4位なんですよ秋田市。ですからやはり、子育て世代、シニア世代、全ての世代が移住・定住できるようなテレワーク施設の設置を是非考えていただきたいと思います。答弁は要りません。

○議長（皆川鉄也君） これで2番議員の一般質問を終わります。

次に、4番議員の一般質問を許します。4番芦崎達美君。

○4番（芦崎達美君） おはようございます。2日目の一般質問であります。2日目の2番目ということで、いささか緊張しております。傍聴者の方、ご苦勞様です。もうしばらくお付き合いをお願いしたいと思います。

議席番号4番の芦崎です。通告に従いまして一般質問させていただきます。

1つ目、小・中学校の特別教室への冷房設置についてであります。

この冷房設備については、2年ほど前に文部科学省の指導のもと、普通教室へは全室完備されたようですが、特別教室には現在設置されておられません。使用日数にかかわらず設置すべきと考えるが、教育長の考えを。

2つ目、「コロナ禍」における児童生徒の健康状態についてであります。

感染された子どもたちのその後の健康状態は良好なのか。特別変わったことなどは聞いておりませんが、学校側として子どもたちにどのような指導をされたのか伺います。

3つ目に、今後のマスクの脱着についてであります。

国としては、皆さんもご承知のとおり、今年の5月よりコロナ感染を5類に位置付けする方針ですが、学校としてのマスクの脱着の基本的な考えを伺います。

以上、3点であります。よろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの4番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 芦崎議員のご質問に私の方からお答えしたいと思います。

1つ目です。小・中学校の空調は、令和2年度に「新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金」を活用して小・中学校の普通教室へ設置しております。

なお、この交付金活用の根拠としましては、コロナウイルス感染拡大により休校措置をとった場合、その授業時数回復のため夏季休業中に授業を行う可能性があることから、日常的に使用する普通教室を優先して設置いたしました。

また、議員ご質問の音楽室、理科室、図工室、家庭科室、技術室などの特別教室への空調設置につきましては、現在、未設置となっており、未設置教室の具体的な暑さ対策として、エアコン設置教室の効果的な使用や各教室へ網戸の設置、大型扇風機を活用して校舎内の空気循環等を行っている状況です。

なお、令和4年9月1日現在の県内の公立小・中学校の空調設備設置状況は、普通教室が2,975室中、2,916室で98.0%の設置率。特別教室が3,688室中、942室で25.5%の設置率となっております。

当町の普通教室以外への設置状況は、校長室、職員室、保健室、ランチルーム、図書室、コンピュータ室、特別支援教室となっております。

今後は、教育委員会といたしましては、所管する教育施設全体の改善を要する箇所を精査し、財政状況を見据えながら、児童生徒が安全で快適な学校生活が送れますよう、未設置の特別教室への空調設置について考えていきたいと思っております。

2問目の質問にお答えします。

令和4年度は令和5年1月まで、児童生徒の新型コロナウイルス感染拡大により、学校の臨時休業や学年閉鎖、子ども園の臨時休園やクラス閉鎖が相次ぎました。

八森小学校では、学年閉鎖を4回。峰浜小学校は、臨時休業を1回、学年閉鎖を2回。八峰中学校は、臨時休業を1回、学年閉鎖を2回。八森子ども園は、臨時休園を1回、クラス閉鎖を1回。峰浜ポンポコ子ども園は、臨時休園を2回、クラス閉鎖を4回措置しました。そのほかにも、個人感染者として出席停止とした児童生徒等もかなりの数になりました。

議員ご質問の感染後の子どもたちの健康は良好なのかについてですが、療養期間が明

けても、腹痛症状や咳が続いた症状があるため引き続き休業するお子さんがおりましたが、その後は通常どおりの学校生活に戻っていると考えております。

また、学校側が子どもたちにどのような指導をしたかにつきましては、感染から回復しても再感染する例があることから、基本的な感染予防を引き続き指導しております。

3問目についてお答えします。

文部科学省から、学校での教育活動では、4月以降、マスクの着用を求めないことを基本とする通知が出されております。

このことから、教育委員会といたしましても、学校での教育活動において、基本的に屋内・屋外とも児童生徒にマスクの着用を求めない方針ですが、場面に応じた対応のため、マスクの携帯を推奨したいと考えております。

また、本人または家族に基礎疾患のある場合など個別の事情に応じてマスクの着用を続けてもよいとするほか、スクールバスの車中が密集する場合は、マスク着用を推奨するよう考えております。

また、今後の感染状況によっては改めて授業などで着用を求めるなど、場面に応じて柔軟に対応したいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 4番議員、再質問ございませんか。4番芦崎達美君。

○4番（芦崎達美君） 縷々答弁ありがとうございました。

八森小学校、通称八小ですね、八小の場合に、4月に多目的ルームに1基つくようなお話でありましたが、まずはこの1点、でしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 予算のお願いということで、来年度、八森小学校の一室、空調を設置をお願いしているところです。これは普通学級6学級、6学級にプラスして特別学級が1学級あったんですが、さらに1学級増えますので、特別学級2学級と。その学級増えた分、普通学級と考えて、そこに設置をする予定になっております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。4番芦崎達美君。

○4番（芦崎達美君） 今の答弁ですと、特別教室のようですけれど、まあ利用の仕方とかそういう関係で普通教室になるということですよ。普通教室の見方と申しますか、そのために取り付けるんだと。まあそうした場合に、じゃあ峰小、あるいは峰中ですか、

の場合は、そのような部屋はもうないんですか。そういうふうに特別教室から普通教室に変われるような教室というのはないんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの4番議員の質問に対し、答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） お答えします。

峰浜小学校の方は特別支援学級がなくなりますので、普通学級6学級になります。増えることはありません。それから八峰中学校には、普通学級のほかに特別支援学級1つあります。そこには全て空調ついてます。増えることはありません。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。4番芦崎達美君。

○4番（芦崎達美君） 八小の場合ですと、当然八小です、峰小もそうです、1年生から6年生までですので6つつくのは当たり前ですよね。普通教室ですから。それから中学校も、今教育長がおっしゃったように1年A組、これはもう以前からついておると。要するにこれ、1年A組というのが特別教室になるのか支援教室になるのか分かりませんが、1年のA組にもう以前からついておると。それ以外に6台設置されたわけでありませ

私、ちょうど平成31年、今から4年ほど前ですか、ちょうどこの小・中の冷房のことで一般質問させていただきました。それで、その後、もう2年後ですから、いやあ、ついてよかったなど、本当に生徒たち喜んでおるだろう、よかったなと思っておったんですが、それは私の早とちりで、全教室についてるものだと思っておりました。ところが今教育長の答弁のとおり、まあ特別室を除いて普通教室にはつけていただいたんだということで、まあ非常に、いやあ、せっかくやっていただいたのに特別教室にもつけていただきかけたなと思っておるところであります。まあそれはいざやむを得ないとして、ただですね同じ特別室でも4つ、5つあります。例えば中学校の場合は技術室とか、まあ小学校にもあるだろうと思いますが、家庭室とか、あるいは当然あるのは理科室、音楽室、これはもう小・中に限らずありますね。そうした場合に、理科の実験でも実験をしない授業であつたら普通教室、あるいは理科室でもできると思いますが、やはり理科となるといろいろ実験関係やると電気の線やったり、いろいろ、扇風機使うと電気の線やったり、いろいろコードを引っ張ったり、つまずいたり、いろいろそういう点も考えられますし、やはりそういう危険度があるわけでありませ。理科室の場合はね。それから、音楽室の場合は普通教室ではできないと私は思いますよね。隣の教室が近いから、

音楽で歌ったり、楽器を使ったり、これはもう当然音楽室はもう絶対という言葉使っちゃいけないけど、絶対とっていいくらい音楽室はその部屋だろうと、こう思います。まして音楽は、ラッパを吹いたり、物を叩いたり、やはり普通の授業とは少し違う環境だなど、こう思っております。そういう関係からですね、ある部屋に全部つけるのは予算的に、つけてもらえればそれに越したことはないわけですが、少なくともですね、少なくとも理科室と音楽室にだけは設置できないものかと、このように思うわけであります。その点について、教育長お考えをお聞かせ願います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） お答えしたいと思います。

以前に芦崎議員から質問受けまして、その時の答弁としては、夏休み以外の真夏日、そんなに数もないというふうなことをお話しました。で、その後状況が変わったのは、コロナのために休業すると夏休みに授業しなきゃいけない状況が発生する。そうすると夏休み暑い中での授業するということとなったので、普通教室に交付金を利用して設置しました。特別支援学級という、まあお子さん一人しかいませんが、そこも日常的に使いますので、そこも設置しました。で、今お話の特に音楽室とか理科室とかそういったところは、その段階では想定してませんでしたけども、まあ正直言って、その後もしそういった予算があるのであれば、私も、もう普通学級ついてしまったので、そのほかの学級についても授業するところ、特に使用頻度の高い音楽室は考えたいなどは思ってますが、これは財政的なものですので、私の方からはつける、つけないとお答えできませんけども、まあこれから財政の方と話し合っていきたいと思えます。

ちなみに理科については、ちょっと校長先生に聞いたんですが、一年中理科の実験やってるわけじゃなくて、暑い時期は教室でやれるような理科の授業をやってるっていう話で、退避しながらやってるということでした。そういったこともあります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。4番芦崎達美君。

○4番（芦崎達美君） やはり使う頻度というか、それが少ないということが理由だろうと思いますが、音楽室はですね、八小も峰小も音楽室では外国語の授業もなされております。で、八小につきましては音楽室を外国語で使ってるのは火曜日と金曜日、週に2日、これが音楽の授業のほかに外国語で使ってる。それから峰小の場合ですね、やはり音楽室を外国語として週20時間、週に20時間ということは1日4時間ぐらい利用されて

おるということになるわけであります。ですから、やはり私は音楽室は結構使わされると、使用しておると、このように判断しております。

ただ、教育長の答弁のとおりですね、やはり取り付けるのはいいけど、やはり予算と、財政というものがあるだろうと、こう思います。ですから、教育長の方からはこれ以上のことは望むことはできませんので、今、町長からも一言答弁いただきたいと思いますが、その前に、今、三種町ではですね、令和8年開校予定の学校ありますよね。これは全室全部つくそうであります。それから、藤里町さんは今の5年の4月か5月ですか、これも開校に進んでおるわけです。これも全室につきます。ついてないのは我が八峰町の小・中学校であります。やはりですね、あまりにも子どもたちを優しく温厚に育てるのもどうかと、こう思うわけでありますが、逆に子どもたちの環境、それから子どもたちに教える先生の環境も、そういう環境を整えてやるのが我々行政の立場かなと、こう思うわけであります。子どもたちは八峰町の宝でもあります。やはり立派に偉く育てる義務があるだろうと、こう思います。そういう観点からも、まあ教育長の答弁抜きにして、町長、一言この思いを聞かせてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 三種、藤里と八峰とありますけども、なかなかそれぞれ自治体ごとに状況が違うのかなというふうには捉えております。いずれ限られた財源の中ではありますけども、先ほど20時間利用しているといった状況等も議員の方からありましたので、そういったところをですね十分考慮して今後対応について検討していきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。4番芦崎達美君。

○4番（芦崎達美君） これで最後にしたいと思いますが、やはりこれは八峰町だけでなくですね、やはり財政、お金はこれは使うためにあるわけでありまして、いざやっぱり使わなければならない時にですね、やはり貯蓄を崩してもですね、やはり使うのが行政だろうと思います。ためっぱなしではうまくないと思います。やっぱりためて使って、ためて使って、これが常だと思います。くどいようですが、何とか各小・中学校にあともう2基つけばいいんですから、2基ということは6基、音楽室と理科室と2基をセットすればいいのかなと私なりにそう考えておりますので、強く要望して終わります。

○議長（皆川鉄也君） 2問目の再質問ございませんか。4番芦崎達美君。

○4番（芦崎達美君） 失礼しました。先ほど教育長の方から答弁ありましたが、やはり

子どもたちはやはりデリケートでありますので、ですね、やはり感染された子どもと、また健康な子どもとですね、いろいろな面でやはりこう何ていいますか、受ける気持ちといいますか、いろいろそういうのがありますので、例えば休み時間でも授業中であってもですね、いやあ、普段の態度と少し違うとか、あるいは、何か私感染したから、私はちょっとこうはじいてるのかなとか、そういう姿を見せないにしてもですね、見せないにしても、そういうところを先生方には発見されるよう注意深くね、注意深く見て、こう大事にならないように、小さいうちにこう仲良しになれるような、そういう何ていいますか、指導をしていただければありがたいなと、このように思います。

○議長（皆川鉄也君） 答弁求めますか。

○4番（芦崎達美君） いいです。

○議長（皆川鉄也君） 3問目について再質問ございませんか。4番芦崎達美君。

○4番（芦崎達美君） これはもうマスクのことは皆さんもご承知のとおりだと思いますが、国としては、この5月からですね5類に位置付けを下げるということで、非常に自分はじめみんな安心してることだろうと思いますが、その先にまた何か起きるか分かりませんのでですね、やはりいろんな状況あろうと思いますので、その時その時の判断ですね、必ずしも全部マスク要らないと、それからまた必ずしも全部マスクをやると、そういうことでなくしてね、その状況判断によって臨機応変に指導していただければありがたいなと。この面、一言。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） ご質問にお答えします。

まずマスク着用ですけれども、何か一般には3月13日からマスクは着用を何か求めないようなことで出てるんですが、こう見ますと、やっぱりこういった場では皆さんマスクしてるなということで、まずやむを得ないのかなというふうに思ってますが、学校の方では4月1日から求めないことにすると言ってますが、諸事情によりマスクするっていう子がいると思いますので、それに関しては、まあその子のしてる、してないっていうのは個人の判断で任せたいと思います。ただその、やはりスクールバスで密集している場面とか、それからそういった場面では、やっぱり何かつけなきゃいけないかなという周りに気を使って、そういう場面について、つけることができるように持ち歩くことは推奨したいなというふうに思ってます。

今後、マスクなしで生活して、子どもと子ども同士、子どもと先生がそれこそ顔見な



がら授業できるような環境になればなというふうに思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 4番議員、ほかに質問ございませんか。

○4番（芦崎達美君） ありません。

○議長（皆川鉄也君） これで4番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。45分より再開いたします。

午前10時39分 休 憩

午前10時45分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、5番議員の一般質問を許します。5番水木壽保君。

○5番（水木壽保君） どうも傍聴者の、ありがとうございます。今日で最後ですけども、一番最後、トリということで、5番水木壽保、通告により一般質問をいたします。

1問目の農家への支援について。

ウクライナの侵攻から1年。長期に伴う燃油高騰や物価高など、私たちの日常に大きな影響を及ぼしている。八峰町の産業にも大きな影響を与え、農業の面では肥料・燃油・資材など海外からの輸入であることから高騰し、経営が苦しくなっている。さらに、電力会社では令和5年度4月1日から、平均3.294%値上げで経済産業省大臣に申請しており、きのこの栽培農家にいち早く影響が出る、経営がさらに苦しくなると懸念される。まだこの先がどこまで悪くなるのか見通しがつかないが、農家への支援が必要と考えるが、町長の考えは。

2問目、埜川の改修についてですが、県は、県管理の河川の水位が基準値を超えたことなどをメールで知らせる「あきた河川メール」の運用を3月1日から開始した。令和4年8月、大雨で津軽地方、三種川でも甚大な被害が発生している。埜川は大雨になり川が増水し危険な状態となり、一部の水田に被害があった。令和3年度には被害の発生の恐れがある横内集落、埜下水道処理場近くの河川の積んであるブロックの基礎が丸見えで、大雨が降れば災害となると思っていたので、心配でありました。県が災害事業で改修を200m行い、横内集落の下流も浚渫を行い、川の流れがよくなりすぎたと思われる。今年度は埜集落の上流・下流を浚渫が行われた。まだまだ川の中に木があるなど、ここ数年は大きな災害もなかったが、甚大な災害が発生する前に、部分的な改修や浚渫

ではなく、埴川全域の改修工事が必要と考えるが、町の考えは。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの5番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
堀内町長。

○町長（堀内満也君） 水木議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「農家への支援」についてであります。

長期化する燃油高騰や物価高が生産現場での燃料費や資材等のコスト上昇に直結し、その影響により農家経営が圧迫されていると認識しております。

このため、農家への支援として、令和4年度に町の主要農産物である米・ネギ・菌床しいたけについて、種子代や資材代等の一部を助成する「農作物次期作支援事業」や、売上げが減少している農家に対し、営農維持と経営の安定化を図るため「事業継続臨時交付金事業」を実施したところであります。また、電力、燃料等の高騰の影響を受け、生産費が増大している園芸農家の負担軽減を図るため、省エネ効果から生産コスト低減に繋がる機械や資材の導入を支援する「あきたの園芸省エネ化支援事業」を今議会に提案しており、農家生産費の一層の縮減を図ってまいりたいと考えております。

さらに、県では、令和5年度に化学肥料の使用量低減に取り組む農家へ、価格上昇分の一部を助成する「肥料価格高騰対策事業」を実施すると伺っております。

今後、町では、国や県が打ち出す支援策を注視しながら対応を検討するとともに、更なる支援について強く要望してまいりたいと考えております。

次に、「埴川の河川改修」についてであります。

近年の激甚化・頻発化する豪雨災害から町民の安全で安心な暮らしを守るためには、河川改修に加え、水田貯留やハザードマップの作成など、ハード・ソフト一体となった取り組みが重要であると考えます。

こうした中、埴川を管理する秋田県では、平成27年度の横内集落における浸水被害や町道の冠水による大信田地区の孤立被害を踏まえ、これまでに部分的な州ざらい等を進めてきたほか、令和5年度には、新たに浸水被害の解消に向けた検討業務を実施すると伺っております。

町としましては、引き続き、県に対して埴川の整備や、ハザードマップの基となる浸水想定区域図の作成を働きかけていくとともに、関係機関と連携した水田貯留の可能性調査の実施や「あきた河川メール」の町民への周知等を行うなど、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

私からは以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 5番議員、再質問ございませんか。5番水木壽保君。

○5番（水木壽保君） タブレットに載せてありますけど、資料ちょこっと。きのこのお願ひします。

これ農協で試算やってくれたやつなんですけども、令和3年度、令和4年度の平均単価と最高の単価ですけども、平均単価でいくと、こういくとこれ、今度燃料があると、電気代とか上がると赤字、平均でいくと赤字。最高額でもかなり食われるということになっておりまして、それできのこの農家が、いや、かなりハウスが古くなってエアコンも壊れてきている。壊れるような感じである。それで、町にも何か制度がないかとまあお願いをしているみたいで、このエアコンを取り替えるに1台150万円、ハウスで1棟さ2個300万円かかるということで、なかなかこれ、この収支ではできないと思われるのです。

それから、今、物価高のあれで補助申請もしているそうです。5月に補助金が入ってくるそうでもありますけども、それから今、しいたけ栽培に起業する若い人がいるわけですが、子ども園を借りて農業法人の1組と一緒に使って使いながら、そこ1棟、子ども園、埴川子ども園を使って頑張っております。何かこういうのを見ると、データを見ると大変なので、こう何か助成とかもあつてはいいのかなと思ってるんですけども、その辺、町長考えがありませんか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの5番議員の再質問に対し、答弁を求めます。浅田農林振興課長。

○農林振興課長（浅田善孝君） ただいまの水木議員の質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたけども、あきたの園芸省エネ化支援事業、これ本町の菌床しいたけの生産者17ありますけども、こちらの方に全部どうするかという要望を聞き取りして、2事業者がまず手挙げたと。今、水木議員がおっしゃったエアコン関係ですね、ヒートポンプのエアコンに更新してコストを抑えるというふうな事業に国が2分の1支援するような事業になっています。そういうふうな事業も令和5年度に予定されていますので、町としてはそちらの方で頑張りたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。5番水木壽保君。

○5番（水木壽保君） 八峰町の農家の人っていうか、今、若いのがいっぱいいるわけですね。今が最高じゃないかと、私は将来をよくなると思って、農業はよくなると、八峰

町はそれから漁業、漁村も若い人が頑張ってるので、今、メガ団地とか、ネギがメガ団地目指しているし、結構若いのが、来年、来年になれば新規就農する人も1組出てきます。今度、田んぼじゃなくて畑をやりたいということで、今一生懸命勉強している人もいます。将来は八峰町はよくなるんじゃないかと思ってるわけですが、このあれが、物価高が続くとすれば、耕作している農業法人いっぱい抱えてるわけですが、まだ今のところは、今年は何とか乗り切れるかもしれないけど、来年度になれば耕作をやめて、間に合わないからやめるとかそういういわゆる放棄地が増えるんじゃないかと危惧してるわけですが、条件のいいとこだけしかやらなくなる、放棄地が余るんじゃないかという私は心配してるので、その点は町長はどう考えてますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） いずれですね、実は私の方からJAの方にですね、これだけ生産価格が上がってるのに、これが野菜やしいたけの単価に反映されていないということで、JAに対してこの買い取り価格をちょっと上げられないかというような要望は既にしてるところであります。いずれその令和5年度になってもですね、そのJAに対してこういったことを働きかけていきますし、そしてまた県や国に対してもですね、農家への負担軽減になるような取り組みはないのかということもしっかりと要望してまいりたいと考えています。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。5番水木壽保君。

○5番（水木壽保君） 1問目は終わりたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 2問目について再質問ございませんか。5番水木壽保君。

○5番（水木壽保君） 河川改修のことですけど、私の、もっと、もっとというか、河川改修をやりたい、これは地域の願っていか私の願いでもあるわけですが、これ河川改修しないと、田んぼ、土地改良も何にもできない。水位を下げないと田んぼにしても畑に変えることもできないので、その点、下流、下流部はできないので、これ困ってるわけですが、前町長とも一緒にこうやってきたわけなんですけど、何とかしたいということで期成同盟会とかそういうので頑張るといふあれはしたんですけども、明けたから去年か、三種川がまた氾濫した。三種川の改修は終わったからって今度塙川さ来るといふことで期待はしてたんですけども、また三種川ああいう甚大な洪水になったということで、それで危惧してるわけですが、また塙川にもまたこう来る、予算が来るのか気にしてるわけですが、それからあと私のあれは孤立、今、塙地域

の浚渫をやったんで、まあ相当な雨が降らないと孤立はないかなと個人的には判断してるんですけども、いろいろと県でもこう嵩上げとかやっているとこもあるんですけども、嵩上げすると流れが変わるんですね。変わって、かえって民家に水が流れていくというそういうところもありますけども、そういうところもなかなか私も振興局に話に行くんですけども、今、コロナでゆっくりと話できませんよね。そういうことなんで、やっぱり町長からも今度、こう担当管轄があると思いますので、何とかその点をできないか、こうお願いしたいんですけども、どうでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議員ご承知のとおり、私もこの12月まで県庁河川砂防課におりました。全県的な話をしますと、昨年8月の豪雨によりまして大館の下内川、あるいは三種川、そして芋川等で相当の被害が出ております。当時の県の考え方でいきますと、やはり床上浸水、床下浸水、そういったところが非常に多かったところをこう優先してどうしてもこう予算づけしていくといった状況であります。ただ一方で、私も今、町長として今ここに立っておりますので、この埴川の整備についてしっかりと県に対して要望をしていきますとともに、こうした地区のですね孤立解消、これは絶対にあってはならないことですので、そういったところも強くですね訴えていきたいというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。5番水木壽保君。

○5番（水木壽保君） まあこれを何とか、私が議員のうちにやりたいと思って頑張ってるわけなんですけども、まずそれに向かって町長からも頑張ってもらいたいと思います。これで一般質問を終わりたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） これで5番議員の一般質問を終わります。

日程第3、陳情第7号、学校部活動の地域移行に関する陳情書についてを議題とします。

本件については、令和4年12月議会定例会において教育産業建設常任委員会に付託し、継続審査となっておりましたので、教育産業建設常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。笠原教育産業建設常任委員会委員長。

○教育産業建設常任委員会委員長（笠原吉範君） ご報告いたします。

12月14日の本会議において教育産業建設常任委員会に付託となっておりました、学校部活動の地域移行に関する陳情書について、3月7日、教育産業建設常任委員会を開催

し、慎重に審査いたしました。

その結果、学校教育と部活動は一体で教えるべき、地方は指導者の確保が困難との反対意見もありましたが、地域の実情に合わせ、当事者や関係団体等の意見を踏まえた上で部活動の地域移行は必要であるとのことから、この陳情については賛成多数で採択と決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） 委員長は、しばしお待ちいただきたいと思います。

これより陳情第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

委員長は席にお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより陳情第7号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択とするものであります。陳情第7号、学校部活動の地域移行に関する陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、陳情第7号は採択することに決定されました。

日程第4、陳情第8号、再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情についてを議題とします。

本件については、令和4年12月議会定例会において総務民生常任委員会に付託し、継続審査となっておりますので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。菊地総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

12月14日の本会議において総務民生常任委員会に付託となっております、再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情について、3月6日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、市町村の財政事情を考慮すると、その可能性が低いとの意見があり、この陳情については賛成者なしで不採択と決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） 委員長は、しばしお待ちをいただきたいと思います。

これより陳情第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

委員長はお席にお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私は、この全文については反対というわけではありません。呼びかけ全文と課題については賛成です。ただ、要望事項の中にある「1、県内の経済効果と最大化するため、県民が発電所の株主となること。県内25市町村が株主となり、事業に収支する。」この部分については、いまだ、まだ全県的に盛り上がってませんので、この文章は時期尚早であると判断いたします。このことから、この部分については反対ですので、趣旨採択を求めます。

○議長（皆川鉄也君） ただいま8番議員から趣旨採択を求める発言がございました。

お諮りします。ただいまの趣旨採択に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立少数です。したがって、趣旨採択は否決されました。

これより陳情第8号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は不採択とするものです。陳情第8号、再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立少数です。したがって、陳情第8号は不採択とすることに決定されました。

日程第5、陳情第9号、米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稻収穫量調査の基準見直しを求める陳情についてを議題とします。

本件については、令和4年12月議会定例会において教育産業建設常任委員会に付託し、継続審査となっておりましたので、教育産業建設常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。笠原教育産業建設常任委員長。

○教育産業建設常任委員会委員長（笠原吉範君） ご報告いたします。

12月14日の本会議において教育産業建設常任委員会に付託となっておりました、米余

りを解消し、食料自給率を高めるために水稻収穫量調査の基準見直しを求める陳情について、3月7日、教育産業建設常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、実情に合った選別ふるい目幅を基準とした統計値による米政策は必要であり、この陳情については全員賛成で採択と決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） 委員長は、しばしお待ちいただきたいと思えます。

これより陳情第9号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

委員長はお席にお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより陳情第9号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択とするものであります。陳情第9号、米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稻収穫量調査の基準見直しを求める陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、陳情第9号は採択することに決定されました。

日程第6、陳情第3号、消費者被害を防止、救済するための特定商取引法の抜本的法改正を求める陳情についてを議題とします。

本件については、3月2日の本会議において教育産業建設委員会に付託となっておりましたので、教育産業建設常任委員会委員長より審査の経緯と結果についてご報告を求めます。笠原教育産業建設常任委員会委員長。

○教育産業建設常任委員会委員長（笠原吉範君） ご報告いたします。

3月2日の本会議において教育産業建設常任委員会に付託となっておりました、消費者被害を防止、救済するための特定商取引法の抜本的法改正を求める陳情について、3月7日、教育産業建設常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、超高齢化社会が進み、成人年齢が引き下げられた現在、悪質商法やマルチ被害に対処するための特定商取引法の改正は必要であり、この陳情については全員賛成



で採択と決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） 委員長は、しばしお待ちをいただきたいと思います。

これより陳情第3号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

委員長はお席にお戻りください。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより陳情第3号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択とするものであります。陳情第3号、消費者被害を防止、救済するための特定商取引法の抜本的法改正を求める陳情書を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、陳情第3号は採択することに決定されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、明日17日午前10時より開会し、議案審議等を行いますので、これにて散会します。ご苦勞様でした。

---

午前11時18分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 \_\_\_\_\_ 皆 川 鉄 也 \_\_\_\_\_

同 署名議員 6 番 \_\_\_\_\_ 菊 地 薫 \_\_\_\_\_

同 署名議員 7 番 \_\_\_\_\_ 腰 山 良 悦 \_\_\_\_\_

同 署名議員 8 番 \_\_\_\_\_ 見 上 政 子 \_\_\_\_\_



令和5年3月八峰町議会定例会会議録（第4日）

---

令和5年3月17日（金曜日）

---

議事日程第4号

令和5年3月17日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 日程の追加について
- 第3 議案第24号 令和5年度八峰町一般会計予算
- 第4 議案第25号 令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第5 議案第26号 令和5年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第6 議案第27号 令和5年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 第7 議案第28号 令和5年度八峰町沢目財産区特別会計予算
- 第8 議案第29号 令和5年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算
- 第9 議案第30号 令和5年度八峰町営診療所特別会計予算
- 第10 議案第31号 令和5年度八峰町簡易水道事業会計予算
- 第11 議案第32号 令和5年度八峰町下水道事業会計予算
- 第12 議案第33号 八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について
- 追加日程第1 議案第37号 令和4年度八峰町一般会計補正予算（第13号）
- 追加日程第2 議案第38号 八峰町副町長の選任について
- 追加日程第3 議案第39号 八峰町教育長の任命について
- 追加日程第4 発議第3号 学校部活動の地域移行に関する意見書
- 追加日程第5 発議第4号 米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稻収穫量調査の基準見直しを求める意見書
- 追加日程第6 発議第5号 「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書
- 第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 第14 常任委員会の閉会中の所掌事務の調査について

---

出席議員（12人）

1番 笠原吉範

2番 伊藤一八

3番 奈良聡子

4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地 薫
7番 腰山良悦	8番 見上政子	9番 須藤正人
10番 門脇直樹	11番 山本優人	12番 皆川鉄也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	堀内満也	副町長	日沼一之
教育長	川尻茂樹	総務課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長	和平勇人
税務会計課長	成田拓也	企画財政課長	高杉泰治
福祉保健課長	石上義久	教育次長	山本節雄
学校教育課長	山内章	産業振興課長	山本望
農林振興課長	浅田善孝	建設課長	石嶋勝比古
農業委員会事務局長	工藤善美	生涯学習課長	今井利宏
あきた白神体験センター所長	菊地俊平	防災まちづくり室長	内山直光

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木 高	議会事務局庶務係長	須藤 佳奈子
--------	-------	-----------	--------

午前10時00分 開 議

○議長（皆川鉄也君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、9番須藤正人君、10番門脇直樹君、11番山本優人君の3名を指名します。

日程第2、日程の追加についてを議題とします。

議案第37号から39号、意見書提出の発議の追加につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。  
水木議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（水木壽保君） おはようございます。議会運営委員会の委員長

の水木でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、3月16日、議長同席のもと、議会運営委員会を開催し、議事日程の追加について協議いたしました。

その結果、議案第37号から議案第39号及び意見書提出の発議3件を本日の日程に追加し、別紙日程表のとおり議題とすることに決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、議案第37号から議案第39号、意見書提出の発議3件を本日の日程に追加し議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号から議案第39号、意見書提出の発議3件を本日の日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

お諮りします。本日の議事日程のうち、3月2日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました、日程第3、議案第24号、令和5年度八峰町一般会計予算から日程第12、議案第33号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入についての議事につきましては、予算特別委員長の報告の後、適時、八峰町議会会議規則第37条の規定を運用しながら進行してまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認め、お諮りのとおり議事を進行してまいりますので、よろしく願いいたします。

これより令和5年度八峰町一般会計予算及び各特別会計予算、各公営企業会計予算、特別会計への繰入についての審査の経緯と結果について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。菊地予算特別委員長。

○予算特別委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

3月2日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました、議案第24号、令和5年度八峰町一般会計予算から議案第33号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入についての審査経過とその結果についてご報告いたします。

本議案については、3月6日と7日の予算特別委員会分科会、3月9日、13日の全体会において慎重に審査いたしました。

その結果、議案第24号、令和5年度八峰町一般会計予算、議案第25号、令和5年度八

峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第26号、令和5年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、議案第27号、令和5年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、議案第28号、令和5年度八峰町沢目財産区特別会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議案第29号、令和5年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、議案第30号、令和5年度八峰町営診療所特別会計予算、議案第31号、令和5年度八峰町簡易水道事業会計予算、議案第32号、令和5年度八峰町下水道事業会計予算、議案第33号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。

なお、令和5年度予算に関する附帯意見を文書にて提出いたします。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 日程第3、議案第24号、令和5年度八峰町一般会計予算を議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対討論を行います。

1つには、新たな子育て支援対策がないことです。少子化問題は町の存亡がかかる危機的な状態にあるのではないのでしょうか。各子ども園、小学校のあり方にも影響してきます。雇用が減少することで町が衰退してしまいます。

八峰町で子育てをしたいと思う保護者には抜本的な施策が必要です。保育料の無料化は、あと100万円弱で全園児が無料になります。これは大きな目玉になります。次に、学校給食費の無料化は、あと700万円あまりで半額補助から全額補助になる。この2つが重要な鍵になります。子育て支援は、高校生まで手厚い支援がないと人口流出の歯止めが効きません。能代に住む大きな要因は、高校の通学ではないかと思われれます。この対策がありません。

次に、岩館地区海岸の防波堤延長設計に1,000万円以上計上されています。岩館地区の沿岸は分厚いコンクリートに覆われております。これを見ただけでは自然界にどのような影響を受けるか分かりませんが、近年、八峰町沿岸に見たことのない砂が堆積しています。一つ言えることは、日本海を流れている対馬海流の主流が北西の風を受けて津軽半島にぶつかり岩館から男鹿半島までの湾内を対流していることは、少し知識があれば分かることです。その対流が防波堤にぶつかり、沿岸に砂を運んでいます。冬の日本海の荒天、荒い天気は続くが、これもこの北西季節風の原因であり、洋上風力発電に目

をつける要因です。浚渫を繰り返さなければならない浅い海は高波が立ち、日本海では養殖が不向きと言われるゆえんではないでしょうか。リアス式の海外の深さとは比べものにならないと言われております。

サーモン養殖は、四者一体となって、県、町、八水、日本サーモンファームで行われますけれども、日本ファームは津軽水害被害で養殖の養魚70万匹全滅、施設にも莫大な影響を及ぼしております。親会社のオカムラ食品は、サケの稚肉で産業廃棄物法違反で逮捕されております。青森県では有名な話でありますけれども、秋田県は県外の情報は知る人ぞ知るということになっております。私は非常に危険な事業で、県工事の防波堤延長建設に莫大な費用がかかります。町が0.5%、10%負担することになります。県の担当者も専門的知識を知り尽くした上での防波堤建設でしたら、誰のための建設でしょうか。沿岸漁民は、これ以上の防波堤は必要ないと思います。

何十億の建設費の負担は、町にも関わってきます。それは子育て支援の抜本的な支援に向けていくべきではないでしょうか。そういうことからして、私はこの一般会計に反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 私は、この予算案について賛成討論いたします。

少子高齢化、人口減少という流れにあって、今後も厳しい財政状況が続くと予想されます。そんな中、突然の町長の交代にも通年型予算で町民の安心・安全を担保した予算であるということ、そして堀内町長には、新年度において町の飛躍と挑戦、変革の強固な意思と明確なビジョンを持って、恐れずに果敢に挑戦する高い期待を申し上げて、予算を賛成したいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものであります。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。



日程第4、議案第25号、令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算を議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対を行います。

国民健康保険の資格証明書の発行は12世帯15人、短期保険証は26世帯44人です。資格証明書の発行をやめて短期証明書へ移し、支払い計画を立てるなど、懇切丁寧な相談と減免申請を紹介する対策をとって、誰でも安心して医療を受けられるようにしなければなりません。資格証明書では病院に行きそびれが生じます。重篤化してしまいます。最終的には国保会計に負担を与える、こういう逆効果になってしまいます。国保会計の負担を軽くするのは、早期発見・早期治療が鉄則だと思います。一般会計から国保会計に国庫支出金、負担金で、均等割未就学児12人に半額補助で28万5,000円おりています。あと半額、町が負担すれば、未就学児均等割負担がゼロになって国保負担が軽減することになります。家族が増えると国保税が上がる、この仕組みを軽減していかなければなりません。ゼロ歳から義務教育の児童は、後期高齢者、まあ18歳までもそうですけれども、後期高齢者医療保険の支援金、介護保険支援金を払っています。これは、ほかの協会けんぽや企業けんぽ、こういうところにはこういう仕組みはありません。この分、国保料は高くなっております。赤ちゃんが生まれて、まず国保税が3万8,000円増える、この仕組みを変えていかなければなりません。この矛盾を少しずつ解消している自治体が今増えています。

以上の対策が見られないことから、国民健康保険税特別会計に反対をします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 賛成討論いたします。

国民健康保険は、高齢化や高度医療の普及などによって医療費が増大している中で、十分に議論した町の財政運営、それから税の公平性の観点で十分に論議したと考えます。そして、国民健康保険の広域化で健康保険事業を反映した今年度の国保の会計予算は妥当と判断し、賛成いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。

この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第26号、令和5年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算を議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対討論を行います。

介護保険料が年金者を苦しめています。例えば年86万3,118円の年金者は、7万9,000円の保険料、0.91%払ってます。また、その奥さんは年71万6,998円で、0.97%の保険料を払っています。1カ月10万円、年120万円弱の介護施設料入所費は、この中から払えず、家庭生活を脅かしています。町内の特養施設は2施設ありますけれども、入ることは大変困難になっております。ショートステイを繰り返している人がかなりいると思われれます。介護施設が高額になった理由は、本人利用負担が4万5,000円であっても、食事代や多床室負担が5万円と増えてるからです。5万円を超えているからです。これは介護保険制度が見直されるたびに値上がりしてきたものです。これはほんの一例です。自分の年金で介護施設に入所できないことや、介護保険料が年金額と比較して非常に高くなっている、その仕組みに反対です。国の定めた介護保険制度を変えなくてはなりません。町の特養のベッド数を増やすこと、そして更なる軽減負担をするべきとの立場から反対です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 賛成討論いたします。

介護保険は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、介護保険事業の円滑な運営を図ることを目的に予算計上されております。介護予防の取り組みや地域包括支援センターの運営や認知症施策などの事業を実施することが予定されていることは、親の介護を委ねる。自らもお世話になるかもしれないと、介護保険特別会計予算について賛成いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第27号、令和5年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対討論を行います。

普通徴収の高齢者は283人です。年金月1万5,000円未満で、通帳から引き落としできない人は納付書が配付されます。支払い能力がない人は家族が負担しています。この制度の問題は、無年金者も保険料を払うことです。国は、保険料の増減を2024年度に73万円、2025年度に80万円と段階的に引き上げる修正案を示しました。2024年度からは保険料が上がるのは年収21万1,000円を超える人たちで、全体のおよそ27%になります。昨年10月から医療費が新たに単身世帯で年200万円以上、複数世帯合わせて320万円だと2割負担になり、加入者の20%に当たりますけれども、これは370万で、この割合は多分当八峰町の場合はほとんどで当てはまるのではないかと思います。政府はさらに改正して、年収153万円を超える対象者に14.06%の窓口負担を行おうとしています。国保税のように減免制度や医療費負担一部制度もなく、入院を伴う救済はありません。負担が増え続け、軽減措置のないこの制度そのものに反対と、町の独自支援を求めて反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第28号、令和5年度八峰町沢目財産区特別会計予算を議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対討論を行います。

陸上風力発電が広域農道に4基、水沢海岸に4基、新たに建設されます。1基4,200kWで、ポンポコ山の7基と同じ規模のものです。民家から近いところでは600mくらいあり、海岸沿いではゴルフ場近くの海岸側に2基建ちます。そのうち北側は埜川を挟んで民家と高齢者施設が多く建っているカッチキ台の近くです。一部住宅に説明しただけでなく、地域、峰浜地域全体が広域農道、海岸線、沿岸と、3方向にどのくらいの大さの風力発電が建てられるのか、そのリスクを伝え、町には土地貸付料全額入り、95%財産区に入るなどの掘り下げて住民一人一人にアンケートをとって知らせることが必要だと思います。今でも健康被害を訴える人がいます。農作業中、風力発電の稼働の影響や、高圧電流が風力発電建設場所から広域農道の電柱がありますけれども、そこへ通しての朴瀬の変電所まで通る、この間、地下ケーブルが流れます。どこを通るのか、そして高圧電磁波が流れること、こういうことを町民に周知して、関係する地域には一人一人納得するものでなければなりません。財産区だけに任せないで、町の責任でもあります。

以上の対策が見られませんので、私は反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第29号、令和5年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、日程第9、議案第30号、令和5年度八峰町営診療所特別会計予算、日程第10、議案第31号、令和5年度八峰町簡易水道事業会計予算、日程第11、議案第32号、令和5年度八峰町下水道事業会計予算、日程第12、議案第33号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入については、八峰町議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、日程第8、議案第29号、令和5年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算から日程第12、議案第33号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入については、一括議題とすることに決定しました。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第29号から議案第33号を一括して採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第29号から議案第33号は原案のとおり可決されました。

追加日程第1、議案第37号、令和4年度八峰町一般会計補正予算(第13号)を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長(日沼一之君) 議案第37号についてご説明いたします。

議案第37号、令和4年度八峰町一般会計補正予算(第13号)。

令和4年度八峰町の一般会計補正予算(第13号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ730万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億432万5,000円とするものでございます。

令和5年3月17日提出

八峰町長 堀内満也

このたびの補正予算は、除雪費の追加補正でございます。

除雪費につきましては、2月8日付けで専決処分し、3月2日開催の3月議会定例会でご承認いただいておりますが、2月末までの町道路線の除雪作業のほか、排雪作業についても多くの稼働時間を要しており、今後は冬期間通行止めとしておりました町道の除雪や排雪を要するところが数カ所あることから追加提案させていただき、追加補正するものでございます。

歳入歳出の補正理由について、事項明細書6ページ以降をご覧くださいながら歳入歳

出の順にご説明いたします。

6・7ページをお開き願います。

歳入でございますが、19款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出補正の調整のため、財政調整基金繰入金730万円の追加補正でございます。

続きまして歳出をご説明いたします。

8・9ページをお願いいたします。

8款土木費2項道路橋梁費4目除雪費の730万円の追加補正でございます。内訳としまして、10節需用費の燃料費につきましては、除雪車両の軽油代として80万円の追加補正でございます。12節委託料につきましては、除排雪車両の借上げを含めた除雪オペレーター等への除排雪業務委託料650万円の追加補正でございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第37号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。  
これより議案第37号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2、議案第38号、八峰町副町長の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議案第38号、八峰町副町長の選任について。

八峰町副町長として次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

住 所 八峰町峰浜水沢字三ツ森カッチキ台8番地1

氏 名 田 村 正

令和5年3月17日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由としましては、現八峰町副町長の日沼一之氏が令和5年3月31日付けで辞職したい旨の届け出があり、これを受理することといたしました。新たに田村氏を八峰町副町長に選任したいため、議会の同意を求めるものでございます。

なお、ご同意いただけた場合の田村氏の任期は、令和5年4月1日から令和9年3月31日の4年間となります。

以上、よろしくご審議の上、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第38号について質疑を行います。質疑ありませんか。

9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 八峰町が誕生して17年になろうとしております。旧八森町、旧峰浜村、その両町村が融合・融和が醸成され、もう今までは一体となったといっても過言ではないと思います。しかしながら、今日まで旧八森町から町長が選出されると副町長は旧峰浜村、峰浜村から町長が選出されると八森地区から副町長というふうな形で今日まで至っております。今回も旧八森町から町長が誕生して、そして副町長が旧峰浜村と、そういう形になっております。今、町民も、もう八森、八峰町として融和・融合がされ、そして一体となっているこの中で、そういう形でこの副町長が選出される。町長にとってはどうしてもその相手方の、反対側のその地区から選出したい、そういう思いが今でもあるのか。私は、もう年月が過ぎております。一体となっております。もう町長のすぐそばの人が副町長になっても私はおかしくない、そういう時代に入っていると思います。堀内町長は、やはり今回も自分が旧八森地区、副町長がどうしてもやっぱり峰浜村から選出したいという思いでこの人事になっているのか。それとも人材として、これからはやっぱり人材としてたまたま峰浜地区になったということなのか。堀内町長の思いですね、これからのこの旧町村の、一体となった町村のそのあり方、そういうものについて述べていただきたい。私は、この人事案に反対するものではありません。よろしくお願いしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 須藤議員のご質問でございますけども、私、皆様ご承知のとおり

27年ぶりにこの地元に帰ってきました。そして私が町長就任以降、その副町長をどうするかというところをすごく悩んだところでもあります。そうした中で様々な方にいろんなことを聞きながらですね、副町長どうするかというところをいろんなご意見もいただきましたし、そしてまた私も相当悩みました。そうした中で、当然ながらも私の中では八峰町は一つだというその認識のもと、これまでの慣例にならうことなく、すべからく八森、旧峰浜関係なくですね人材を探したところでもあります。そうした中で、たまたまその会話を重ねる中で田村さんと何度か話をしましたけども、この人なら私支えてくださると。そしてまた八峰町の発展に寄与するというのをトータルで考えまして、田村さんをお願いしたところですね、今回改めて頑張るといった返事をいただきましたので、田村さんを今回お願いするところでもあります。

決して私が旧八森で、田村さんが旧峰浜という、だからそういったことで決めたというわけではなくて、あくまでもオール八峰として私の意見を今回提案させていただいてるということでもありますので、何とぞご理解いただきたいと思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

この採決は無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本案は無記名投票で行うことに決定しました。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（皆川鉄也君） ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名します。

立会人は、八峰町議会会議規則第32条第2項の規定により、1番笠原吉範君、2番伊藤一八君、3番奈良聡子さんの3名を指名します。



投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(皆川鉄也君) 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(皆川鉄也君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(皆川鉄也君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わり、開票を行います。

先ほど立会人に指名した3名は、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(皆川鉄也君) 投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ。

有効投票のうち賛成11票。有効投票のうち反対ゼロ票。以上のとおり賛成が多数であります。したがって、議案第38号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

休憩します。

午前10時46分 休憩

.....  
午前10時46分 再開

○議長(皆川鉄也君) 会議を再開いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(皆川鉄也君) 追加日程第3、議案第39号、八峰町教育長の任命についてを議題

とします。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議案第39号、八峰町教育長の任命についてであります。

八峰町教育長として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住 所 八峰町八森字小入川家の上65

氏 名 鈴木 洋 一

令和5年3月17日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、現八峰町教育長の川尻茂樹氏が令和5年3月31日付けで辞職したい旨の届け出があり、これを受理することとしました。新たに鈴木氏を八峰町教育長に任命したいため、議会の同意を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第39号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

この採決は無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本案は無記名投票で行うことに決定しました。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（皆川鉄也君） ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名します。

立会人は、八峰町議会会議規則第32条第2項の規定により、4番芦崎達美君、5番水木壽保君、6番菊地 薫君の3名を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長（皆川鉄也君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（皆川鉄也君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長（皆川鉄也君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

先ほど立会人に指名した3名は、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（皆川鉄也君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち賛成11票。有効投票のうち反対ゼロ票。以上のとおり賛成が多数であります。したがって、議案第39号は原案のとおり同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（皆川鉄也君） 追加日程第4、発議第3号、学校部活動の地域移行に関する意見書を議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番(山本優人君) この発議については反対いたします。

今後、民間人の指導によってですね生徒の安全、生徒の送り迎えや親の経済的な負担、こういう問題に対しての提案も何もない内容。単にですね教職員の労働時間の短縮に過ぎない陳情の中身と一緒にこの意見書については、私は議会として出すべきではないというふうに思いますので反対いたします。

○議長(皆川鉄也君) ほかに討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(皆川鉄也君) 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

追加日程第5、発議第4号、米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稻収穫量調査の基準見直しを求める意見書を議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決され

ました。

関係機関に意見書を送付いたします。

追加日程第6、発議第5号、「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書を議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

休憩いたします。

午前10時59分 休憩

.....  
午前11時00分 再開

○議長(皆川鉄也君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

奈良議員より発言を求められておりますので、奈良議員の発言を認めます。3番奈良聡子さん。

○3番(奈良聡子さん) 3月14日の私の一般質問、職員再任用制度の運用状況についての中で、職員の人事権に関する質疑を行ってしまいました。本来、職員の採用、昇任等の人事に関して関与すべきではなく、お詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

なお、会議録中、別紙に関する部分については削除いただきますよう、よろしくお願

いたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいま奈良議員から発言に対する謝罪と会議録の一部削除の申し出がありました。

お諮りします。奈良議員から申し出のとおり、会議録の一部を削除することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、会議録の一部を削除いたします。

日程第13、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定により、次期議会の会期、日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第14、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、八峰町議会委員会条例第2条に規定する所管事項について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって令和5年3月八峰町議会定例会を閉会いたします。

皆さんどうもお疲れ様でございました。

午前 11 時 04 分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆川鉄也

同 署名議員 9番 須藤正人

同 署名議員 10番 門脇直樹

同 署名議員 11番 山本優人